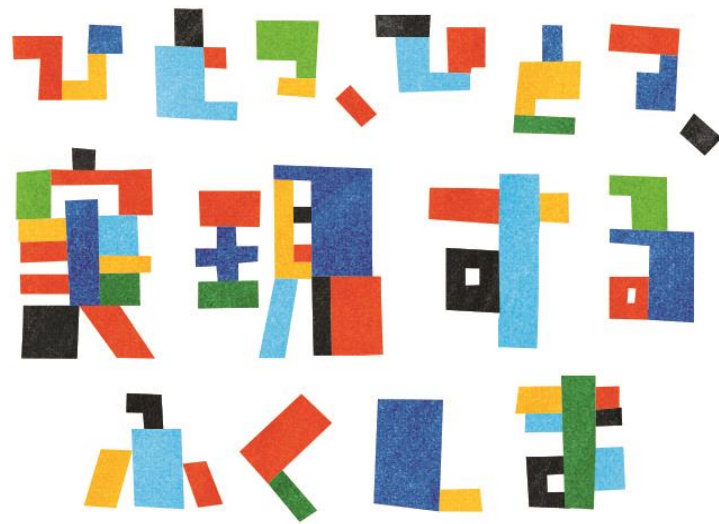


令和7年度主要事業PR版



令和7年3月21日

福島県農林水産部

目次

※ **新規**：令和7年度新規事業

一新：令和6年度事業内容を見直し内容を追加して構築した事業

I	東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化	
1	福島ならではの農林水産物高付加価値化推進事業【農林企画課】	1
2	福島県営農再開支援事業【農業振興課】	4
3	原子力被災12市町村農業者支援事業【農業振興課】	11
4	被災地域農業復興総合支援事業【農業振興課】	13
5	福島県高付加価値産地展開支援事業【農業振興課】	15
6	避難農業者経営再開支援事業【農業振興課】	17
7	放射性物質除去・低減技術開発事業（農業）【農業振興課】	19
8	放射性物質除去・低減技術開発事業（森林林業）【森林計画課】	21
9	放射性物質除去・低減技術開発事業（海面）【水産課】	23
10	放射性物質除去・低減技術開発事業（内水面）【水産課】	25
11	ふくしま復興農地利用集積対策事業【農業担い手課】	27
12	企業農業参入サポート強化事業（復興）【農業担い手課】	29
13	農業系汚染廃棄物処理事業【環境保全農業課】	31
14	農業近代化資金融通対策事業【農業経済課】	33
15	農家経営安定資金融通対策事業【農業経済課】	36
16	福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業【農産物流通課】	39
17	米の全量全袋検査（避難指示等市町村）推進事業【水田畑作課】	41
18	肉用牛全頭安全対策推進事業【畜産課】	43
19	水産業復興加速化総合対策事業【水産課】	44
20	ふくしまの漁業の魅力体感・発信事業【水産課】	47
21	東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業【水産課】	49
22	水産物流通対策事業【水産課】	51
23	漁場復旧対策支援事業【水産課】	54
24	共同利用漁船等復旧支援対策事業【水産課】	56
25	復興基盤実施計画【農村計画課】	58
26	復興基盤総合整備事業【農村基盤整備課】	60
27	ため池等放射性物質対策事業【農地管理課】	63
28	ふくしま森林再生事業【森林整備課】	65
29	広葉樹林再生事業【森林整備課】	67
30	放射性物質被害林産物処理支援事業【林業振興課】	69
31	安全なきのこ原木等供給支援事業【林業振興課】	71

32	里山再生事業【森林保全課】	73
33	治山事業（復興創生）【森林保全課】	75
34	森林環境モニタリング調査事業【森林保全課】	77
Ⅱ 多様な担い手の確保・育成		
35	福島大学と連携した地域農業モデル創出事業【農林企画課】	79
36	一新地域計画策定・実現加速化支援事業【農業担い手課】	81
37	農業でふくしまぐらし支援事業【農業担い手課】	84
38	福島県農業経営・就農支援センター運営事業【農業担い手課】	86
39	一新ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業【農業担い手課】	88
40	農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業【農業担い手課】	91
41	ふくしま集落営農活性化プロジェクト促進事業【農業担い手課】	93
42	一新新規就農者育成総合対策事業【農業担い手課】	95
43	農業短期大学校施設統合整備事業【農業担い手課】	98
44	農業短期大学校運営費【農業担い手課】	100
45	ふくしま有機農業ひとつづくり強化支援事業【環境保全農業課】	102
46	福島県収入保険加入促進事業【農業経済課】	104
47	家畜疾病経営維持資金利子補給等事業【農業経済課】	106
48	福島県次世代漁業人材育成確保支援事業【水産課】	109
49	林業アカデミーふくしま運営事業【森林計画課】	111
Ⅲ 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進		
50	福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業【農業振興課】	113
51	福島イノベ構想に基づく水産業先端技術展開事業【水産課】	115
52	福島県産農産物競争力強化事業（研究）【農業振興課】	117
53	新規温暖化・担い手減少対応の農業研究強化事業【農業振興課】	119
54	農地利用集積対策事業【農業担い手課】	121
55	農村環境整備事業実施計画費【農村計画課】	123
56	経営体育成基盤整備事業 他【農村計画課・農村基盤整備課】	125
57	かんがい排水事業 他【農村基盤整備課・農地管理課】	128
58	花粉の少ない森林づくり事業【森林整備課】	131
Ⅳ 需要を創出する流通・販売戦略の実践		
59	福島ならではの農林水産物ブランド力強化推進事業【農林企画課】	133
60	農林水産業情報発信強化事業【農林企画課】	135
61	一新第三者認証GAP等取得促進事業【環境保全農業課】	137
62	農林水産物等緊急時モニタリング事業【環境保全農業課】	140
63	ふくしまの恵み安全・安心推進事業【環境保全農業課】	142
64	ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業【農産物流通課】	144
65	ふくしま‘食の基本’推進事業【農産物流通課】	148

66	花き輸出体制構築支援事業【園芸課】	150
67	「ふくしまならではの花き」産地育成支援事業【園芸課】	153
68	園芸グローバル産地育成強化事業【園芸課】	155
69	地域特産活用産地づくり支援事業【園芸課】	157
70	福島県産水産物競争力強化支援事業【水産課】	160
V 戦略的な生産活動の展開		
71	新規 ふくしま型農業DX推進事業【農業振興課】	163
72	みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業【環境保全農業課・農業振興課】	166
73	環境にやさしい農業拡大推進事業【環境保全農業課】	169
74	オールふくしまの酒づくり支援事業【水田畑作課・農業振興課】	172
75	ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業【水田畑作課】	175
76	オリジナルふくしま水田農業推進事業【水田畑作課】	178
77	新規 次世代園芸産地づくり支援事業【園芸課】	180
78	果樹園地継承促進事業【園芸課】	183
79	県育成品種種苗安定供給事業【園芸課】	185
80	県育成オリジナル品種活用産地づくり支援事業【園芸課】	187
81	風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業【園芸課】	189
82	ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業【園芸課】	191
83	新基本計画実装・農業構造転換支援事業（強い農業づくり整備事業）【園芸課】	194
84	産地生産基盤パワーアップ事業（強い農業づくり整備事業）【園芸課】	196
85	園芸産地における事業継続強化対策（強い農業づくり整備事業）【園芸課】	198
86	産地生産力強化総合対策事業【園芸課】	200
87	一新 次世代型ふくしまの畜産推進事業【畜産課】	202
88	一新 飼料価格高騰対策事業【畜産課】	204
89	ふくしまならではの自給飼料増産推進事業【畜産課】	206
90	ふくしまの畜産復興対策事業【畜産課】	209
91	新規 ふくしまプライド。優良和牛育成支援事業【畜産課】	212
92	栽培漁業振興対策事業【水産課】	214
93	さけ資源増殖事業【水産課】	216
VI 活力と魅力ある農山漁村の創生		
94	ふくしまの元気を創る地域産業6次化推進事業【農林企画課】	218
95	新規 ふくしま地域産業6次化新ビジネス推進事業【農林企画課】	220
96	一新 鳥獣被害対策強化事業【環境保全農業課】	222
97	地域の力で進める！鳥獣被害対策事業【環境保全農業課】	225
98	「いなかといいなか」農村関係人口創出事業【農村振興課】	228
99	中山間地域等直接支払事業 他【農村振興課】	230
100	遊休農地活用促進総合対策事業【農村振興課】	233

101	農村RMO形成推進事業【農村振興課】	236
102	防災ダム事業 他【農村基盤整備課】	238
103	中山間地域総合整備事業【農村基盤整備課】	241
104	ため池等整備事業 他【農地管理課】	243
105	森林とのきずな事業【森林計画課】	246
106	新規地域林政アドバイザー活用支援事業【森林計画課】	248
107	森林情報（クラウド）活用推進事業（森林環境適正管理事業）【森林計画課】	250
108	治山事業（一般治山事業）【森林保全課】	252

福島ならではの農林水産物高付加価値化推進事業（継続）

1 目的

市場ニーズを捉えた県オリジナル品種の開発、売れる6次化商品づくりとブランドの展開、国内外に向けた販路開拓支援等を通じて、県産農林水産物がもつ様々な魅力を多方面に発信しその評価を高めるとともに、県産農林水産物の高付加価値化を図る。

2 事業内容

- (1) 福島県オリジナル品種開発に向けた市場調査
オリジナル品種の開発による高付加価値化と競争力の強化を図ることを目的として、市場ニーズを的確に把握するための市場調査を実施する。
- (2) 6次化・販路開拓推進事業
県産農林水産物の高付加価値化を進めるため、売れる6次化商品づくりとそのブランド化、県内外の販路拡大や魅力発信の取組を支援する。
 - ア 6次化商品販路拡大事業
商品それぞれの強みを活かしたプロ目線による商品改良や販路拡大など、6次化商品のブランド化を支援する。
併せて、各地方の特色を活かした商品開発やマッチングにより販路拡大を支援する。
 - (ア) ふくしま満点堂ブランド確立推進事業
「ふくしま満点堂」の取組により、県内6次化商品の磨き上げと販路拡大を支援するとともに、商売ベースでの継続的なブランドの運営を推進する。
 - (イ) 6次化地方ネットワーク活動推進事業
県内各地方における6次化ネットワークの活動を支援する。
- イ 「チームふくしまプライド。」活動支援事業
県産品を応援する人の組織化を目指す福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」の活動を支援する。

1

- (3) 攻めの海外販路回復・拡大事業
県産農林水産物の高付加価値化を進めるため、今もなお残る原子力発電所事故による輸入規制の撤廃に向けて戦略的な情報発信を展開するとともに、日本産品の輸出が発展途上にある海外マーケットへ販路拡大を図る。
 - ア 有望輸出国への県産農林水産物等の魅力等発信事業
輸入規制が残る国・地域に対し、県産農林水産物等の魅力や安全性を発信する情報コンテンツの作成・配信、有識者等の招へい及び交流事業の実施、試食会・商談会等を開催する。
 - イ 農産物等海外販路開拓支援
輸出に意欲的な県内農業者団体等が海外販路開拓のために実施する商談会や展示会出展等の活動を支援する。

- 3 事業主体 (1) 及び (2) ア、(3) ア 県
(2) イ 民間団体等
(3) イ 農業団体等

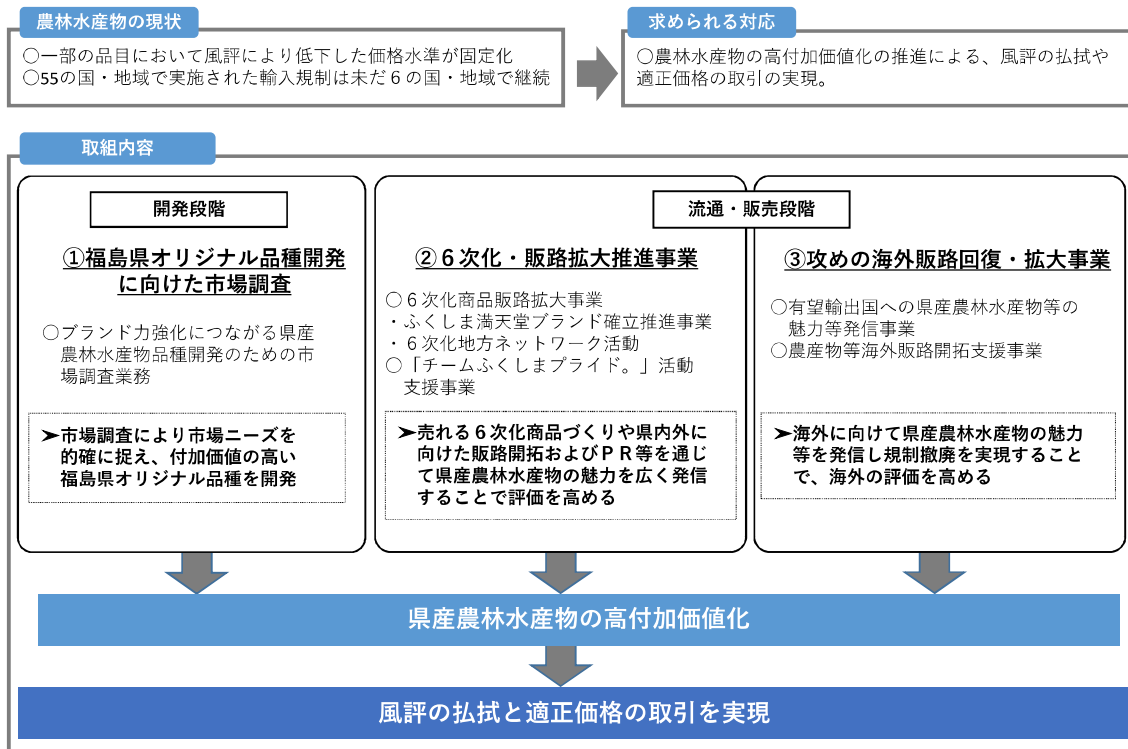
4 事業費 102,425千円(国 102,425千円、県 一千円、その他 一千円)

- 5 補助率 (2) イ 定額
(3) イ 3/4以内、定額

6 事業期間 令和5年度～令和7年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8041】

令和7年度 福島ならではの農林水産物高付加価値化推進事業【予算額：102,425千円】



3

福島県営農再開支援事業（継続）

1 目的

原子力災害により、農作物等の生産断念を余儀なくされた避難区域等においては、営農再開に向けた環境が整っていないことから、農業者が帰還して、安心して営農再開できることを目的として行う一連の取組を支援する。

2 事業内容

- (1) 除染後農地等の保全管理

原則、除染作業が完了した農地のうち、将来、営農が再開される見込みのある農地であって、営農が再開されるまでの間、当該農地における除草等の保全管理、地力増進作物の作付や肥料・土壌改良資材の施用等の土づくり、営農再開に必要な不可欠な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修の取組を支援する。
- (2) 鳥獣被害防止緊急対策

避難区域等の営農再開に向けて阻害要因となる野生鳥獣対策のため、被害防止活動の実施や被害防止施設の整備などの取組を支援する。
- (3) 放れ畜対策

東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内で放れ畜となった牛等について、営農再開や帰還の支障となっているものの捕獲に向けた柵等の整備、捕獲、マーキング等の作業等を実施する。
- (4) 営農再開に向けた作付・飼養実証

ア 稲の実証栽培
 稲の作付再開準備区域等において、区域内に農地を有する農家等が帰還後に安心して水稻栽培を再開できる技術体系を実証する取組を支援する。

イ 野菜等の出荷等制限解除
 避難区域等において、ホウレンソウ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー等のアブラナ科花蕾類、カブ等の出荷制限等の解除に向けた実証栽培を行う。

4

ウ 野菜、花き及び飼料作物の実証栽培

避難区域等において、野菜、花き及び飼料作物の営農再開に向け、収量・品質を確保する栽培管理等の手法を実施するための取組を支援する。

エ 家畜の飼養実証

地域畜産の営農再開に向けて、安全な畜産物が生産出来ることを確認するための乳牛及び肉用牛の飼養実証に必要な経費を支援する。

オ 実証研究

避難区域等において、農業者の営農再開に対する不安を払拭することで地域の営農再開等を進めるため、県が地域の協力のもと、営農再開を希望する現地ほ場において、既存研究成果等を活用した実証栽培を行う。

- (5) 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援
避難指示の解除や除染の終了等により営農再開が可能となった農地のうち、避難からすぐに帰還しない農家の農地等を作業受託組織等が一時的に水稲、大豆、飼料作物などを栽培して管理耕作する場合には必要な農業機械の導入等を支援する。
- (6) 放射性物質の交差汚染防止対策
放射性物質が付着した耨り機等を使用することにより、農産物が放射性物質に汚染されることを防止するため、交差汚染防止対策の実施・指導に係る取組や耨り機等とも洗いに係る経費を支援する。
- (7) 新たな農業への転換支援
土地利用型作物における大規模で効率的な生産体制構築のための大区画化・組織的経営による営農再開の取組や園芸作物における新たな栽培方法・品目への転換による営農再開の取組を支援する。
- (8) 家畜の導入支援
営農再開等に必要となる家畜の導入に係る経費を支援する。
- (9) 水稲の作付再開支援
除染が終了した水田のうち、次年度に作付が再開される見込みの水田について、水稲の作付再開に必要な耕盤再形成や均平化のための代かき、獣害により損傷を受けた畦畔の修復に係る取組を支援する。
- (10) 除染後農地の地力回復支援
ア 堆肥・酸度矯正資材の施用による地力回復

5

除染特別地域で表土剥ぎによる除染を実施したほ場におけるたい肥等の調達経費・散布経費等を支援する。

イ 大型機械による深耕

除染特別地域で表土剥ぎによる除染を実施したほ場における大型機械による深耕を行うための経費を支援する。

- (11) 地域営農再開ビジョン策定支援
避難区域等の営農再開に向けて、農業者の意向把握、担い手の再編、農地の集積など地域営農の展望（ビジョン）を総合的に検討するための取組を支援する。
- (12) 先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援
ア 大規模な営農再開拠点の構築
農地所有適格法人等が、市町村、農業協同組合、機械メーカー及び流通事業者等と連携し、大規模な営農再開拠点を構築するための先端技術の実装、新規作物の導入、管理耕作等の取組を支援する。
イ 大規模な営農再開拠点の構築体制の推進
アの成果の普及・啓発活動を実施する。
- (13) 放射性物質の吸収抑制対策
土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を図るため、カリ質肥料等の施用、低吸収品目・品種等への転換、果樹等の改植・剪定、反転耕・深耕の対策を支援する。
- (14) 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備
放射性物質の吸収抑制対策等を効果的に実施するため、土壌・農産物等の分析、カリ散布状況等を記載した台帳の整備や現地調査の実施などの取組を支援する。
- (15) 特認事業
原子力発電所事故によって中止を余儀なくされた農産物生産の再開及び出荷制限等の解除への取組を阻害する課題に迅速に対応するための取組を支援する。
ア 営農再開に向けた復興組合支援
復興組合等が営農再開に向けた農地の保全管理等の事業に取り組む際に必要となる経費を支援する。
イ 稲作生産環境再生対策
作付中止期間に獣害により損傷した畦畔等の修復や追加的に必要となった雑草等の防除のほか、避難区域等以外の地域におけ

6

- る交差汚染を防止するための糞すり機等のとも洗いなどの取組を支援する。
- ウ 農業者の安全管理支援
農業者が安心して営農できるよう、放射線に関する健康講座の開催のほか、農作物・農地土壌等の放射性物質に関する調査、分析の取組を支援する。
 - エ 作付再開水田の漏水対策
長期間にわたって水稲の作付を休止した水田における作付再開を円滑に推進するため、通常の営農活動に追加して行う漏水対策を支援する。
 - オ 「たらのめ」生産再開支援
避難区域等において管理を再開した「たらのき」園地における追加的防除及び改植を支援する。
 - カ 作付再開に伴う水稲苗の供給支援
米全量生産出荷管理等の対象区域において、水稲苗の育苗を他市町村で行う場合、生産した苗の区域内への輸送に必要な掛かり増し経費を支援する。
 - キ 避難指示解除区域における飼料生産供給対策
避難指示解除区域で除染後農地を活用した飼料作物の作付と、生産された飼料の県内流通に必要な供給体制の整備、飼料分析等を支援する。
 - ク 除染後牧草の品質・生産性回復対策
原発事故後に除染と吸収抑制対策（カリ質肥料の散布）を実施した牧草地を対象として、土壌分析結果に基づく苦土石灰の施用を支援する。
 - ケ 有害鳥獣生息状況調査に基づく被害防止対策パッケージ実施支援
県が市町村と連携し、イノシシ、ニホンザル等の生息状況等の把握などにより、対象地域内の状況を踏まえた総合的な対策を講じる体制整備を支援する。
 - コ 集落単位等で農地を作付管理する地域への支援
集落ぐるみでの地域営農の再構築を図るため、実践モデルほ場の設置や農業用機械のリース導入、農地の作付管理等を支援する。
 - サ 避難区域等における農業者等の確保支援

7

- 避難区域等における新規就農や企業参入等の実現可能性を把握し、地域営農再開ビジョン等へ反映していくため、活用可能な支援策等の調査、就農・参入モデルの策定、就農・参入上の課題・要望調査、地域の受け入れ体制の調査、各種調査結果や情報等のプラットフォームの構築の取組を支援する。
- シ 担い手への農地集積に向けた準備への支援
地域営農再開ビジョン等により担い手への農地集積が見込まれる農地について、当該農地における除草等の荒廃防止、地力増進作物の作付や肥料・土壌改良資材の施用等の土づくり、営農再開に必要な不可欠な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修の取組を支援する。
 - ス 作付再開水田の均平化支援
新たに水稲等の作付を再開する農地又は再開して間もない農地において、大型機械による乾土均平の取組を支援する。

- 3 事業主体** (1)、(4) のア、ウ、エ、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(13) 市町村、農業協同組合、農業者団体等
(2) 市町村、協議会等
(3)、(4) のイ、オ、(12) のイ 県
(8) 農業者、農業法人等
(11) 市町村、農業協同組合、協議会等
(12) のア 農業法人、農業協同組合等
(14) 県、市町村、農業協同組合等
(15) のア、キ 農業協同組合、農業者団体等
(15) のイ、エ、オ、ク、サ、シ、ス 市町村、農業協同組合、農業者団体等
(15) のウ 県、市町村、農業協同組合等
(15) のケ 県
(15) のカ 市町村、農業協同組合等
(15) のコ 農業者団体等

- 4 事業費** 3, 155, 772千円（国 一千円、県 一千円、その他 3, 155, 772千円）

- 5 補助率 定額、1/2以内等
- 6 事業期間 平成24年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

福島県営農再開支援事業の活用イメージ

令和7年1月
福島県農業振興課



原子力被災12市町村農業者支援事業（継続）

1 目的

避難地域12市町村において、営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械、施設等の導入を支援する。

2 事業内容

(1) 避難地域12市町村において、事業実施主体が営農再開等を行う場合、以下の取組に必要な経費について助成する。

- ア 農業用機械等の導入
農作物の生産、流通、販売に必要な機械の導入に要する経費
- イ 農業用施設整備・撤去
農作物の生産に必要な施設の整備・撤去に要する経費
- ウ 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入

3 事業主体 避難地域12市町村において営農再開や規模拡大、新規作物の導入等を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等）

4 事業費 502,115千円（国 一千円、県 一千円、その他 502,115千円）

5 補助率 3/4以内 上限1,000万円×3/4
（市町村が特に認める場合は、上限3,000万円×3/4）

6 事業期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

11

原子力被災12市町村農業者支援事業

令和7年1月
農業振興課

原子力発電所事故の被災12市町村において、農業の再生を進めるため、営農再開に必要な初期経費を支援する。

支援内容

被災12市町村における営農再開及び規模拡大に必要な機械・施設の導入等を支援



農業用機械の導入



施設の導入

【支援対象】

被災12市町村で営農再開等を行う農業者
（新規就農者も対象）

【補助対象経費】

農業用機械、施設、果樹の新植・改植、
花き等の種苗 など

【補助率等】

補助率 **3/4以内**
補助対象経費の上限額 1,000万円
（市町村の特認の場合は3,000万円）

- 営農再開及び新たに営農を行う農業者の初期投資を大幅に軽減
- 農業者の自立を促進することにより、地域全体の復興を加速化

令和7年度当初予算
502,115千円

12

被災地域農業復興総合支援事業（継続）

1 目的

原子力災害により被災した地域において、農業の復興のため、様々な農業用施設等を一体的に整備する必要がある。

このため、市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援し、地域の意欲ある多様な経営体の育成・確保及び早期の営農再開を図る。

2 事業内容

(1) 被災市町村が被災農業者等への貸与を目的に、農業用施設・機械を整備する経費について補助する。

ア 交付対象

- ・生産、加工、流通、販売に必要なハウス、水耕栽培施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設等の農業用施設
 - ・トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械
- ※農業用機械施設補助の整理合理化通知は適応されない。

3 実施主体 市町村（原子力災害により被災した12市町村）

4 事業費 16,883,447千円（国 3,166,611千円、県 一千万円、その他 13,716,836千円）

5 補助率 3/4以内（別途、震災復興特別交付税措置予定）

6 事業期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

13

被災地域農業復興総合支援事業(福島再生加速化交付金)

事業概要

原子力災害により被災した市町村が策定する計画に掲げられた農業復興を実現するため、市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援する。

補助対象

- ① 生産・加工・流通・販売に必要なハウス、水耕栽培施設、農業用水施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設などの農業用施設
- ② トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械

対象地域

原子力被災12市町村

交付団体

福島県

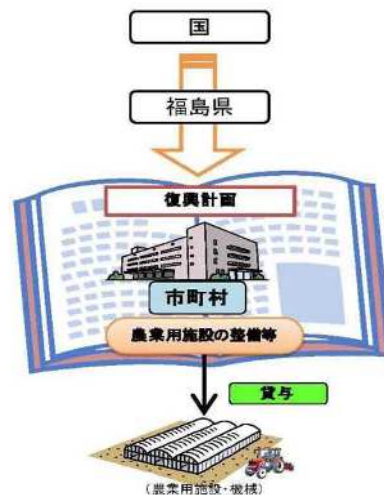
事業実施主体

市町村

国庫補助率等

国:3/4、
事業実施主体:1/4

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。
※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。



14

福島県高付加価値産地展開支援事業（継続）

1 目的

避難地域1・2市町村の営農再開の加速化に向け、生産、加工等が一体となった高付加価値生産等を、市町村を越えて広域的に展開する産地の創出に必要な取組を支援する。

2 事業内容

(1) 推進事業

高付加価値産地の展開に必要な、機械リース、生産資材や家畜の導入、高収益作物の導入や新たな栽培技術及びICTの導入等に向けた調査・検証、出荷規格の統一や効率的な出荷体制の構築に向けた調査・検証、耕畜連携の推進、コントラクターの育成等を支援する。

3 事業主体

(1) 農業者団体、農業者、民間事業者等

4 事業費

295,000千円（国 250,000千円、県 45,000千円、その他 1千円）

5 補助率

(1) のうち機械リース 国3/4以内、県9/40以内
(1) のうち機械リース以外 定額

6 事業期間

令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

15

福島県高付加価値産地展開支援事業

令和7年1月
農業振興課

(R7当初予算額：295,000千円)

背景

- ・避難地域の営農再開率は震災前の4割。
- ・農業の担い手の確保が極めて重要な課題。
- ・これまでの取組は市町村単位で、個々の経営体の点的な再開。
- ・農業産出額は、全県では震災前の9割まで回復しているが、避難地域では震災前の1割に停滞。

地域外から参加者を呼び込み、安心して営農ができる魅力的な農業を広域的に展開することが不可欠

販路を有する実需者等と連携した産地形成が必要

※農水省が令和2年7月に公表した「市町村を越えた広域的な高付加価値産地構想」を具体化するため、本事業を予算化。

事業内容

整備事業（ハード事業）（R6完了）

○高付加価値産地の拠点となる**集出荷施設、乾燥貯蔵施設、冷凍・加工施設、育苗施設、畜産関連施設**等を支援。

- ・事業実施主体：農業者団体、民間事業者等
- ・国庫補助率：3/4
- ・県高上げ補助：9/40（震災復興特別交付税措置予定）

推進事業（ソフト事業） 295,000千円

○高付加価値産地の展開に必要な、**機械リース、生産資材や家畜の導入**等を支援。

- ・事業実施主体：農業者団体、農業者、民間事業者等
- ・国庫補助率：機械リース 3/4、それ以外は定額
- ・県高上げ補助：機械リース 9/40（震災復興特別交付税措置予定）

国の高付加価値産地のイメージ

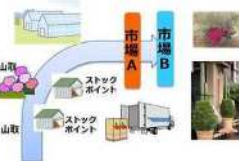
広域JAと米飯加工業者が連携したパックご飯向け米産地



加工・業務用野菜を生産から加工まで一貫して行う産地



広域的な共同輸送でコストと品質を両立する切り枝産地



大規模酪農牧場と肉用牛繁殖施設を核にした福島県産牛地域内一貫生産



効果

営農再開の加速化、新たな産地の創出

16

避難農業者経営再開支援事業（継続）

1 目 的

避難地域12市町村から避難を余儀なくされた農業者の避難先や移住先における農業経営の再開を支援することによって、避難農業者の生活再建を図る。

2 事業内容

(1) 避難農業者が避難地域12市町村外（県外を含む。）の避難先や移住先で農業経営を開始する際に必要な農業用機械、施設等の導入等と、避難元市町村が避難農業者の農業経営の開始に向けて、各種調整等に要する事務経費を支援する。

3 実施主体 農業者等（※避難農業者で直近の事業年度にかかる農産物の販売金額が、被災前と比べて50パーセント以下である者）

4 事業費 11,003千円（国 一千円、県 一千円、その他 11,003千円）

5 補助率 1/3以内
 （ただし、帰還困難区域等農業者が将来原子力被災12市町村で農業経営を再開する意志がある場合は、3/4以内）

6 事業期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

避難農業者経営再開支援事業 【令和7年度予算額：11,003千円】

令和7年1月
農業振興課

- 原子力被災12市町村農業者の生活再建を図るため、原子力被災12市町村外（県外を含む）の移住先や避難先における農業経営の再開に必要な機械・施設の導入等を支援

現状と課題

長期にわたる避難生活や帰還困難区域の取扱い方針の決定等により、**当面、地元への帰還の見通しが立てられない状況**

避難の長期化、営農意欲の減退等により今なお、就業に至っていない避難農業者がいることから、**生活再建を後押しする支援策が必要**

避難農業者から営農再開に向けた支援策として、最も多い要望は、避難に伴い使用できなくなった**農業用機械・施設等の再整備に対する支援**

当面、帰還等の見通しがたたない避難農業者が、避難先等で農業経営を再開する際に必要な機械・施設の導入等を支援

避難農業者経営再開支援事業

①事業の目的

原子力災害により避難を余儀なくされている農業者の営農意欲を高め、移住先、避難先における農業経営の再開を支援することで、原子力被災12市町村農業者の早期の生活再建を図る。

②事業の内容

- ・ 原子力被災12市町村農業者が、当該市町村外（県外を含む）の移住先、避難先で農業経営を再開する際に必要となる農業用機械・施設の導入等に要する経費を支援する。
- ・ 避難元市町村が避難農業者の営農再開に向けて、各種調整等に要する経費を支援する。

③事業実施主体

- ・ 避難元市町村（原子力被災12市町村）
- ・ 助成対象者：原子力被災12市町村外（県外を含む）の移住先、避難先で営農を再開する原子力被災12市町村農業者

④対象経費

- ・ 農業用機械・家畜等の導入
- ・ 生産施設等の整備 など

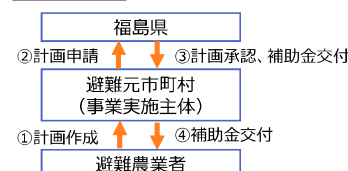
⑤補助額

【経営再開支援補助金】（補助対象経費の上限額：10,000千円）

補助率※	帰還困難区域内 農業者	帰還困難区域外 農業者
将来帰還する意向がある場合	3/4以内	1/3以内
” ない場合	1/3以内	1/3以内

※「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」（商工業者向け）と同じ補助率

⑥事業の流れ



放射性物質除去・低減技術開発事業（農業）（継続）

1 目的

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質を除去・低減等するための技術を開発し、安全・安心な農産物の生産に向け、迅速に普及できる技術開発を行う。

2 事業内容

- (1) 放射性物質の分布状況の把握
営農再開や安全な農産物生産に向けた対策を講ずるため、放射性セシウムの分布状況を明らかにする。
- (2) 放射性物質の吸収抑制技術等の確立
施肥や放射性セシウム動態の観点から、土地利用型作物、果樹及び牧草の放射性物質吸収抑制技術を開発する。
- (3) 営農再開に向けた技術の実証
特定復興再生拠点区域において、放射性セシウムの移行リスク評価や吸収抑制等の放射性物質対策をはじめ、除染後農地の地力回復対策、雑草対策、鳥獣被害対策等の営農再開に向けて必要となる様々な技術を開発・実証することで円滑な営農再開に寄与する。

3 事業主体 県

4 事業費 51,803千円(国 一千万円、県一千万円、その他 51,803千円)

5 補助率 ー

6 事業期間 平成24年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

19

放射性物質除去・低減技術開発事業(農業)「継続」(H24～R7)

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質を除去・低減等するための技術を開発し、安全・安心な農産物の生産に向け、迅速に普及できる技術開発を行う。(R7予算：51,803千円)

放射性物質の分布状況
の把握

放射性物質の吸収抑制技術等
の確立

営農再開に向けた技術
の実証

R5の研究成果

- 農地土壌の非交換性カリ含量の簡易測定法
- カリ資材を投入せずにダイズを連作した場合の子実への放射性セシウム移行の変化
- 山羊乳及び山羊肉の移行係数は牛に比べて高い
- 乳牛糞尿由来脱水汚泥は、カリウム含量は少ないが、肥料施用にした場合に、水稻生育への悪影響はない
- 放射性セシウム低減稲の生産性及び安全性評価 など

R7の研究内容

- 県内農地土壌の放射性セシウム濃度の経年変化
- 果樹における放射性セシウム濃度の経年変化
- 大気浮遊じんおよび降下物中の放射性セシウム濃度調査 など

- 県内農地土壌の交換性塩基含量実態解明
- 水稻の生産性と安全性の評価及び放射性物質移行抑制の実証
- カキ・ユズにおける放射性物質の吸収抑制技術等の開発 など

- 「見える化」技術を活用した特定復興再生拠点区域の生産環境評価技術の確立
- 地力回復技術および雑草管理技術の開発
- 放射性物質のリスク評価及びカリ施肥適正化等安全性確保対策技術の確立 など

20

放射性物質除去・低減技術開発事業（森林林業）（継続）

1 目的

安全・安心な林産物の生産に向けて、放射性物質の除去・低減等の技術開発を行う。

2 事業内容

放射性物質が森林・林産物に与える影響の解明と対策技術の確立

森林内における放射性物質の動態を明らかにするとともに、林産物及び特用林産物への影響の把握と汚染低減技術を開発する。

3 事業主体

県

4 事業費

20,753千円（国 一千円、県 一千円、その他 20,753千円）

5 補助率

—

6 事業期間

平成24年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7426】

21

放射性物質除去・低減技術開発事業（森林林業）（H24～R7）

安全・安心な林産物の生産に向けて、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響の把握、除去・低減等の技術を開発する。（事業費 20,753千円）

〈これまでの成果〉

- ・ 樹木や山菜の初期汚染実態の把握
- ・ コナラ萌芽枝やスギ材部の放射性セシウム濃度推移の把握
- ・ 森林内の空間線量率低減手法の検討
- ・ スギ樹皮の放射性セシウム濃度簡易推定技術の開発

など

〈R7の研究内容〉

- 山菜類の放射性物質汚染動態の把握と汚染低減対策
- 県産きのこの放射性物質汚染メカニズムの解明
- コナラ等立木の汚染実態に関する研究
- コナラ等広葉樹の利用推進に関する研究

など



試験地のコナラ立木(萌芽)



シイタケの試験栽培

22

放射性物質除去・低減技術開発事業（海面）（継続）

1 目的

原子力災害により放出された放射性物質の除去・低減等の対応技術を開発し、安全・安心な水産物の生産のため、成果を迅速に普及できる技術開発を行う。

2 事業内容

- (1) 生態特性に応じた放射性物質の蓄積メカニズムの解明
放射性物質の魚類への蓄積メカニズムや漁業復興の阻害要因の解明を行う。
- (2) 海水・海底土における放射性物質の動態把握と汚染源の特定
本県沿岸の海水と海底土壌の放射性物質濃度について調査し、その挙動を把握して、放射性物質分布のメカニズムを解明する。
- (3) 陸域から河川を通じた海域への放射性物質輸送及び魚介類、漁場への影響解明
河川から海域及び魚介類への放射性物質の移行経路を調査し、河川由来の放射性物質の海面漁場、魚介類への影響を把握する。
- (4) 環境から魚介類へ取り込まれる放射性物質の動態把握
飼育試験により、魚介類への放射性物質の環境中又は餌料からの移行・排出について把握する。

3 事業主体 県

4 事業費 48,060千円（国 一千円、県 一千円、その他 48,060千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 平成24年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

23

放射性物質除去・低減技術開発事業（海面）

（平成24年度～令和7年度）

原子力災害により放出された放射性物質の除去・低減等の対応技術を開発し、安全・安心な水産物の生産のため、成果を迅速に普及できる技術開発を行う。

1 生態特性に応じた放射性物質の蓄積メカニズムの解明

<令和7年度の取組>

放射性物質の魚類への蓄積メカニズムの解明及び漁業復興の阻害要因解明を行う。

<成果の波及効果>

魚介類における放射性物質の蓄積メカニズム及び漁業復興阻害要因を明らかにすることで、沿岸漁業の本格操業に向けた科学的知見を漁業者や消費者に向けて発信する。

3 陸域から河川を通じた海域への放射性物質輸送及び魚介類、漁場への影響解明

<令和7年度の取組>

河川から海域及び魚介類への放射性物質の移行経路を調査し、河川由来の放射性物質の海面漁場、魚介類への影響を把握する。

<成果の波及効果>

陸域からの放射性セシウムの供給メカニズムを明らかにし、福島県水域における魚介類および環境に関する科学的知見を発信することで、漁業者や消費者の安心の確保につながる。

2 海水・海底土における放射性物質の動態把握と汚染源の特定

<令和7年度の取組>

本県沿岸の海水と海底土壌の放射性物質濃度について調査し、その挙動を把握して、放射性物質分布のメカニズムを解明する。

<成果の波及効果>

海水・海底土における放射性セシウムの挙動メカニズムを明らかにし、福島県沿岸環境に関する科学的知見を発信することで、漁業者や消費者の安心の確保につながる。

4 環境から魚介類へ取り込まれる放射性物質の動態把握

<令和7年度の取組>

飼育試験により、魚介類への放射性物質の環境中又は餌料からの移行・排出について把握する。

<成果の波及効果>

飼育実験から得られる知見から、魚類の放射性セシウム蓄積メカニズムの解明や放射性セシウム濃度の将来予測に資する数的シミュレーションへの活用が期待できる。

24

放射性物質除去・低減技術開発事業（内水面）（継続）

1 目 的

原子力災害により放出された放射性物質の除去・低減等の対応技術を開発し、安全・安心な水産物の生産のため、成果を迅速に普及できる技術開発を行う。

2 事業内容

- (1) 福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査業務
県内の湖沼・河川で魚類、餌料生物、環境水、底泥等の試料を採取し、放射性セシウムの由来と魚類への移行過程を解明する。
- (2) 湖沼の魚類の放射性物質調査及び研究
帰還困難区域等における湖沼の湖水、餌料生物、魚類の放射性物質濃度を測定し、湖沼ごとの特性を明らかにする。
- (3) 河川に生息する魚類の放射能調査（溪流魚、アユ）
帰還困難区域及び出荷制限指示下の河川で漁業再開が可能な時期を把握するため、放射性物質の低減に係る予測手法を実証する。
- (4) 飼育による放射性セシウムの取込・排出試験
飼育試験により餌料由来の魚類への放射性物質の取込を把握し、自然環境下における移行経路を解明する。

3 事業主体 県

4 事業費 15,680千円（国 一千万円、県 一千万円、その他 15,680千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 平成23年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

25

放射性物質除去・低減技術開発事業（内水面）（平成23年度～令和7年度）

原子力災害により放出された放射性物質の除去・低減等の対応技術を開発し、安全・安心な水産物の生産のため、成果を迅速に普及できる技術開発を行う。

1 福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査業務

<令和7年度の取組>

県内の湖沼・河川で魚類、餌料生物、環境水、底泥等の試料を採取し、放射性セシウムの由来と魚類への移行過程を解明する。

<成果の波及効果>

河川、湖沼において放射性セシウム濃度が基準値を安定的に下回ることが見込まれる時期を予測できるようになり、漁業再開が可能となる時期・水域の見通しが立てられる。

2 湖沼の魚類の放射性物質調査及び研究

<令和7年度の取組>

帰還困難区域等における湖沼の湖水、餌料生物、魚類の放射性物質濃度を測定し、湖沼ごとの特性を明らかにする。

<成果の波及効果>

湖沼間の放射性物質の影響に係る特性を踏まえた魚類の放射性物質濃度の低下予測が可能となり、漁協の漁場利用に関する事業再開について検討が進められるようになる。

3 河川に生息する魚類の放射能調査（溪流魚、アユ）

<令和7年度の取組>

帰還困難区域及び出荷制限指示下の河川で漁業再開が可能な時期を把握するため、放射性物質の低減に係る予測手法を実証する。

<成果の波及効果>

放射性物質の経時的な低減化による漁業再開が可能な時期が判明し、漁協の漁場利用に関する事業再開について検討が進められるようになる。

4 飼育による放射性セシウムの取込・排出試験

<令和7年度の取組>

飼育試験により餌料由来の魚類への放射性物質の取り込みを把握し、自然環境下における放射性物質の移行経路を解明する。

<成果の波及効果>

魚類の餌料からの放射性セシウムの取り込み経路が明らかになることで、科学的知見の発信が可能となり、内水面漁業の不安払拭につながる。

26

ふくしま復興農地利用集積対策事業（継続）

1 目的

避難地域12市町村の営農再開を加速させるため、農用地利用集積等促進計画を策定し、農地中間管理事業により、地域の担い手や参入企業等へ農地の集積・集約を促進する。

2 事業内容

(1) 復興再生農地中間管理機構事業

農地中間管理機構が被災地域の農地を借り受け、担い手へ貸付けする取組を促進するため、農地相談員の設置に係る経費等を助成する。

(2) 復興再生機構集積協力金交付事業

避難地域12市町村の避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、農地中間管理事業を活用して担い手に農地を貸し付けた地域や農地の出し手に対して協力金を交付する。

ア 地域集積協力金

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は貸付と一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に協力金を交付する。

イ 集約化奨励金

機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化を図る場合に奨励金を交付する。

ウ 経営転換協力金

機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者等に対し協力金を交付する。

3 事業主体

(1) (公財) 福島県農業振興公社 (2) 市町村

4 事業費

141, 455千円(国 141, 455千円、県 一千円、その他 一千円)

5 補助率

(1)、(2) 定額

6 事業期間

令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

ふくしま復興農地利用集積対策事業

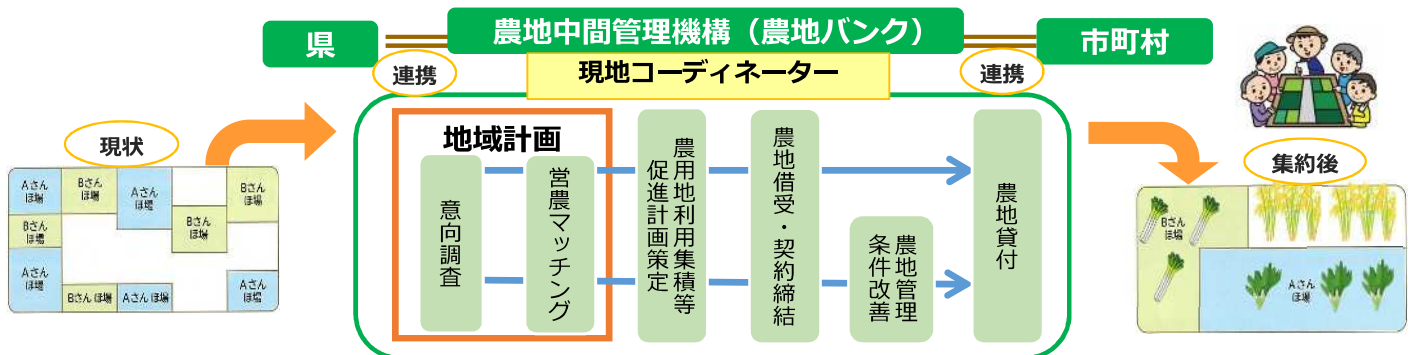
農業担い手課

事業概要

避難地域12市町村において、担い手への農地集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構の農地相談員を配置するとともに、地域でまとまった農地を農地バンクに貸し付ける場合等の協力金を交付する。

1 復興再生農地中間管理機構事業

避難地域12市町村に配置された農地相談員が、県・市町村と連携し、農地の借受・貸付のマッチング、農用地利用集積等促進計画(案)の策定等に取り組み、担い手等への農地集積・集約化を促進する。



2 復興再生機構集積協力金交付事業

避難地域12市町村の避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、農地中間管理事業の活用により担い手へ農地を貸し付けた場合、地域または農地の出し手に協力金を交付

(1) 地域集積協力金

機構への貸付又は農作業委託により、担い手への農地の集積に取り組む地域を支援。

(2) 集約化奨励金

機構からの転貸または農作業受託により農地の集約化を図る場合に奨励金を交付。

(3) 経営転換協力金

リタイア等をする農業者が機構に10年以上農地を貸し付ける場合に協力金を交付。

企業農業参入サポート強化事業（復興）（継続）

1 目的

浜通り地域等における高付加価値・高収益農業を目指す企業等の参入を促進し、安定した農業生産や6次化まで含めた広域食料供給基地の構築及び新たな雇用創出等に向けて、関係機関・団体、地域農業者と連携した活動を展開する。

2 事業内容

浜通り地域等において、担い手の確保や地域活性化を図るため、市町村や関係団体と連携しながら企業等の農業参入を支援する。

3 事業主体

公益財団法人イノベーション・コースト構想推進機構

4 事業費

24,341千円（国 24,341千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率

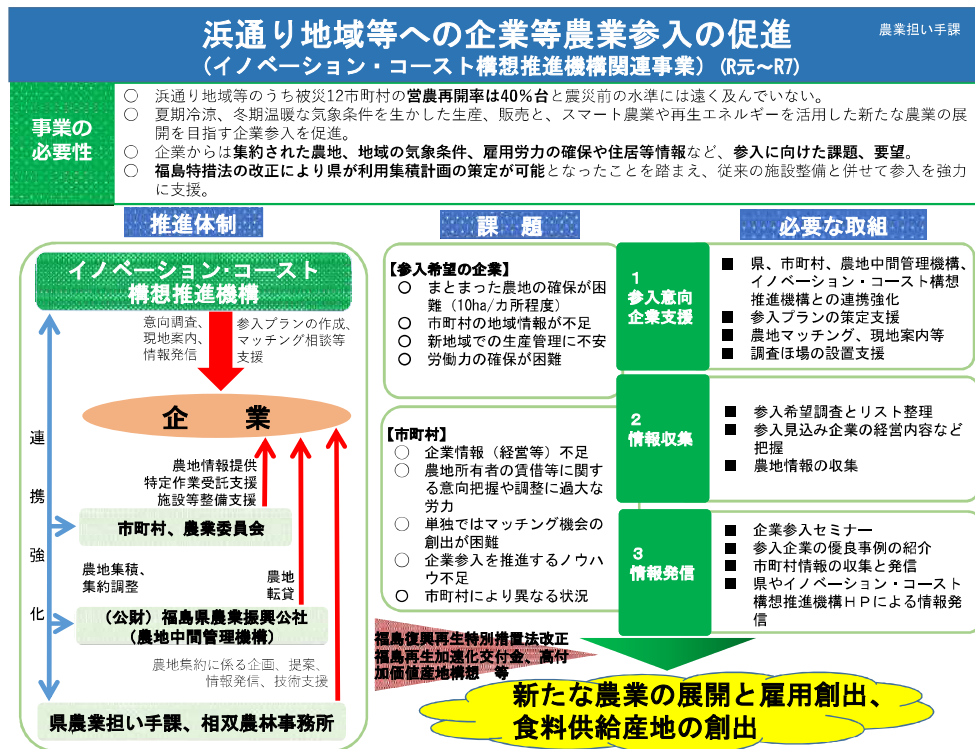
定額

6 事業期間

令和元年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

29



農業系汚染廃棄物処理事業（継続）

1 目的

放射性物質に汚染された農林業系汚染廃棄物の処理及び保管管理並びに仮置場として使用された農地の原状回復を行うための取組を支援する。

2 事業内容

(1) 農業系汚染廃棄物処理事業

ア 農林業系汚染廃棄物処理事業補助金

市町村等が事業計画に基づいて実施する、農林業系汚染廃棄物の安全かつ適正な保管管理に要する経費及び一時保管に使用した土地の利用再開に向けた原状回復に要する経費を補助する。

イ 農業系汚染廃棄物処理事業事務費

市町村等が行う農業系汚染廃棄物処理事業の適正な実施を県が指導及び確認するための事務経費。

3 事業主体 (1) のア 市町村等、イ 県

4 事業費 9,803千円（国 一千円、県 一千円、その他 9,803千円）

5 補助率 (1) のア 定額

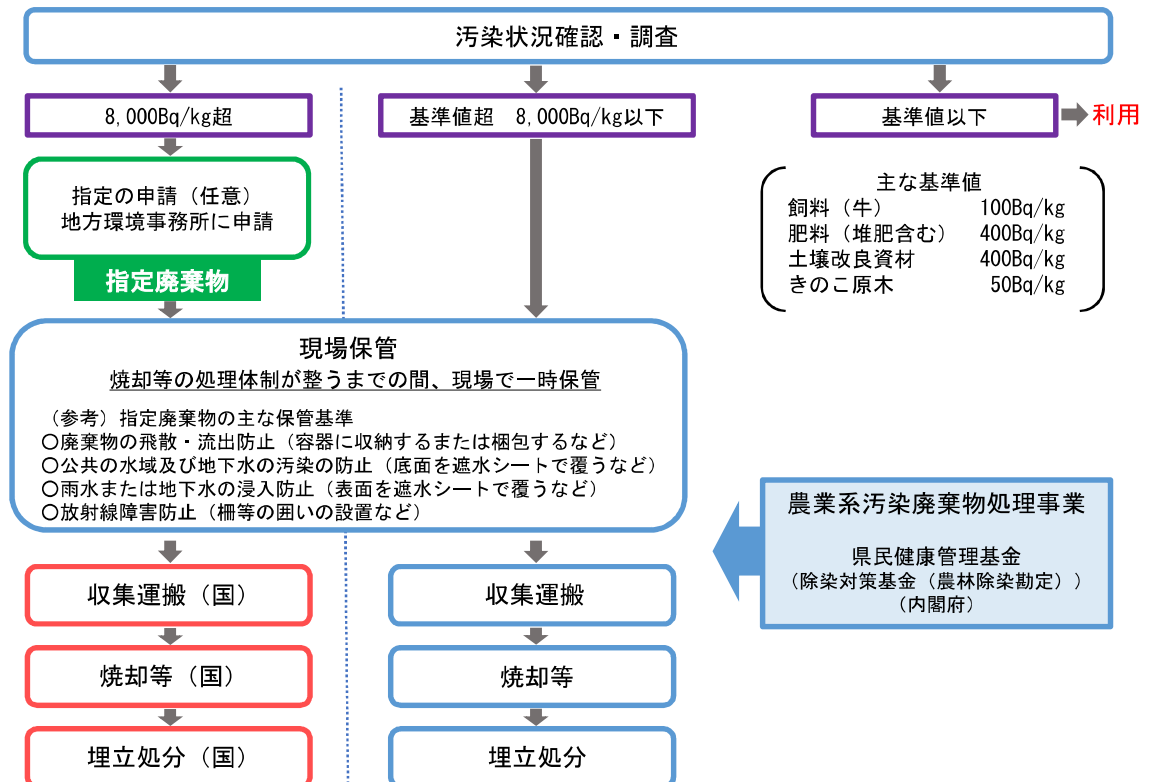
6 事業期間 令和23年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

31

農業系汚染廃棄物処理事業

処理の流れ



32

農業近代化資金融通対策事業（継続）

1 目 的

意欲と能力をもって農業経営を営む者等に対し、農業経営の展開を図るために必要な長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うとともに、原子力災害により農業経営に影響を受けている農業者等に対して福島県農業信用基金協会の債務保証にかかる保証料の一部を補助することにより、農業者等の負担を軽減し、農業担手の経営規模拡大や営農再開した被災農業者の営農継続等を支援する。

2 事業内容

(1) 利子補給事業：農協等融資機関に対して利子補給を行う。

区分	融資枠	貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期限（うち据置）
① 一般資金	13億円	認定農業者、認定新規就農者、一定の要件を満たす農業者（法人、集落営農組織を含む）等	金融情勢により変動	(個人) 1,800万円 ※知事特認 2億円 (法人・団体) 2億円 他	原則15年以内 (7年以内)
②復興	3億6千万円	上記のうち、原発事故の被災12市町村の農業者で営農再開し2年を経過した者等			

(2) 保証料補助事業：福島県農業信用基金協会に対して保証料の一部を補助する。

②復興	補助対象：借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料 補助条件：一括前取方式を選択する場合
-----	---

3 事業主体

- (1) 利子補給事業：農業協同組合等融資機関
(2) 保証料補助事業：福島県農業信用基金協会

33

- 4 事業費 ①一般資金：61,385千円（国 一千円、県 61,385千円、その他 一千円）
②復興：16,082千円（国 一千円、県 16,082千円、その他 一千円）

5 補助率（利子補給率等）

- (1) 利子補給率 金融情勢により変動
(2) 保証料補助 借受者が支払う保証料の1/2

- 6 事業期間 ①一般資金：昭和37年度～令和7年度、②復興：平成30年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業経済課 024-521-7349】

農業近代化資金融通対策事業

《趣旨》

意欲と能力をもって農業経営を営む者等に対し、農業経営の展開を図るために必要な長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うとともに、原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に対して福島県農業信用基金協会の債務保証にかかる保証料を補助することにより、農業者等の負担を軽減し、農業担い手の経営規模拡大等や営農再開した被災農業者の営農継続を支援する。

【事業内容】

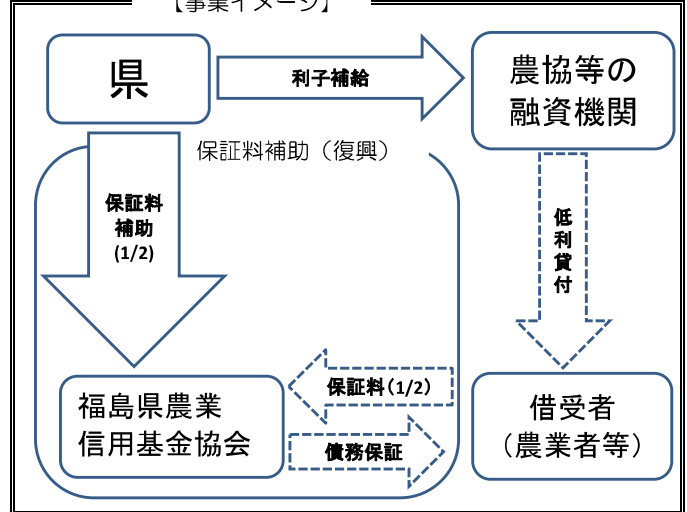
(1) 利子補給事業(一般資金・復興)

- ① 貸付対象者
認定農業者等
- ② 貸付限度額
個人 1,800万円、法人・団体 2億円
- ③ 償還期限
原則15年以内(据置期間7年以内)
- ④ 利子補給
金融情勢により変動
- ⑤ 取扱融資機関
県と利子補給契約を締結している農協、銀行、信金

(2) 保証料補助事業(復興)

- ① 対象者
上記利子補給事業対象者のうち、原発事故の被災12市町村の農業者で営農を再開し2年を経過した者等
- ② 補助対象
借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料
- ③ 補助率
借受者が支払う保証料の1/2

【事業イメージ】



35

農家経営安定資金融通対策事業(継続)

1 目的

原子力災害による風評被害等の影響、災害、営農のため生じた負債の解消や農業経営の規模拡大等のために農業者等が必要とする長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うことにより、農業者等の負担を軽減し、農業経営の維持安定や営農継続・営農再開を支援する。

2 事業内容

農協等融資機関に対して利子補給を行う。

①一般資金(小災害資金(一般)、負債整理資金、農業経営高度化資金、中山間地域経営維持資金)、経営支援資金

融資枠	貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期限(うち据置)
7千1百万円	自ら農業を営み又は農業に従事する個人、自ら農業を営み又は農業に従事する個人が主たる構成員又は出資者となっている団体 ※資金により異なる	金融情勢により変動	300~500万円 ※資金により異なる	5年以内~7年以内(1年以内) ※資金により異なる

②東日本大震災農業経営対策特別資金(原発事故対策緊急支援資金)

融資枠	貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期限(うち据置)
1億円	平成23年3月に発生した原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等	4月1日時点の利率で固定	(個人)1,000万円 (法人・団体)1,200万円	10年以内(3年以内)

3 事業主体 農業協同組合等融資機関

36

- 4 事業費 ①一般資金：2,375千円(国 一千円、県 2,375千円、その他 一千円)
②東日本大震災農業経営対策特別資金：2,180千円(国 一千円、県 2,180千円、その他 一千円)
- 5 補助率(利子補給率)
①一般資金：金融情勢により変動
②東日本大震災農業経営対策特別資金：4月1日時点で固定
- 6 事業期間 ①一般資金：昭和50年度～令和7年度
②東日本大震災農業経営対策特別資金：平成23年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業経済課 024-521-7349】

37

農家経営安定資金融通対策事業

《趣旨》

原発事故による風評被害等の影響、災害、営農のため生じた負債の解消や農業経営の規模拡大等のために農業者等が必要とする長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うことにより、農業者等の負担を軽減し、農家経営の維持安定や営農継続・営農再開を支援する。

【事業内容】

(1) 一般資金

災害、営農のため生じた負債の解消や農業経営の規模拡大等のために資金を必要とする農業者等に融通する資金

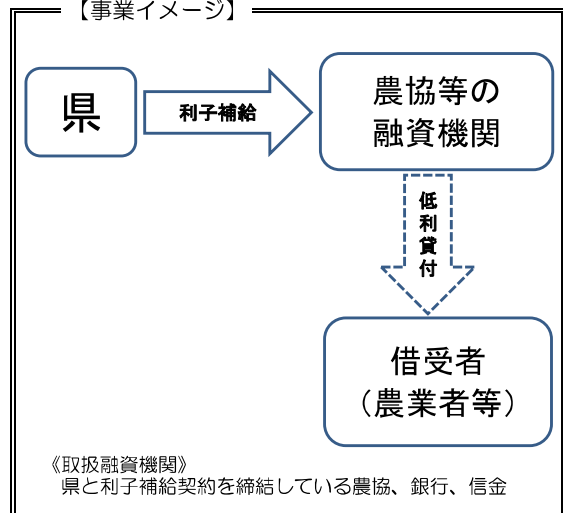
- ① 貸付限度額
資金使途に応じ300万円～500万円
- ② 償還期限
資金使途に応じ5年以内～7年以内(据置期間1年以内)
- ③ 利子補給
金融情勢により変動

(2) 東日本大震災農業経営対策特別資金

原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に融通する資金

- ① 貸付限度額
1,000万円(法人・団体 1,200万円)
- ② 償還期限
10年以内(据置期間3年以内)
- ③ 利子補給
4月1日時点で固定

【事業イメージ】



38

福島県産農産物等販路拡大ティアアップ事業（継続）

1 目的

避難地域12市町村で、営農再開が進む中、生産される農産物の販路確保等の支援が必要となっていることから、専門家等を活用した農業者へのコンサルティングや実需者とのマッチングにより、農産物等の販路開拓等を支援する。

2 事業内容

(1) 避難地域12市町村での農業者へのコンサルティング

避難地域12市町村において農業者からの要望を受けて専門家の選定を行い、販路拡大に向けたコンサルティングや実需者とのマッチング等の取組を支援する。

3 事業主体 (公社) 福島相双復興推進機構

4 事業費 74,685千円(国 74,685千円、県 ー千円、その他 ー千円)

5 補助率 定額

6 事業期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室農産物流通課 024-521-7377】

39

令和7年1月
農産物流通課

(令和7年度当初予算)

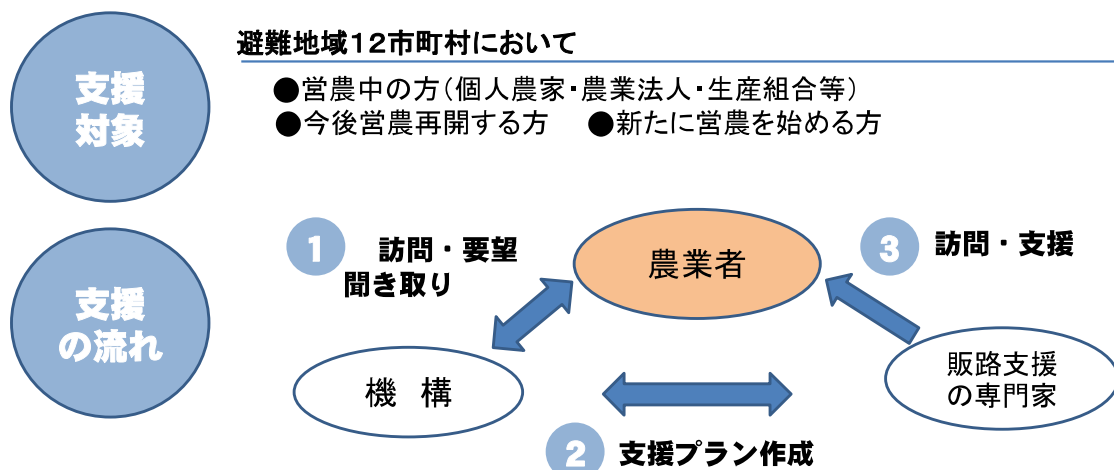
福島県産農産物等販路拡大ティアアップ事業

【概要】 避難地域12市町村において農業者からの要望を受けて専門家の選定を行い、販路拡大に向けたコンサルティングや実需者とのマッチング等の取組を支援する。



【実施主体】 公益社団法人福島相双復興推進機構

【予算額】 74,685千円



40

米の全量全袋検査（避難指示等市町村）推進事業（継続）

1 目的

各地域の恵み協議会（以下「地域協議会」という。）が行う米の全量全袋検査において発生する追加的費用については、東電の実費賠償となるが、当該追加的費用が賠償されるまでの間、円滑な検査の実施を支援するため、県がふくしまの恵み安全対策協議会（以下「県協議会」という。）に対し、検査運営資金の貸付を行う。

2 事業内容

県は、県協議会に対し、検査運営資金を貸付する。

- (1) 貸付先 ふくしまの恵み安全対策協議会（事務局：公益財団法人福島県農業振興公社）
- (2) 検査協議会 6地域協議会（川俣、南相馬、浪江、とみおか、かつらお、飯館）
- (3) 貸付期間 令和7年8月～令和8年3月末
- (4) 返済 返済は東京電力ホールディングス株式会社からの賠償金を充てる。

3 事業主体 県

4 事業費 357,000千円（国 一千円、県 一千円、その他 357,000千円）

5 補助率 ー

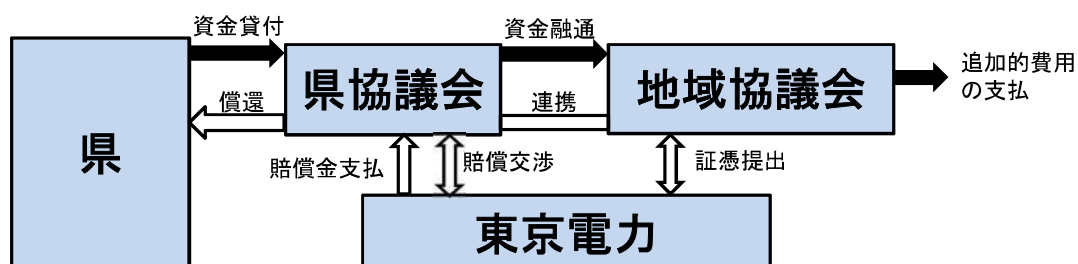
6 事業期間 平成24年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7369】

米の全量全袋検査（避難指示等市町村）推進事業のスキーム

福島県水田畑作課

趣旨・目的
各地域の恵み協議会（以下「地域協議会」という。）が行う米の全量全袋検査において発生する追加的費用については、東電の実費賠償となるが、当該追加的費用が賠償されるまでの間、円滑な検査の実施を支援するため、県がふくしまの恵み安全対策協議会（以下「県協議会」という。）に対し、検査運営資金の貸付を行う。
事業内容
1 県は、県協議会に対し、検査運営資金を貸付する。 (1) 貸付先 ふくしまの恵み安全対策協議会（事務局：公益財団法人福島県農業振興公社） (2) 令和7年度予算額 3.57億円（△1.55億円） 2 県協議会は、地域協議会が作成した実施計画に基づき検査運営の資金を融通する。 (1) 検査協議会 6地域協議会（川俣、南相馬、浪江、とみおか、かつらお、飯館） 3 県協議会は、東京電力ホールディングス（株）から支払われた賠償金をもとに、貸付日の属する年度内に県に対し貸付金を償還する（貸付期間令和7年8月～令和8年3月末）。



肉用牛全頭安全対策推進事業（継続）

1 目 的

牛肉に対する消費者等の信頼を回復するとともに、県産ブランドの再生及び肉用牛農家の経営の安定を図るため、肉用牛を県外へ出荷する際に放射性物質検査を実施する。

2 事業内容

- (1) 牛肉の放射性物質の検査
本県産牛肉の安全性を確保し、消費者の信頼回復、県産ブランドの再生及び畜産農家の経営安定を図るため、県外においてと畜処理される肉用牛について、放射性物質検査に必要な材料を採取して検査機関に搬入し、検査を行う体制を確立する。
- (2) 牛生体の放射性物質検査
放射性物質の検出リスクの高い繁殖雌牛等については、出荷前の生体で放射性物質検査・推定し、基準値を超過する牛肉が出荷されない体制を整備する。

3 事業主体 県

4 事業費 37,531千円（国 1千円、県 37,531千円、その他 1千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和2年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7365】

43

水産業復興加速化総合対策事業（継続）

1 目 的

本県の海面・内水面水産業が、真の復興を成し遂げるため、水産業の継続的な生産拡大や地域の活力を取り戻し、水産業の好循環サイクルが力強く機能するための総合的な対策を実施する。

2 事業内容

- (1) 経営体復興促進事業
本県水産業の操業拡大を継続していくために必要な、新規就業者の定着や将来の担い手掘り起こし、漁業経営体や産地水産流通・加工業者の事業継続・拡大に必要な漁具・機器等に対し支援する。
 - ア 漁業就業者の定着対策（現場研修の拡充支援）
 - イ 将来の漁業担い手確保のための乗船体験等の実施
 - ウ 若手漁業者が参画する水産資源調査
 - エ 漁業者の操業拡大に必要な漁具等更新・追加支援
 - オ 代船取得に伴う廃船経費支援
 - カ 水産流通・加工業者の事業継続に必要な機器等の更新・追加支援
- (2) 漁協等復興促進事業
本県水産業の復興に取り組む漁業者が所属し、漁業生産全体を支える役割である、漁業協同組合や県漁業協同組合連合会が復興に注力できるよう、生産活動に必要な水産業共同利用設備等の更新・追加、販売・製氷事業の安定的運用に不可欠な掛かり増し経費、漁協等の事務負担軽減に繋がる外部委託に対し支援する。
- (3) ふくしま水産業生産・流通復興支援事業
水産業の復興に向けた「ふくしま型漁業」の実現を推進するため、県漁業協同組合連合会が、県産水産物の生産・流通拡大計画を策定し3か年計画で取り組む、事業活動の強化・拡大を支援する。
- (4) 地域復興促進事業
県内でも地域によって大きく異なる水産業の復興状況を踏まえ、地域の現状を知る機会や課題解決のため、市町村と漁協等が連携

44

して行う取組を実施する。また、震災・原子力災害により遊漁者数が減少し回復が遅れている内水面漁業について、漁場造成（増殖事業）に必要な経費を支援する。

- ア 水産業復興に係る地域課題解決、住民の理解醸成につながる取組
- イ 内水面漁協が行う漁場造成への支援

- 3 事業主体 (1) ア 県内の地域協議会
イ、ウ 県
エ、オ、カ 漁協等
(2) 漁協、県漁連等
(3) 県漁連
(4) ア 県、イ 漁協、内水面漁連
- 4 事業費 841,747千円(国 一千円、県 841,730千円、その他 17千円)

令和7年度 当初	691,747千円
令和6年度 2月補正	150,000千円
- 5 補助率 (1) ア 定額
エ、カ 2/3以内
オ 1/2以内
(2)、(4) イ 1/2以内、定額
(3) 1/2以内
- 6 事業期間 令和5年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7376】

水産業復興加速化総合対策事業

- 本県水産業は、本格操業への移行や、出荷制限解除による遊漁再開等、復興に向け重要な局面にあるが、風評の再燃不安、経営環境の悪化等により、関係者の意欲低下が懸念される。
- 復興を成し遂げるため、以下の支援により「関係者全て」が意欲を持って取り組み、水産業の「好循環サイクル」が力強く機能するよう支援する。

経営体復興促進事業

- ・漁業就業者の定着対策(新規就業現場研修の拡充支援)
- ・将来の漁業担い手掘り起こしのための乗船等体験への支援
- ・若手漁業者が参画する県調査船を用いた水産資源調査
- ・漁業者の操業拡大に必要な漁具等更新・追加
- ・廃船経費支援
- ・産地の水産流通・加工業者の機器更新・追加への支援

漁協等復興促進事業

- ・漁業生産の継続、拡大に必要となる共同利用設備の充実支援
- ・漁協の製氷施設や活魚出荷体制の掛かり増し運営費への支援
- ・漁協等の各種支援事業実施に必要な人件費への支援

ふくしま水産業生産・流通復興支援事業

- ・県内水産業をけん引する県漁連の事業活動強化・拡大への支援

地域復興促進事業

- ・海面・内水面水産業の復興のための市町村と漁協等が連携した課題解決等に向けた取組への支援
- ・地域振興の要である内水面漁協が行う漁場造成(増殖経費等)への支援

ふくしまの漁業の魅力体感・発信事業（継続）

1 目的

本県の漁業（内水面含む）が持つ魅力や水産物のおいしさなどの情報を各種媒体を使用し、継続的に県外へ発信することで、本県の漁業や本県産水産物に対する理解の醸成を進め、風評を抑制し、本県水産業の復興・再生を加速化させる。

2 事業内容

- (1) メディア・コミュニケーション事業
本県水産業、本県産水産物の魅力等について広く県外の消費者に届けるため、国内主要消費地においてPRイベントを開催し、各種メディアの情報発信を促進する。
- (2) ふくしま常磐ものナビによる購買促進業務
消費者向けに本県産水産物を取り扱う飲食店・小売店等（認定店）を紹介するWEBアプリを活用して、本県産水産物の消費拡大を図る。併せて、PRツールを作成し認定店の集客の増加を図る。

3 事業主体 県

4 事業費 117,720千円（国 58,860千円、県 58,860千円、その他 一千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

47

令和7年度「ふくしまの漁業の魅力体感・発信事業」 取組概要

R3年度～

本県水産業や水産物の魅力等に関する情報を広く県外の消費者に届けるため、
 ・各種メディアによる多種多様な情報発信を実施（メディア連携による情報発信の実施）
 ・本県水産業・水産物の魅力を広く発信する環境の整備（WEBサイト「常磐ものNAVI」）

R6年度の取組

メディア・コミュニケーション事業

○各種メディアを県内へ誘致し、本県水産業に直接触れる機会を創出し、報道企画の制作を支援して情報発信を誘引する。
 ・本県水産業等について、報道素材に関する情報交換を行うメディア会議を1回開催（8社参加）
 ・報道素材を巡るメディアツアーを1回開催（19社参加）
 →報道企画TV8件、ラジオ22件、新聞8件で情報発信を実施

常磐ものナビによる購買促進

○消費地市場からの情報収集や、流通コーディネーターによる仕入支援等により、消費者向けに県産水産物を取扱う店舗を紹介するWEBアプリへの当該取扱店舗の登録（認定店）増加を図る
 ・全国の消費地市場33件を対象に県産水産物の取扱状況（量・販売先）の調査を実施
 ・調査結果から得られた認定店候補（130店）に対し、流通コーディネーターの支援のもと登録誘引を実施
 →R5年度末192件（うち西日本1件）、R6年度11月末198件（うち西日本1件）

遠方で来県が難しい県外のメディアが県産水産業に直接触れる機会が必要

課題

認定店等から、集客に効果的な親近感があるPR資材が求められた

R7年度の取組

県産水産物の認知度向上

県産水産物の魅力を発信

○魅力を体感するPRイベントの開催
 県外メディアをその地元で開催するPRイベントに誘致（首都圏・中部・関西各1回、5,000人以上の集客を想定）
 →イベントで報道機関を対象とした県内水産業関係者等の取材会や、県産水産物の試食会を開催
 ○本県水産業等への取材誘引・支援
 →イベント後の取材要望に対応する相談窓口・連絡調整役を設置

PRイベントを端緒とした情報発信

（常磐ものNAVI運営・認定店誘引に加え）
 ○取扱魚種15種のキャラクターを作成し、PR資材へ各店舗が取り扱う魚種のキャラクターを付する
 →親近感を生み、子供の興味を引くデザインで幅広い集客に寄与
 ○県産水産物の主要な6魚種をLINEスタンプ化し認定店来店者へ無料配布
 →県産水産物への興味を高める
 →来店者のLINEでのスタンプ利用で県産水産物の認知の拡散を期待

情報発信による認定店への集客向上

県産水産物の魅力を体感

県産水産物の購買促進

48

水産物流通対策事業（継続）

1 目 的

東日本大震災と原子力災害により大きな被害を受けた本県水産流通加工業の復興のため、遠隔地からの加工用原料の調達や県内消費地市場における県産水産物の計画的な流通拡大対策を支援する。

2 事業内容

- (1) 水産加工原料等安定確保支援事業
漁協や水産加工協等が遠隔地から原料を確保するための経費(運搬料)等に対して支援する。
- (2) 福島県産水産物消費拡大事業
県産水産物の取扱量拡大計画を策定し、計画的な流通拡大に取り組む協議会の活動を支援する。

- 3 事業主体 (1)福島県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合等
(2)水産卸・仲卸業者により組織される協議会

4 事業費 130,033千円(国 130,033千円、県 一千円、その他 一千円)

- 5 補助率 (1)1/2以内
(2)定額

6 事業期間 平成23年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

51

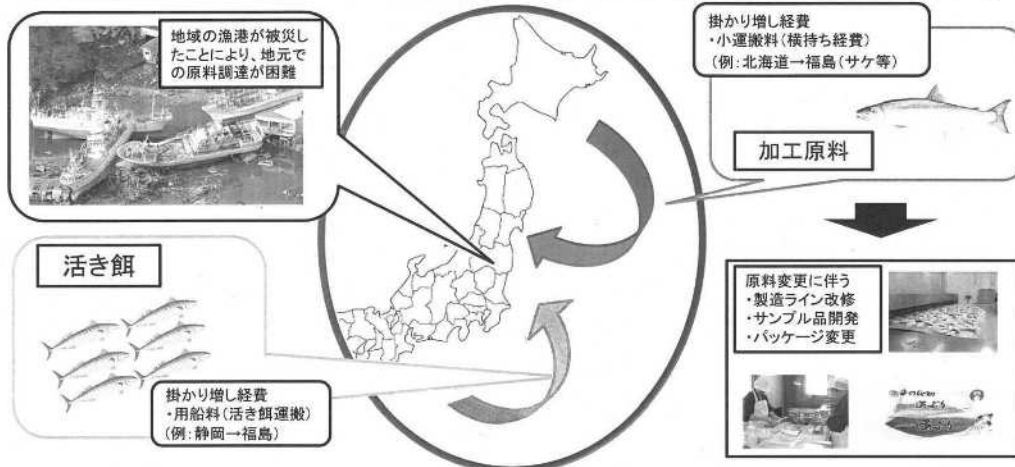
水産物流通対策事業 水産加工原料等安定確保支援事業

【事業目的】

地域の漁港が東日本大震災で甚大な被害を受けた中、流通・加工を行う漁協、水産加工協等の早期復興を促進するため、漁業・水揚げが本格的に再開される当面の間、緊急的に漁協、水産加工協等が、遠隔地から原料を確保する際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援する。

【事業主体：漁協、漁連、水産加工協】

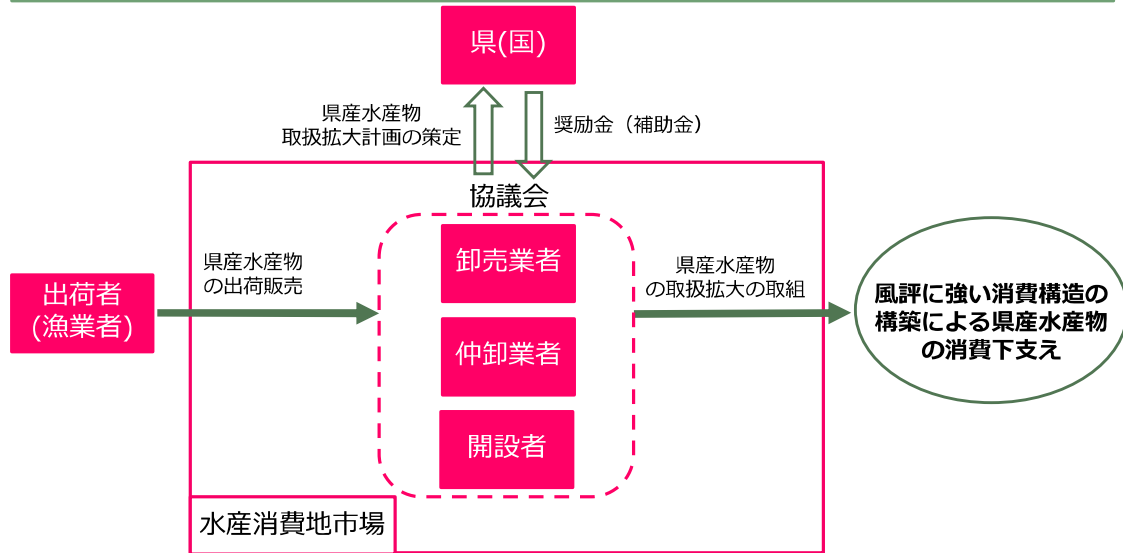
- 漁協、水産加工協等が遠隔地から原料等を確保する際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援する。
- 被災地での出漁準備が円滑に進むよう漁協等が遠隔地から活き餌を確保する際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援する。



52

令和7年度水産物流通対策事業（福島県産水産物消費拡大事業）

- 県産水産物の消費拡大を奨励するため、県内の水産消費地市場において県産水産物取扱拡大計画の策定を推進する。
- 計画の策定・実施主体は卸・仲卸業者・開設者による協議会とし、市場毎の特性を活かした創意工夫による取組に対して支援する。



53

漁場復旧対策支援事業（継続）

1 目的

東日本大震災によって、多くの建物等の破片が漁場に堆積し、漁業生産活動が困難となっていることから、漁業者による回収が困難な大型コンクリート片等について、県が回収を行う。

2 事業内容

- (1) 漁場堆積物除去事業
漁場に堆積した建物等の破片の回収を実施する。

3 事業主体 県

4 事業費 251,232千円(国 200,000千円、県 51,232千円、その他 一千円)

5 補助率 8/10以内

6 事業期間 平成23年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

54

漁場復旧対策支援事業

東日本大震災によって沿岸漁場に流出した建物等の大型破片等について、専門業者による回収作業を行うことにより、漁場機能の回復を図る。

<事業の内容>

1 漁場堆積物除去事業

県が業務委託により、起重機船等を使用し大型破片等の回収を行う。

<補助率> 国8/10 県2/10

<事業実施主体> 県



<事業のイメージ>

<事業の実施状況>

漁場堆積物除去事業



55

共同利用漁船等復旧支援対策事業（継続）

1 目的

東日本大震災により、漁業生産の根幹である漁船・漁具の多数が甚大な被害を受け、漁業生産活動の継続が困難な状況となった。そのため、漁業協同組合等が組合員の共同利用に供する漁船の建造、中古船の購入及び漁具の購入を行う取組を支援することで、早急な漁業生産活動の継続・再開を押し進める。

2 事業内容

漁業協同組合等が、東北地方太平洋沖地震及びこれにより発生した津波により漁船・漁具を失った組合員のため、共同利用やリースにより使用することを目的として行う漁船の建造、中古船の購入及び漁具の購入に必要な経費に対して補助を行う。

3 事業主体 漁業協同組合等

4 事業費 16,198千円(国 6,857千円、県 9,341千円、その他 一千円)

5 補助率 7/9以内

6 事業期間 平成23年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7379】

56

共同利用漁船等復旧支援対策事業

被災した漁船等の早期復旧を図り、漁業生産力の面からふくしま型漁業の実現を支援

<震災後の状況>

県内登録隻数1,173隻
(H23.3.10現在)のうち
760隻が全損。



壊滅的被害のため、漁業者
個人での復旧は困難！！



<事業の内容>

漁業協同組合等が、被災し、漁船・
漁具を失った組合員のため、共同利
用やリースにより使用することを目
的として行う漁船の建造、中古船の
購入及び漁具に必要な経費に対し、
補助を行う。

◇補助率：7/9以内

◇復旧実績(令和6年12月末現在)

漁船:257隻

漁具:1,957式



漁船等の復旧・操業再開

57

復興基盤実施計画（継続）

1 目的

避難地域12市町村における帰還促進、営農再開の加速化を図るため、農業生産基盤の整備等に関する復興基盤実施計画を策定する。

2 事業内容

(1) 各事業に係る事業計画策定業務

避難地域12市町村におけるほ場整備の実施に向けて必要な事業計画策定を行う。【田尻南地区（浪江町）】

3 事業主体 県

4 事業費 20,001千円(国 20,000千円、県 1千円、その他 一千円)

5 補助率 ー

6 事業期間 平成27年度～令和12年度

【担当課：農村整備総室農村計画課 024-521-7403】

復興基盤実施計画（継続）

産業推進・なりわい再生プロジェクト
③ 農林水産業の振興

令和7年度当初予算 20,001千円

【国事業名：福島再生加速化交付金】

I 事業内容

東日本大震災による津波被災や地盤沈下、原子力災害から本県の農業・農村の復興・再生を推進するため、避難地域12市町村において農地・農業用施設の整備を総合的に進めるための実施計画を策定する。

II 令和7年度の実施内容

復興基盤実施計画

避難地域12市町村におけるほ場整備の実施に向けて必要な事業計画策定を行う。
【田尻南地区（浪江町）】



事業実施前の状況 田尻南地区（浪江町）

III 事業のイメージ



地元の合意形成



事業計画書（成果品）



営農再開のイメージ
（小屋木地区（南相馬市小高区））

59

復興基盤総合整備事業（継続）

1 目的

避難地域12市町村において、農業の速やかな復興・再生を実現するために、大区画ほ場の整備をはじめとした農地・農業用施設整備を実施する。

2 事業内容

- (1) 農地整備事業（経営体育成型）
農地の大区画化、汎用化等の基盤整備を行うとともに、担い手への農地集積・集約化を図る。【小屋木地区（南相馬市）ほか 32地区】
- (2) 農地整備事業（通作条件整備型）
農業生産性の向上・効率的な農業経営を図るため、農道の整備を行う。【野手神2期地区（飯館村）】
- (3) 農業基盤整備促進事業
営農再開のための暗渠排水等の整備を行う。【山木屋地区（川俣町）】
- (4) 水利施設整備事業
農業用水の安定供給を図るため、用排水路等の新設・改修を行う。【南幹線地区（南相馬市）ほか 2地区】
- (5) 農地防災事業
農地・農業用施設の自然災害を未然に防止するため、保全対策を行う。【飯館西部地区（飯館村）】
- (6) 中山間地域総合整備事業
立地条件の不利な中山間地域の農業生産基盤の整備を行う。【川内地区（川内村）ほか 5地区】

3 事業主体 県、市町村、土地改良区

4 事業費 16,958,348千円（国 一千万円、県 2,783,273千円、その他 14,175,075千円）

5 補助率

- (1) 国75～77.5%：県13.75%
- (2) 国75%：県18.33%
- (3) 国77.5%：県16.25%
- (4) 国75%：県12.5%
- (5) 国75%：県14.5%
- (6) 国77.5%：県15%

6 事業期間 平成24年度～令和12年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7407】

復興基盤総合整備事業（継続）

産業推進・なりわい再生プロジェクト
③農林水産業の振興

令和7年度当初予算 16,958,348千円

【国事業名：福島再生加速化交付金】

I 事業内容

避難地域12市町村において、農業の速やかな復興・再生を実現するために、大区画ほ場の整備をはじめとした農地・農業用施設整備を実施する。

II 令和7年度の実施内容

農地整備事業（経営体育成型）

農地の大区画化、汎用化等の基盤整備を行うとともに、担い手への農地集積・集約化を図る。

【小屋木地区（南相馬市）ほか 32地区】

農地整備事業（通作条件整備型）

農業生産性の向上・効率的な農業経営を図るため、農道の整備を行う。【野手神2期地区（飯館村）】

農業基盤整備促進事業

営農再開のための暗渠排水等の整備を行う。
【山木屋地区（川俣町）】

水利施設整備事業

農業用水の安定供給を図るため、用排水路等の新設改修を行う。
【南幹線地区（南相馬市）ほか 2地区】

農地防災事業

農地・農業用施設の自然災害を未然に防止するため、保全対策を行う。【飯館西部地区（飯館村）】

中山間地域総合整備事業

立地条件の不利な中山間地域の農業生産基盤の整備を行う。
【川内地区（川内村）ほか 5地区】

III 事業のイメージ



矢川原地区（南相馬市原町区）



営農再開の様子 飯崎地区（南相馬市小高区）のプロックリー畑

ため池等放射性物質対策事業（継続）

1 目的

安全・安心な農業の礎となる農業用水（ダム・ため池）を確保するため、県有農業用ダムにおける放射性物質を含む堆積土砂の状況を把握するとともに、ため池放射性物質対策を実施したため池の技術を蓄積し、今後市町村が取り組むため池放射性物質対策に資するデータベースを構築する。

2 事業内容

- (1) 県有ダム等モニタリング調査解析
県有農業用ダムにおける底質及び貯留水の放射性物質濃度等を把握するためのモニタリング調査を行う。
- (2) ため池放射性物質対策データベース
過去に県や市町村が実施したため池の調査及び対策工のデータを整理・保管する。

3 事業主体 県

4 事業費 37,600千円（国 37,600千円、県 ー千円、その他 ー千円）

5 補助率 定額

6 事業期間 平成27年度～令和7年度

【担当課：農村整備総室農地管理課 024-521-7409】

63

ため池等放射性物質対策事業（継続）

安全・安心な暮らしプロジェクト
③環境回復に向けた取組

令和7年度当初予算 37,600千円

【国事業名：福島再生加速化交付金】

I 事業内容

安全・安心な農業の礎となる農業用水（ダム・ため池）を確保するため、県有農業用ダムにおける放射性物質を含む堆積土砂の状況を把握するとともに、ため池放射性物質対策を実施したため池の技術を蓄積し、今後市町村が取り組むため池放射性物質対策に資するデータベースを構築する。

II 令和7年度の実施内容

県有ダム等モニタリング調査解析

県有農業用ダムにおける底質及び貯留水の放射性物質濃度等を把握するためのモニタリング調査を行う。



県有ダム放射性物質モニタリング	
① 大笹生ダム	(福島市)
② 岳ダム	(二本松市)
③ 山ノ入ダム	(二本松市)
④ 松ヶ原ダム	(相馬市)
⑤ 横川ダム	(西相馬市)
⑥ 風の倉ダム	(西相馬市)
⑦ 滝川ダム	(葛岡町)

ため池放射性物質対策データベース

過去に県や市町村が実施したため池の調査及び対策工のデータを整理・保管する。

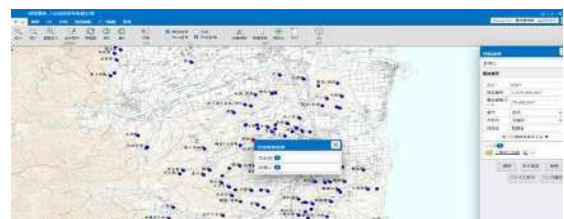
III 事業のイメージ

ため池放射性物質対策データベース

ため池放射性物質対策工



情報の収集・整理 → データベース化



- 対策を実施したため池の一元管理
- ため池ごとの対策効果の把握
- 今後取り組むため池へ情報共有

64

ふくしま森林再生事業（継続）

1 目的

放射性物質の影響により森林整備や林業生産活動が停滞している森林について、市町村等の公的主体が間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行い、森林の有する多面的機能の発揮を確保する。

2 事業内容

(1) 森林整備

間伐等の森林整備と路網整備を実施する。

(2) 放射性物質対策

(1)の森林整備を実施するための計画作成や森林所有者の同意の取り付けを行うとともに、森林の空間放射線量率測定や放射性物質を含む土壌の移動抑制のための丸太柵の設置などの放射性物質対策を実施する。

3 事業主体 市町村、森林整備法人、県

4 事業費 3,118,990千円(国 2,590,024千円、県 528,966千円、その他 一千円)

5 補助率 (1) 市町村 4/10(実質補助率72%)
森林整備法人 5/10(実質補助率90%)
(2) 10/10以内

6 事業期間 平成25年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林整備課 024-521-7429】

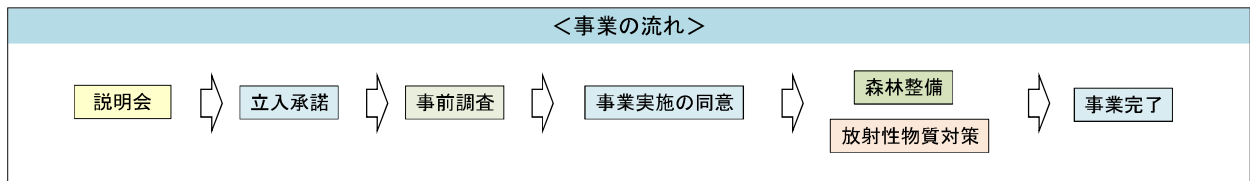
65

ふくしま森林再生事業（継続）

放射性物質の影響により森林整備や林業生産活動が停滞している森林について、森林の有する水源かん養や山地災害防止など多面的機能の低下が懸念されています。

このため、市町村等の公的機関が事業主体となって、汚染状況重点調査地域等を対象に、間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を一体的に推進し、森林の有する多面的機能の維持増進に取り組めます。

<事業の流れ>



<事業の内容>

1. 森林整備等

- (1) 森林整備
(間伐等)
- (2) 路網整備
(森林作業道の開設・改良)

2. 放射性物質対策

- (1) 事前調査等
(全体計画、年度別計画作成、同意取得、放射性物質調査等)
- (2) 放射性物質対処方策
(土壌の流出防止柵等の設置等)

<事業イメージ>

○森林整備の流れ



森林所有者から、事業実施の同意が得られた区域について、集約的に森林整備を行います。現在、行われている主な取組は、間伐、作業道の整備です。

○放射性物質対策



森林整備の実施前後に森林内の空間放射線量率を測定し、森林整備による影響を確認します。森林内の放射性物質の多くは土壌に分布しているため、森林整備後、下層植生が回復するまでの間の土壌の流出を防ぐため、丸太柵等を設置します。

66

広葉樹林再生事業（継続）

1 目的

放射性物質の影響によりきのこ原木や薪炭用原木の生産が停止している地域において、きのこ原木林等の再生と将来における原木の安定供給に向けた広葉樹林の再生を図るための取組を支援する。

2 事業内容

きのこ原木林等の広葉樹林について、次世代への更新に必要な伐採や植栽、作業道の整備を行うとともに、放射性物質の影響を調査する。

3 事業主体 市町村等

4 事業費 1,519,291千円（国 1,519,291千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率 10/10以内

6 事業期間 平成26年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林整備課 024-521-7429】

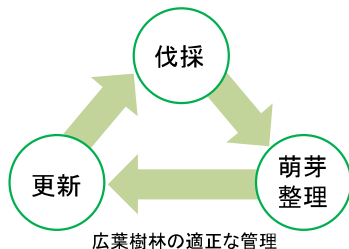
67

広葉樹林再生事業（継続）

放射性物質の影響によりきのこ原木や薪炭用原木として利用可能な指標値を超える原木林については、原木の生産が停止しているため、原木林の更新に必要な伐採が停滞しています。

このため、かつて原木林であった広葉樹林を対象に、次世代への更新に必要な伐採や植栽、作業道の整備を行うとともに、放射性物質の影響を継続的に調査することで、きのこ原木林等の再生に取り組みます。

<きのこ原木林等の適正な管理と現状>



原子力災害前まで、きのこ原木林として利用されていた広葉樹林



伐採や不要な萌芽枝の除去（萌芽整理）などの手入れが行われず、径が太くなったり、荒廃した広葉樹林



<事業の内容>

- 更新に必要な伐採や植栽、作業道の整備
- 伐採木、萌芽枝、堆積有機物、土壌の放射性セシウム濃度の測定（最長5年間）
- 土壌の化学性分析（交換性カリウム濃度等）
- 市町村による条件整備（同意取得等）

<事業イメージ>



事業実施箇所（伐採後）



伐採後に発生した萌芽枝を採取し、放射性セシウム濃度を測定

68

放射性物質被害林産物処理支援事業（継続）

1 目的

林産物の生産活動に支障をきたさないよう、放射性物質に汚染された林産物の処理等に要する経費を支援し、本県の林業・木材産業の復興を図る。

2 事業内容

林産物の産業廃棄物処理等に要する経費を支援する。

3 事業主体 福島県木材協同組合連合会等

4 事業費 759,300千円（国 313,000千円、県 一千円、その他 446,300千円）

5 補助率 定額（10/10以内）

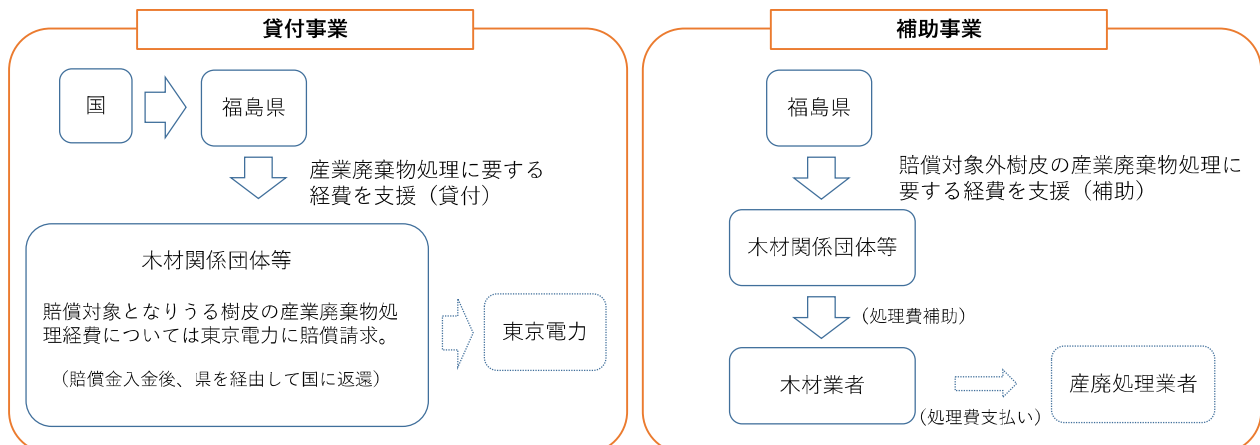
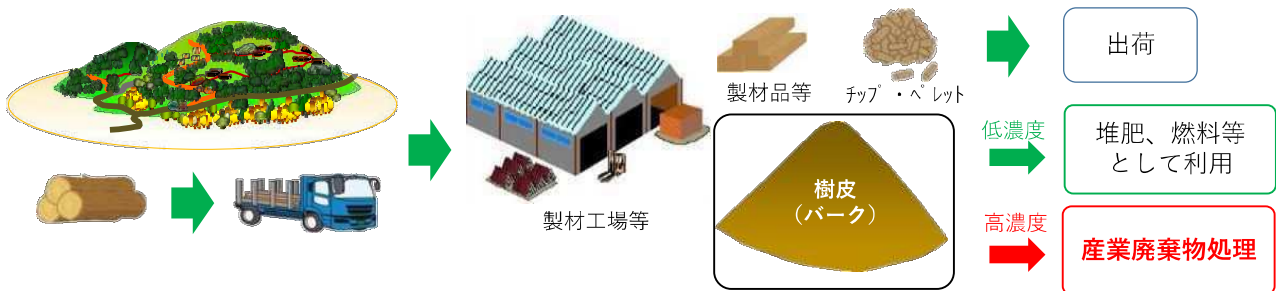
6 事業期間 平成25年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室林業振興課 024-521-7432】

69

放射性物質被害林産物処理支援事業

【事業の背景】 木材加工の工程で発生する樹皮（バーク）は、原子力災害以前は家畜敷料や堆肥、ボイラーの燃料などに活用されていたが、現在では放射性物質の影響により、一部を除き産業廃棄物として処理せざるを得ない状況となっている。このため、木材業者が安心して事業を行えるよう、バークの処理にかかる費用を支援する。



70

安全なきのこ原木等供給支援事業（継続）

1 目的

放射性物質による森林汚染の影響によりきのこ原木等の価格が高騰していることから、きのこ生産者の負担を軽減する取組を行う団体を支援する。

2 事業内容

きのこ生産者のきのこ原木等生産資材導入に要する経費の負担軽減を図る取組について補助する。

3 事業主体 農業協同組合、森林組合、福島県森林・林業・緑化協会等

4 事業費 275,501千円（国 275,501千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率 震災前購入にかかる経費（消費税を除く）の1/2以内

6 事業期間 平成23年度～令和7年度

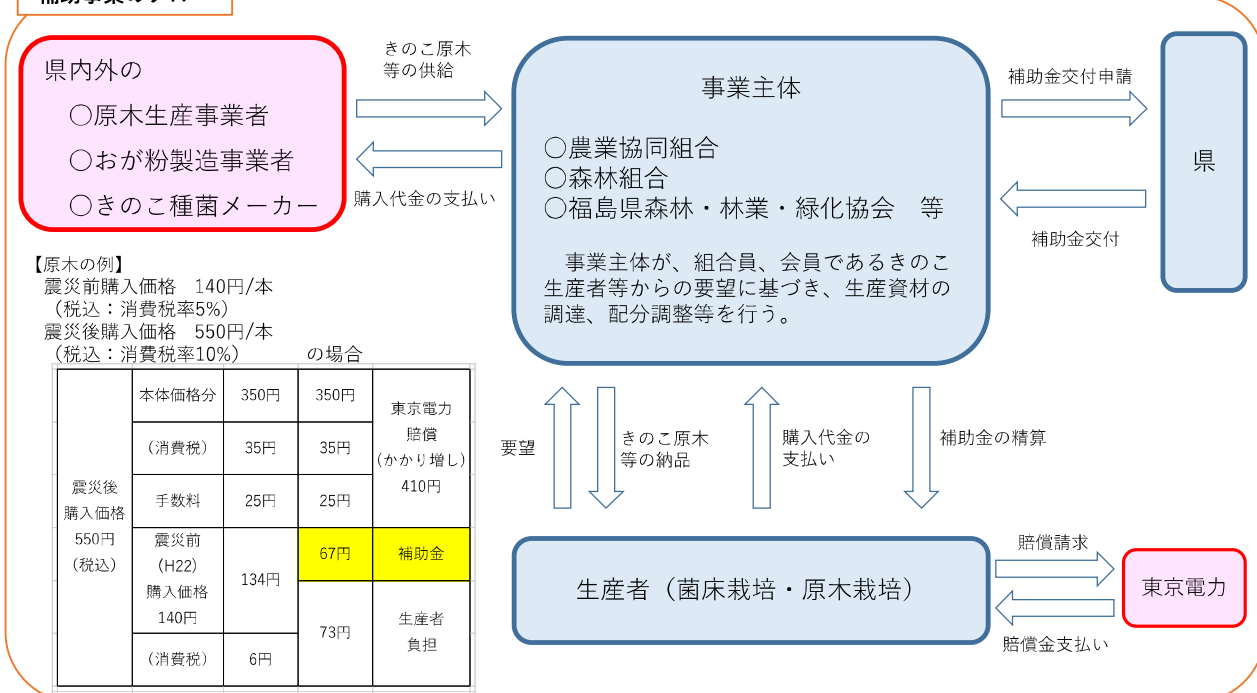
【担当課：森林林業総室林業振興課 024-521-7432】

71

安全なきのこ原木等供給支援事業

【事業の背景】 原子力災害の影響により、県内の森林において指標値以下となるきのこ原木林は少なく、県外からの移入が必要な状況となっている。事故以前は、本県は全国一のきのこ原木の供給県であったことから、全国的にきのこ原木が不足しており、運搬経費の高騰も併せて、きのこ原木等の価格は高騰している。また、放射性物質の影響により本県のきのこ生産は厳しい状況にあることから、きのこ原木等の安全性を確保するとともに生産者の負担軽減を図る取組を行う団体に対し支援を行う。

補助事業のフロー



72

里山再生事業（継続）

1 目的

住民が身近に利用してきた日常的に人が立ち入る里山において、住民が安心して利用できる里山の環境づくりを推進するため、里山再生事業における事業効果を確認し、地域住民の安全・安心を確保するため空間線量率等の測定を行う。

2 事業内容

里山再生事業実施地区において、空間線量率や立木・土壌に含まれる放射性物質濃度の測定を行い、市町村への情報提供を行う。

3 事業主体

県

4 事業費

34,000千円（国 34,000千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率

—

6 事業期間

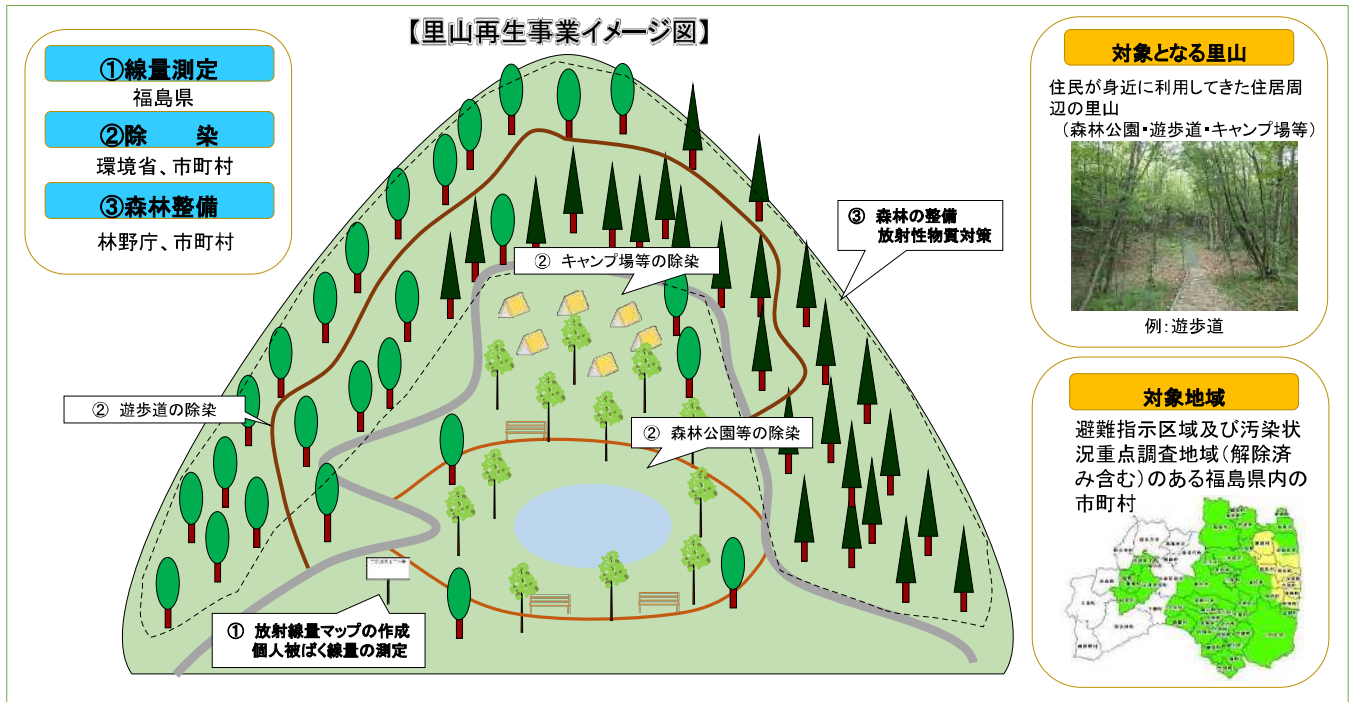
令和2年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7441】

73

里山再生事業（継続）

【里山再生事業イメージ図】



74

治山事業（復興創生）（継続）

1 目的

東日本大震災の津波により失われた保安林の機能を確保（回復）するため、多重防御の一環として海岸防災林造成事業を実施する。

2 事業内容

(1) 海岸防災林造成

東日本大震災の津波被害を踏まえ、保安林の津波防災機能を強化することとし、林帯幅について、市町の復興整備計画に基づき概ね200mに拡大するとともに、盛土により地下水位から3m程度の植生基盤を確保し、クロマツ等の植栽により「粘り強い海岸防災林」を整備する。

3 事業主体 県

4 事業費 1,153,600千円（国 560,000千円、県 593,600千円、その他 一千円）

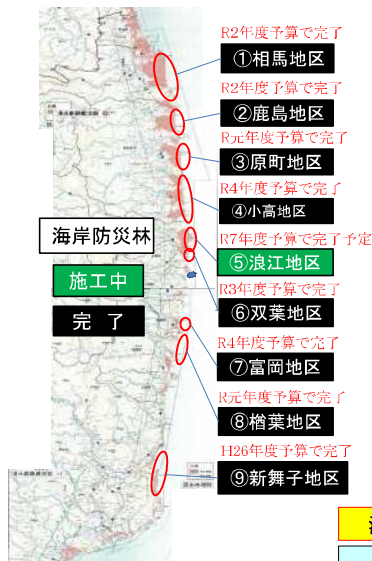
5 補助率 ー

6 事業期間 平成23年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7442】

75

治山事業（復興創生）（継続）



■ 東日本大震災の津波により失われた保安林の機能を確保するため、多重防御の一環として海岸防災林を造成します

◇ 大津波による被害前後の状況（南相馬市鹿島地区）

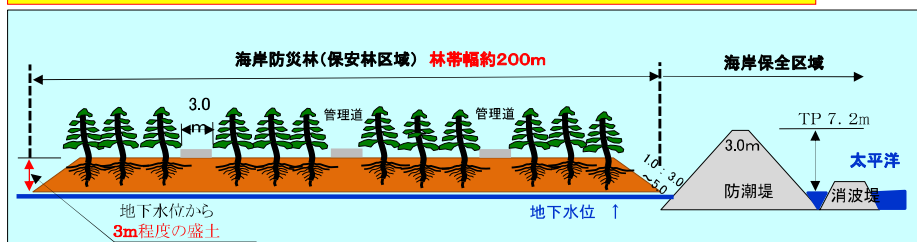


◀全体計画▶

地区数： 9 地区
(3市4町)
面積： 620 ha
事業費： 760 億円
期間： H23～R7



海岸防災林の復旧方法（林帯幅約200m 地下水位から3m程度の盛土 クロマツ等植栽）



■ 大津波の被害を軽減した状況



76

森林環境モニタリング調査事業（継続）

1 目的

放射性物質の影響を受けた県内の森林は、林業生産活動等の停滞により、森林の有する多面的機能の低下が懸念されることから、森林整備や放射性物質対策を速やかに推進し、森林・林業の再生を図る必要がある。

そのため、森林に拡散した放射性物質の広域的・継続的な調査や実証を行い、現況や経時変化を把握するとともに、放射性物質対策を推進するために必要な情報の整備を行う。

2 事業内容

帰還困難区域を含めた県内の民有林を対象に森林内の空間線量率や立木、土壤に含まれる放射性物質濃度の調査及び結果の評価・解析等を行う。

3 事業主体 県

4 事業費 155,000千円（国 155,000千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率 ー

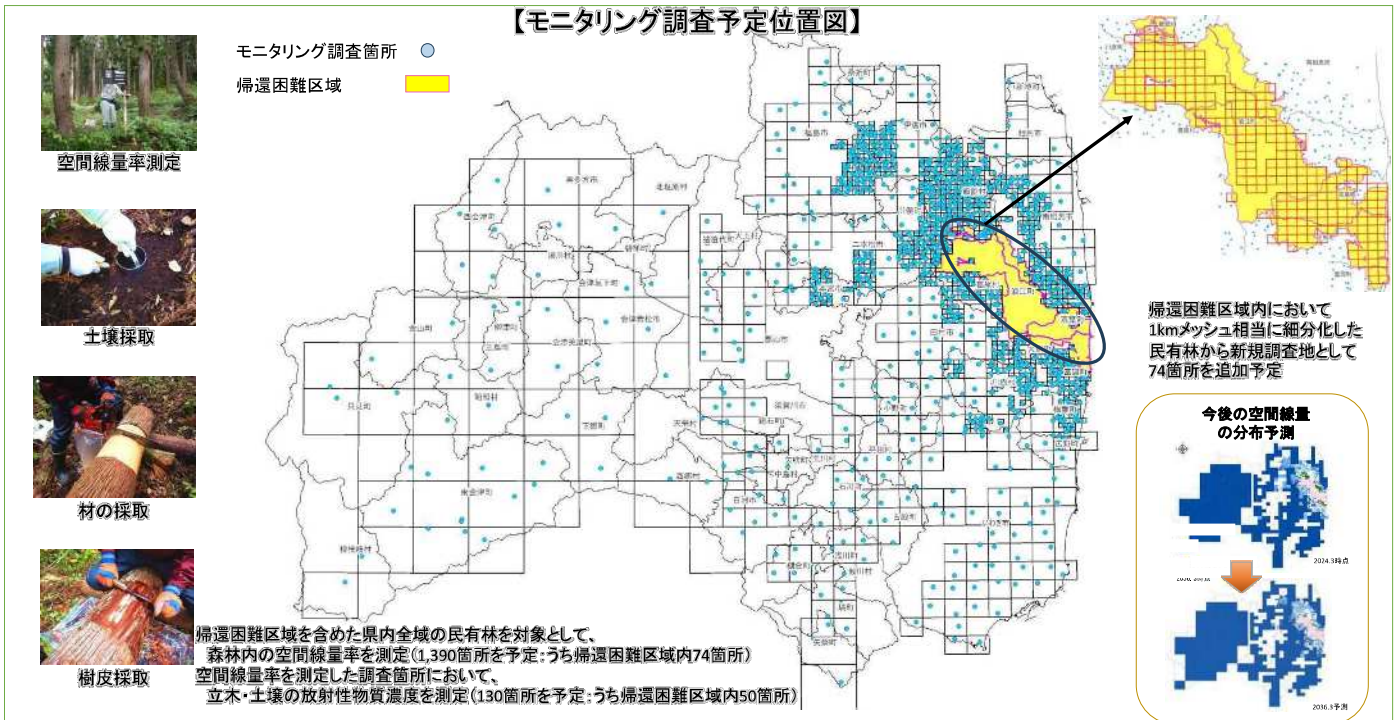
6 事業期間 平成24年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7441】

77

森林環境モニタリング調査事業（継続）

【モニタリング調査予 positioning 図】



78

福島大学と連携した地域農業モデル創出事業（継続）

1 目的

持続可能な地域農業モデルを創出するため、本県の抱える課題について、地元のニーズを迅速に調査する能力や高い専門性を有する福島大学と連携し、以下の課題解決対策を講じ、県内への展開を目指すもの。

2 事業内容

- (1) 新たな営農システムのモデル構築
旧避難指示区域で実証モデル地区を選定し、営農における地域課題を抽出し、草刈りなどの維持管理作業の負担軽減を旨とした新たな営農システムの構築を目指す。
- (2) ふくしまのもも産地における三次元空間データを活用した地域イノベーション
果樹（もも）の新規就農時の課題として挙げられる技術習得等について、デジタルデータを利用した技術継承（優良農家が有するせん定技術の可視化やアーカイブ化による技術の伝承）等により課題解決していく。
- (3) 生物多様性調査
「福島県みどりの食料システム基本計画」の推進に向けて、ほ場の有する生物多様性を調査しその影響を確認する。

3 事業主体 県

4 事業費 16,467千円(国 7,454千円、県 7,454千円、その他 1,559千円)

5 補助率 ー

6 事業期間 令和5年度～令和8年度

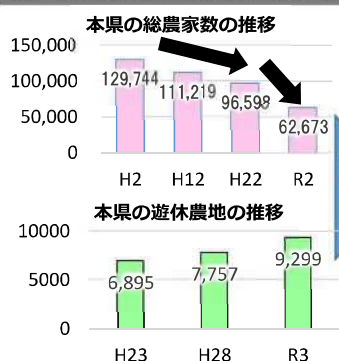
【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8027】

79

福島大学と連携した地域農業モデル創出事業

【令和7年度当初予算 16,467千円】

I. 県の抱える課題に対する福島大学との連携



農地の
担い手の
確保
が
課題



県と福島大学食農学類の
連携協定 (H30.12)



福島大学食農学類と連携し、高度な知見や大学の有するきめ細かなフィールドワークによる課題解決を目的に「果樹の技術継承」と「維持管理の負担軽減」、「生物多様性調査」を取り上げ、以下の内容を検証しモデル地区の構築を行う。

- ▶安定供給体制の構築として、果樹における早期の技術習得支援にスマート農業を活用
- ▶水路等の施設の維持管理体制として、少ない人数でも保全管理の負担軽減が図られる営農システムの構築を検証
- ▶福島県みどりの食料システム基本計画の計画推進の一助として生物多様性を調査しその影響を確認

II. 事業内容

※デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生タイプ）

プロジェクト	新たな営農システムのモデル構築	ふくしまのもも産地における三次元空間データを活用した地域イノベーション	※中山間ふるさと水と土保全基金 生物多様性調査
目的	避難地域において、農家からのヒアリング結果を踏まえ、スマート農業や基盤整備を実施し維持管理の省力化を目指す。	新規就農時の課題である技術継承と経営の安定化について、スマート農業を導入した早期の自立支援を行い、新たな新規就農者の確保を目指す。	福島県みどりの食料システム基本計画を策定し、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図ることを目的としおり、本計画の推進に先立ち、有機ほ場や特別栽培ほ場における生物多様性を調査する。
展開	今後人口減少が見込まれる地域において、本プロジェクト成果が有効に活用できるよう、既存補助事業の活用や農家自らが導入が可能となるような負担軽減にかかる対策の事例集を作成。 ※詳細別添	最新技術を活用した技術継承や経営の安定化におけるノウハウをとりまとめ、他の地域や種類に対して展開が可能となるようシステムを構築（技術継承システム）。 ※詳細別添	有機ほ場や特別栽培ほ場と慣行ほ場との比較により、有機ほ場や特別栽培ほ場の優位性を確立するとともに、地域全体への波及効果を確認し、県内への有機ほ場、特別栽培ほ場の展開に向けた一助となる。

持続可能な地域農業モデルの創出

地域計画策定・実現加速化支援事業（一部新規）

1 目的

地域計画の策定（避難地域12市町村）や見直しに係る取組を支援するとともに、地域計画に位置付けられる担い手等の経営規模拡大や、第三者継承を支援することで、農業経営体の確保・育成と農地の集積を進め、地域計画の実現を図る。

2 事業内容

- (1) 地域計画サポート事業
 - ア 地域計画の策定
避難指示の影響で令和6年度までに地域計画を策定できなかった地域に係る、市町村の地域計画策定に向けた取組に要する経費に対して、補助金を交付する（対象：避難地域12市町村）。
 - イ 地域計画の実現推進
地域計画の策定や見直し、実現を推進するため、研修会の開催や、地域の話合いにおける助言等を行う。
- (2) 地域計画担い手確保支援事業
 - ア 通常タイプ
地域計画の策定・実現のため、地域計画に位置付けられる担い手等が経営規模の拡大等を行う場合に、機械・施設の導入に必要な経費の一部を支援する。
 - イ 経営継承タイプ
地域計画の策定・実現のため、第三者継承により新たに担い手となる者等が行う継承した農業機械の点検等の費用や、経営継承に係る資産評価等の取組を支援（福島県農業経営・就農支援センターから専門家を派遣）する。

- 3 事業主体 (1) のア、(2) のア、(2) のイ 市町村
(1) のイ、(2) のイ 県

- 4 事業費 81,275千円（国 一千円、県 81,275千円、その他 一千円）

81

- 5 補助率 (1) のア 定額（補助金上限 2,000千円）
(2) のア 3/10以内（補助金上限 1,800千円）
(2) のイ 1/2以内（補助金上限 1,800千円）

- 6 事業期間 令和6年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

82

地域計画策定・実現加速化支援事業（一部新規）【令和7年度予算額 81,275千円】 農業担い手課

【背景】

- ・ 農業者の高齢化や減少が加速化しており、地域農業の維持・発展が大きな課題
- ・ 農業経営基盤強化促進法が改正され、地域の将来の農業の在り方、農地利用の目標等を定めた「地域計画」の策定が法定化

【課題】

- ・ 地域計画の策定後においても、実効性のある計画の見直しを適切に行うとともに、計画の実現に向けて地域の取組を支援していく必要がある。また、原子力被災地域で策定が困難な地域については、継続した地域計画の策定支援が必要。
- ・ 「地域計画」において将来の地域農業の姿を作り上げ、実現していくためには、大規模経営体のほか、地域の実情に応じて、計画に位置付けられる新たな担い手等を確保し、育成していくことが不可欠だが、地域農業を支える中小規模の経営体に対する支援は少ない（大規模経営体や集落営農組織に対しては、国庫事業により支援メニューが整備）。

【事業の内容】

(1) (新)地域計画サポート事業 (R7予算額 6,395千円)

- ・ **地域計画の策定**【復興基金：4,800千円】
地域計画の策定に係る取組を支援（人件費や事務経費）
対象：避難地域12市町村のうち地域計画策定困難市町村
補助率：定額（上限2,000千円）
- ・ **地域計画の実現推進**【一財：1,595千円】
計画の見直し・実現の支援（報償費、旅費、需用費等）

(2) 地域計画担い手確保支援事業（一部新規）

（県単事業：R7予算額 74,880千円）

- ア 通常タイプ（1助成対象者：上限1,800千円、補助率3/10）**
地域計画に位置付けられる農業を担う者が経営規模の拡大等を行う場合に、必要な機械・施設の導入を支援
- イ（新）経営継承タイプ**
 - (ア) 補助事業（1助成対象者：上限1,800千円、補助率1/2）**
地域計画で「今後検討等」とされた農地を第三者継承により新たに担う者に対し、継承された機械・施設の修理、修繕等を支援
 - (イ) 推進事業（委託）** マッチングや専門家派遣による支援

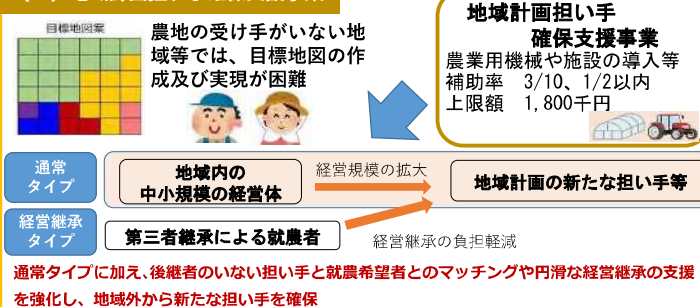
【事業のイメージ】

(1) 地域計画サポート事業

・ 地域計画の策定（避難地域12市町村対象）



(2) 地域計画担い手確保支援事業



83

農業でふくしまぐらし支援事業（継続）

1 目的

新規就農者の更なる確保に向けて、多様な移住就農者への住居等の生活面の支援や技術支援に加えて、雇用就農者の労働環境等の改善に取り組む。

2 事業内容

- (1) 移住就農等支援事業
地域（産地）における移住就農者の受入体制の強化及び就農時の初期経費の負担軽減のため、住環境の整備や中古農業機械の活用、軽トラックの取得（リース）等を支援する。
また、地域における移住就農希望者の確保を促進するために、首都圏で移住就農相談会やお試し体験を開催する。
- (2) 雇用就農促進事業
移住就農希望者の雇用就農機会を促進するため、人材派遣による実践研修を行う。
また、農業経営体の労働環境改善を支援するため、農業法人等に対して従業員への調査・分析、専門家派遣を行う。

3 事業主体 (1) 市町村等 (1)の一部及び(2)は県

4 事業費 70,475千円(国 一千万円、県 70,475千円、その他 一千万円)

5 補助率 (1) 2/3以内(優先枠は3/4以内)、定額
※優先枠：地方への就農・定住・定着を目的とする地域おこし協力隊を募集・受け入れる場合

6 事業期間 令和6年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

令和7年度農業でふくしまぐらし支援事業（移住就農等支援事業）

<p style="text-align: center;">軽トラック等のリース費用支援</p> <p style="text-align: center;">県外からの移住就農者の軽トラック等の取得を支援</p> <p>○対象 県外からの移住就農者（独立・自営就農に限る）の軽トラック又は軽バンのリース費用</p> <p>○補助額 上限30万円/交付主体</p> <p>○主な要件 ・県外からの移住就農者（独立・自営就農に限る）であること。 ・車種は軽トラック又は軽バンであること。 ・リース契約締結前に軽トラック又は軽バンを所有していないこと。</p>	<p style="text-align: center;">多様な就農者への支援</p> <p style="text-align: center;">多様な新規就農者（50歳以上、半農半Xなど）の就農直後の経営確立を支援</p> <p>○対象者 新規就農者（独立・自営就農かつ認定新規就農者以外）</p> <p>○補助額 最大50万円/人（1世帯あたり）</p> <p>○主な要件 ・前年の世帯所得が600万円以下 ・（50歳以上65歳未満の場合） →農業従事日数が年間150日以上 →地域計画に位置づけられている又は中間管理機構から農地を借り受けている ・（50歳未満の場合） →農業従事日数が年間60日以上</p>
<p style="text-align: center;">移住就農者への住環境整備</p> <p style="text-align: center;">県外からの移住就農者向け住環境整備を支援</p> <p>○対象 県外からの移住就農者向け住居本体及び附属建造物の修繕、清掃、庭木の剪定・除草等</p> <p>○補助率 2/3（上限130万円）ほか</p> <p>○主な要件 ・住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水回り（台所、浴室、トイレ）を備えていること。 ・整備後の入居者は県外からの移住就農者（研修生等を含む）に限ること。</p>	<p style="text-align: center;">中古農業機械の活用促進</p> <p style="text-align: center;">中古農業機械を新規就農者等へ譲渡・継承する取組を支援</p> <p>○対象 農業機械継承システムの構築（掘り起こし調査、システム開発費等）、譲渡に伴う農業用機械の査定・動作確認、譲渡成立後のメンテナンス（消耗費や部品交換等）等</p> <p>○補助率 2/3（上限35万円） ※査定・動作確認、メンテナンスは1農業機械あたりの上限5万円</p> <p>○主な要件 主な譲渡対象者は新規就農者であること</p>

85

福島県農業経営・就農支援センター運営事業（継続）

1 目的

農業経営基盤強化促進法第11条の11に基づき、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化、経営継承等に必要な助言・指導・支援などを行う相談体制を構築する。

2 事業内容

- (1) 運営管理事業
センターとしての機能を担う者（法第11条の12第1項）に位置付けた（公財）福島県農業振興公社に対し、センターの運営管理に必要な経費を補助する。
- (2) 農業経営・就農サポート推進事業
センターが行う就農から定着、経営発展までの各種サポート活動を支援する。
- (3) 伴走支援強化事業
センター構成団体による担い手確保、定着及び経営発展に向けた伴走支援の取組を強化する。
- (4) 新規就農者等担い手活性化事業
指導農業者等の活動体制の整備や企業の農業参入の促進に向けた企業への働きかけなどに取り組む。

- 3 事業主体
- (1) （公財）福島県農業振興公社
 - (2)、(4) 県
 - (3) （一社）福島県農業会議ほか1団体

4 事業費 55,649千円（国 15,592千円、県 40,040千円、その他 17千円）

5 補助率 (1)、(3) 定額

6 事業期間 令和5年度～令和9年度

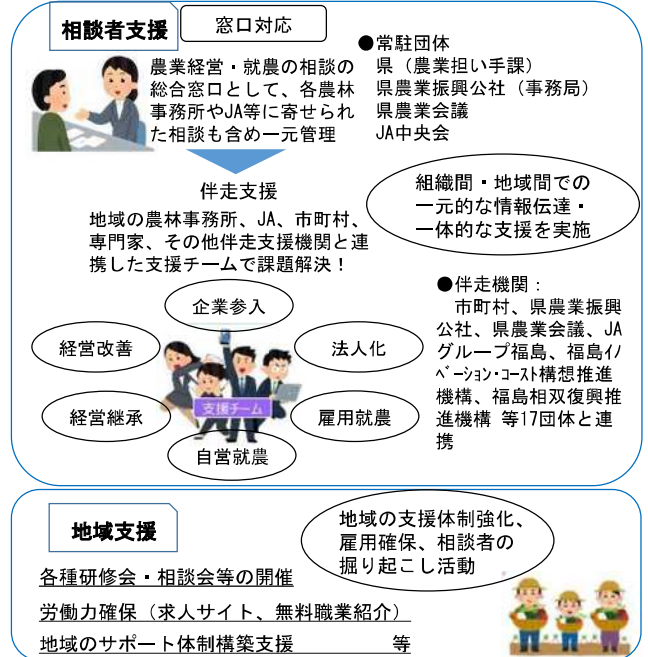
【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

農業経営基盤強化促進法第11条の11に基づき、県は農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な経営継承等に必要の助言・指導などを行う相談体制を構築する。

【事業の内容】

- (1) **運営管理事業**
センターとしての機能を担う者（法第11条の12第1項）に位置付けた（公財）福島県農業振興公社に対し、センターの運営管理に必要な経費を補助する。
(1) 補助先 福島県農業振興公社
(2) 補助額 32,949千円（県単・定額補助）
- (2) **農業経営・就農サポート推進事業**
センターが行う就農から定着、経営発展までの各種サポート活動を支援する。
(1) 委託先 福島県農業振興公社
(2) 委託費 9,250千円（国庫）
- (3) **伴走支援強化事業**
センター構成団体による担い手確保、定着及び経営発展に向けた伴走支援の取組を強化する。
補助先 福島県農業会議ほか1団体
補助額 1,800千円（補助率定額、県単）
- (4) **新規就農者等担い手活性化事業**
指導農業士等の活動体制の整備や企業の農業参入の促進に向けた企業への働きかけなどに取り組む。

【事業のイメージ】



ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業（一部新規）

1 目的

新規就農者の確保・定着に向けて、支援情報の発信や、就農希望者を対象とした現地ツアー、農業体験、就農相談会の実施、地域におけるサポート体制の構築、研修農場の整備等、総合的な支援を実施する。

2 事業内容

- (1) 地域を支える農業者等確保総合事業
農業経営・就農支援センターが行う就農準備から定着まで切れ目のない支援と連動した地域や県全域での支援体制を構築する。
ア 新規就農者サポート組織の活動支援
市町村、JA等で組織された新規就農者サポート組織が行う就農相談、農地、住居等の受入環境の整備、技術研修の実施等の活動を支援する。
イ 研修施設等確保支援事業
新規就農者サポート組織等が新規就農者育成総合対策事業（国庫1/2）を活用して研修施設等を整備する取組に上乗せ補助を行う。
ウ 就農相談支援網の拡充
7農林事務所に就農コーディネーター、農業短期大学校に就農サポート支援員を配置する。
- (2) 多様な担い手確保支援事業
就農ポータルサイト等による情報発信、県内外における相談会の開催、農業法人等での「お試し就農」などに取り組む。
- (3) 教育機関と連携した就農促進事業
農業高校等と連携し、農業者との交流授業や農業法人等での就業体験等を実施する。
- (4) 青年農業者等活動支援事業
若い農業者で組織する団体が実施する農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組を支援する。

- 3 事業主体 (1) 新規就農支援組織、市町村、JA等、福島県農業振興公社、県 (2)、(3) 県 (4) 青年農業者組織

- 4 事業費 174,818千円(国 83,430千円、県 91,360千円、その他 28千円)
- 5 補助率 (1) のア 定額(上限100万円、活動組織設置初年度のみ)
又は1/2以内(上限50万円又は75万円(広域の取組等))
(1) のイ 1/10以内
(1) のウ 定額
(4) 定額(上限20万円)
- 6 事業期間 令和4年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

89

令和7年度ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業

農業担い手課

<事業概要>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、令和5年度に設置した農業経営・就農支援センターが行う就農準備から定着までの切れ目のない支援と連動した地域・広域での支援体制の構築及び強化、就農ポータルサイトの機能強化、現地ツアー及び就農相談会の実施、雇用就農者に対する総合的な支援等を実施する。

<事業目標>

○新規就農者数(400人以上【令和12年度まで】)

事業の全体像

●事業の内容

1 地域を支える農業者等確保総合事業

① 就農から経営発展までの支援体制強化

市町村等による就農から経営発展までの支援体制が行う活動を支援する。

② 研修施設の確保支援

新規就農者育成総合対策事業を活用して研修施設等を導入する団体に対して、上乗せ補助を行う。

③ 就農相談支援網の確立

7農林事務所に就農コーディネーターを配置する。

④ 農業短大における就農・進路相談拡充

農業短期大学校に就農サポート支援員を配置する。

2 多様な担い手確保支援事業

就農ポータルサイト等による情報発信、現地見学会や就農相談会の開催や雇用就農の総合支援等により、多様な人材の確保を行う。

3 教育機関と連携した就農促進事業

県内農業高校等と連携し、農業体験や農業者との交流、インターンシップの実施や就農相談会への参加等の支援を行う。

4 青年農業者等活動支援事業

若い農業者で組織する団体などの活動を支援する。

1 地域を支える農業者等確保総合事業

① 就農から経営発展までの支援体制強化

対象者：新規就農者サポート組織、市町村、JA等

補助率：定額^{※1}(上限額100万円) 1/2(上限額50万円又は75万円^{※2})

※1令和7年度中に新たな支援体制を構築する市町村等関係団体は定額

※2広域的な取組または研修生3人/年度以上受入の場合

② 研修施設の確保支援

対象者：市町村等

補助率：1/10(新規就農者育成総合対策(国1/2)への上乗せ補助)

③ 就農相談支援網の確立

対象者：(公財)福島県農業振興公社 補助率：定額

④ 農業短大における就農・進路相談拡充

就農サポート支援員による学生及び研修生の就農支援

2 多様な担い手確保支援事業

委託先：人材派遣会社等

委託内容：就農ポータルサイト等による情報発信、現地見学会や就農相談会の開催や雇用就農の総合支援等

3 教育機関と連携した就農促進事業

県農林事務所と管内高校等が連携し、フレッシュ農業講座、農業体験・インターンシップや就農相談会への参加支援を行う。

4 青年農業者等活動支援事業

対象者：青年農業者等組織 補助率：定額、上限20万円

90

農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業（継続）

1 目的

営農再開の加速化と産地の維持・発展を図るため、農繁期等に必要な労働力を農作業請負事業者を活用して確保・供給するモデルを浜通り地域等において構築し、取組を当該地域等に広く周知する。

2 事業内容

(1) 委託事業

ア 農ワーカーこらんしょモデル事業

労働力が不足している浜通り地域等を対象に、農作業請負事業者を活用して他地域等から労働力を確保し供給する体制を構築し、広く周知を図るとともに、作業を円滑に進めるための農作業説明教材の作成等を行う。

イ 農ワーク旅

浜通り地域等における関係人口の創出・拡大に向けて、首都圏の若者等を対象に農作業体験と地域交流を併せたツアーを実施する。

(2) 県推進事業

現地調査や、農業分野での労働力確保に向けた支援を実施する。

3 事業主体

県（委託先：農作業請負事業者等）

4 事業費

31,272千円（国 15,624千円、県 15,648千円、その他 ー千円）

5 補助率

ー

6 事業期間

令和4年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

91

農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業

農業担い手課



ふくしま集落営農活性化プロジェクト促進事業（継続）

1 目的

農業者の高齢化や担い手の減少が進む中、将来にわたって農地を持続的に活用し営農を継続できるよう、集落営農の活性化に向けたビジョンづくり、その実現に向けた組織体制の強化、収益力向上に向けた取組、効率的な生産体制の確立等を総合的に支援する。

2 事業内容

- (1) 地域を守る集落営農法人等強化対策事業
地域計画に位置付けられた集落営農組織が、持続・自走可能な体制の確立に向けて、集落ビジョンの作成やその実現に向けた法人化、高収益作物の栽培、加工品の試作、共同機械等導入等に取り組む場合、必要な経費の一部を助成する。
- (2) 地域を守る集落営農体制づくり対策事業
集落営農組織等が取り組む集落ビジョンの作成や実現に向けて、県が支援を行うとともに、市町村のサポート活動に係る経費（旅費、需用費等）を助成する。

3 事業主体 (1) 市町村 (2) 県、市町村

4 事業費 30,977千円(国 30,977千円、県 一千円、その他 一千円)

5 補助率 (1) 定額(共同利用機械等導入は1/2以内) (2) 定額

6 事業期間 令和4年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】



新規就農者育成総合対策事業（一部新規）

1 目 的

本県農業の次世代を担う農業者の育成・確保を図るため、就農に向けた研修資金、就農時の経営開始資金や機械・施設等の導入支援、伴走機関等による研修農場の整備、市町村等への就農相談員の設置等に取り組む。

2 事業内容

- (1) 経営発展支援事業
50歳未満で新たに農業経営を開始する認定新規就農者等の一定要件を満たす者に対し、機械・施設の導入費やリース料、家畜導入、果樹の新植・改植費用等については、最大750万円（経営開始資金等子交付対象者については最大375万円）を補助する。
- (2) 経営開始資金
就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者で、前年の世帯所得が原則600万円未満である等、一定の要件を満たす者に対し、年間最大150万円（夫婦での交付は年間最大225万円）を最長3年間交付する。
- (3) 就農準備資金
就農予定時50歳未満の農業研修生で、独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農を目指し、前年の世帯所得が原則600万円未満である等、一定の要件を満たす者に対し、年間最大150万円を最長2年間交付する。
- (4) サポート体制構築事業
農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、地域において就農前から就農後までの農地、生活、技術面等をトータルサポートできる体制の構築やこれらのサポート活動について支援する。
- (5) 新規就農者誘致環境整備事業
地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、「新規就農者参入促進計画」に基づき、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備等をワンストップで一体的に支援する。
- (6) 県推進事業費
市町村説明会、資金活用先輩農業者との交流会、資金推進会議、市町村巡回指導、推進パンフレット作成等を行う。

95

- 3 事業主体 (1)、(2) 市町村
(3) (公財) 福島県農業振興公社
(4)、(5) 市町村や協議会、農業団体等
(6) 県
- 4 事業費 1,001,825千円(国 一千円、県 102,600千円、その他 899,225千円)
- 5 補助率 (1) 3/4以内
(2) ~ (4) 定額
(5) ソフト事業 定額(補助金上限3,000千円)、ハード事業 1/2以内
- 6 事業期間 令和4年度~令和7年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

39 新規就農者育成総合対策

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、地域における農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備等の取組を支援します。**また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、就農相談会の開催等**の取組を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>	<事業イメージ>
<p>1. 経営発展への支援 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。</p> <p>2. 資金面の支援 ① 新たに経営を開始する者に対して、資金を交付します。 ② 研修期間中の研修生に対して、資金を交付します。</p> <p>3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援 ① 地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動及び研修農場の整備を支援します。 ② 農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化を支援します。 ③ 就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援します。</p> <p>(令和6年度補正予算) 新規就農者確保緊急円滑化対策 親元就農者を含む新規就農者の経営継承・発展の取組を支援するとともに、就農前後の資金面、教育環境の整備等を支援します。</p> <p><事業の流れ></p>	<p>1. 経営発展への支援</p> <p>経営発展支援事業^{※1} (機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象) 対象者：認定新規就農者^{※2} (就農時49歳以下) 支援額：補助対象事業費上限1,000万円 (2^①の交付対象者は上限500万円) 補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 (例) 国1/2, 都道府県1/4, 本人1/4) 特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定 〔機械・施設等の修繕・移設・撤去 (補助率 国：1/3、都道府県又は市町村：1/3 (任意)) を支援〕</p> <p>2. 資金面の支援</p> <p>① 経営開始資金^{※3} 対象者：認定新規就農者^{※4} (就農時49歳以下) 支援額：12.5万円/月(150万円/年)^{※5} ×最長3年間 補助率：国10/10</p> <p>② 就農準備資金^{※3} 対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下) 支援額：12.5万円/月(150万円/年)^{※5} ×最長2年間 補助率：国10/10</p> <p>3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援</p> <p>① 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 ・新規就農者の誘致体制の整備 ・複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践 ・就農前後の方々に対するトータルサポート活動 ・研修農場の整備 ・実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備</p> <p>② 農業教育高度化事業 農業大学校・農業高校等における ・農業機械・設備等の導入 ・国際的な人材育成に向けた海外研修 ・スマート農業、環境と調和のとれた農業等のカリキュラム強化 ・現場実習や出前授業の実施 ・先進的な教育・研修モデルの創出 等</p> <p>③ 農業人材確保推進事業 就農相談会の開催 等</p> <p><small>※1 取組計画に応じた事業採択方式で実施 ※2 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象 ※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象 ※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負う者が対象 ※5 支払方法(月毎、半年等)は交付主体による選択制</small></p>

97

農業短期大学校施設統合整備事業 (継続)

1 目的

本県の農業教育機関である農業短期大学校の実践的農業教育・研修体制の強化を図るため、令和3年度に取りまとめた機能強化に関する基本構想に基づき老朽化した食堂施設の改修を行う。

2 事業内容

老朽化した食堂施設の改修を行うことにより、農業短期大学校の学生、研修生の生活環境の向上を図る。

3 事業主体 県

4 事業費 382,883千円(国 一千円、県 347,700千円、その他 35,183千円)

5 補助率 ー

6 事業期間 令和3年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

◎現在の課題

- ①令和4年度から「スマート農業」科目を新設。一方で、スマート農業を実践的に技術習得できる研修施設がない
 - ②研修生や講師が宿泊できる施設がないため、会津、浜通り等の県内遠方や県外の方の受け入れができない
- ※令和3年度実績
県外在住の研修希望相談者31名全員が農短大での研修受講を断念
- ③オープンキャンパスなどの参加者が、キャンパスの老朽化によるマイナスイメージから、受験を見送る一因となっている

◎将来像

- ①クリエイティブホールとスマート農業トレーニングフィールドを一体的に活用し、幅広い知識と最新の技術を習得した農業者を育成・確保する。
- ②宿泊施設の整備により、県内遠方や県外の研修希望者の受け入れが可能となり、県内外から広く新規就農者を確保できる。
- ③学生のみならず、講師や研修生が集う魅力あるキャンパスとして、次代を担う若手農業者となり得る学生の入学に繋げる。

総合計画の目標
新規就農者数 R12年 400名以上の達成へ！



新施設の概要 (R7.4供用開始)

◎遠方から受入が可能な宿泊施設

- 新しい学生寮による受験希望の増加
- 長期研修生の宿泊施設を整備することで県内外から広く研修への参加が可能に
- 開放的なリビングスペースを設け、研修生が集まって交流することで、より効果的な研修を実現

一般宿泊棟 延べ床面積 約570㎡ 18部屋18名収容(個室)	学生寮 延べ床面積 約2,600㎡ 男子：76名収容(個室) 女子：34名収容(個室)
--	---

◎学びを促し、情報交換が進むコミュニティスペース

- 学生、講師、研修生が自然と集まる開放的な自習スペースを整備。学生寮からアクセスできるため、授業外でも勉強する学生が生まれる
- 学生、研修生、講師相互の情報交換から、豊かな本県農業や地域課題に取り組む農業者の理解が深まる

クリエイティブホール棟 延べ床面積 約840㎡

◎実践研修が行えるスマート農業トレーニングフィールド

- ドローンやオートトラクターなどスマート農業機械の操作・運転技術等を習得するためテストフィールド(実証ほ場)を整備し、スマート農業関連機器・機械の実践演習を実現

トレーニングフィールド 面積 約5,000㎡

連携

◎実際の作業と一体感が伝わるクリエイティブホール

- スマート農業関連機械・機器を収納する格納庫と200人収容の大規模ホールを連結し、目の前で実際の機械・機器を体験できる座学を実現

全国に先駆けて、農業短期大学校内にスマート農業の実践技術を習得できる先進的な施設を整備

農業短期大学校運営費（継続）

1 目的

本県の農業教育機関である農業短期大学校の円滑な管理・運営を図り、次代を担う農業者を養成する。

2 事業内容

- (1) 管理運営費
学校の円滑な管理・運営を行う。
- (2) 教育研修費
本校生に対する教育及び農業者に対する研修を実施する。
- (3) 農業経営部運営費
本校生に対する教育を実施する。
- (4) 農場管理運営費
附属農場において、農作物栽培及び家畜飼養を行い、学生の実践学習に必要な教材を確保する。

3 事業主体 県

4 事業費 172,835千円(国 12,185千円、県 104,571千円、その他 56,079千円)

5 補助率 ー

6 事業期間 平成26年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

福島県農業総合センター農業短期大学校（アグリカレッジ福島）



FUKUSHIMA AGRICULTURAL COLLEGE

■教育目標

実践的な農業の技術力と優れた経営力を備えた地域のリーダーとなる農業者を育成する。

■教育の方向

- 1 農業経営の実践に必要な知識及び技術に関する教育を行う。
- 2 地域をリードする農業経営者に必要となる経営管理に関する教育を行う。
- 3 国際的な視野に立ち農業情勢の変化に対応できる農業経営に関する教育を行う。

農業経営部		研修部	
水田経営学科 水田経営学科 果樹経営学科 花き経営学科 畜産経営学科	修業期間：2年 定員：1学年60名 受験資格： (1)高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者(見込含む) (2)高等学校を卒業した者と同等の学力があると認められる者	就農研修 初級 中級 長期就農研修 農産加工研修 基礎 応用 技術 食品素材活用	一般農業者及び就農を目指す方を対象とした研修を実施しています 
	本校は、学校教育法に基づく専修学校に位置付けられています。 (1)卒業生は「専門士（農業専門課程）」の称号が付与されます。 (2)四年制大学への編入学試験を受験することができます。 (3)独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の利用が可能です。	農業機械研修 現地支援研修 技術向上 安全運転技術総合	
	多くの免許・資格を取得できます。 大型特殊自動車免許(農耕車限定)/けん引自動車免許(農耕車限定) 日本農業技術検定(2級・3級)/毒物劇物取扱者資格(農業用) 日商簿記(3級)/農業簿記(1級)/土壤医検定(3級) 家畜人工授精師(畜産経営学科のみ)/アーク溶接		

101

ふくしま有機農業ひとづくり強化支援事業（継続）

1 目的

本県は全国トップクラスの有機農業の取組県であったが、原発事故の影響により、有機農産物の生産量は激減しており、有機農業の先進県「ふくしま」の復活には、本県有機農業の中核を担う人材の育成・確保が必要である。このため、有機農業での就農希望者を対象とした研修受入や就農促進の取組を支援する。

2 事業内容

- (1) ふくしま有機農業推進事業
本県有機農業の新たな担い手確保のため、有機農業を体験するモデルツアーの開催や就農推進に係る研修会を開催する。
- (2) ふくしま有機農業就農研修支援事業
生産組織等が行う有機農業の就農受け入れ、新規取組者に対する技術研修実施の経費や市町村が行う有機農業の就農促進の活動の経費を支援する。

3 事業主体 (1) 県 (2) 有機農業者が構成する組織、市町村、団体等

4 事業費 7,918千円(国 3,889千円、県 4,029千円、その他 一千円)

5 補助率 (2) 定額(上限1,000千円)

6 事業期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

102

ふくしま有機農業ひとづくり強化支援事業

現 状

○全国トップクラスの有機農業取組県であったが、震災後後退し、全国との格差が広がっている。

＜有機JAS面積＞

○福島県は震災後に激減 ○全国では取組面積増加
 [H22年度] 3割減 [R5年度] [H22年度] 10割増 [R5年度]
 301ha → 211ha 9,401ha → 18,887ha
 (全国10位) ↑ (全国19位) ↑

震災・原発事故 食の安全への関心 健康志向の高まり等

○近年(H30年→R4年)、取組面積、取組者数は増加している。

[面積] 180ha → 211ha [取組者数] 55人 → 75人

○新規就農者は有機農業実施者が多い

- ・新規就農者の2～3割が有機農業を希望
- ・新規参入者の23%が有機農業に取組んでいる(農水省調べ)

有機農業担い手確保上の課題

- 栽培方法、販路が特殊 ⇒ 有機農業研修が重要
- 新規就農者の有機農業志向 ⇒ 実践前体験・研修の場の確保

有機農業に特化した担い手確保対策が必要

○令和3年度～令和5年度の事業内容と実施状況

1 事業内容

(1) チャレンジふくしま有機農業推進事業
 (補助事業) 研修受入有機農業組織の就業支援活動、体制整備の支援
 実施主体: 有機農業者組織、市町村等、補助率: 2割以内(上限1,000千円)
 (委託事業) 研修受入農業者のための研修会開催及び有機農業者ロールモデル資料作成

(2) チャレンジふくしま有機農業就農研修支援事業
 (補助事業) 有機農業研修実施、受入体制整備に係る経費支援
 実施主体: 有機農業者組織、市町村等、補助率: 2割以内(上限2,000千円)

2 実施状況と課題

○新型コロナウイルスによる影響(対面活動、人の移動の制限)が続く、研修参加、補助事業の活用が困難であった。
 ○研修受入先の有機農業者の時間、労力、及び経費の自己負担が大きくなり、補助事業活用は限定的となった。

・県内有機農業者は増加傾向にあり、有機農業に特化した研修受入等の支援が今後必要。
 ・市町村での有機農業産地づくりの動き。

市町村に積極的に有機栽培研修へ関わらせることで恒常的な「有機ひとづくり」を目指す

○令和6年度～令和7年度までの取組内容(予算額は令和7年度)

1 見直しのポイント

○事業の積極的活用を図るため
 ①重点推進対象を生産者→市町村、②補助率を定額に変更
 ○就農者掘り起しのための首都圏対象とした有機農業体験ツアーの実施(委託事業)
 ○事業ニーズにあわせ事業規模を縮小、2つの補助事業を一本化

2 事業内容(予算総額7,918千円)

(1) ふくしま有機農業推進事業
 (県事業) 会議、研修会開催
 (委託事業) 首都圏有機農業希望者を対象とした体験ツアー(530千円)

(2) ふくしま有機農業就農研修支援事業
 (補助事業) 有機農業の就業受入、技術研修実施の経費や市町村等が行う有機農業の就業促進の活動経費の支援
 実施主体: 市町村、有機農業者組織等 想定活用件数: 2件 補助率: 定額(上限1,000千円)

3 推進イメージ

市町村が実施主体となった有機農業研修を企画し地域の有機農業者が協力する体制を実施モデルとして推進

＜有機農業産地づくりのための担い手確保＞
 (市町村、協議会等) (有機農業者)

有機農業就農希望者

有機農業の実践(就業)

○就農・実践前の本県での有機農業の体験(本県での有機農業就業の受入機、有機農業の実現可能)

事業終了後も、市町村等が事業経験を活かし、「有機ひとづくり」取組継続

期待される成果

新たな担い手 生産量増加 → 生産 安定供給 → 需要(大) 販売消費

需要(大) 販売消費 → 需要(大) 販売消費

ふくしまの有機農業拡大
 安全・安心の供給拡大 風評払拭 信頼確保
 有機農産物 資源の循環利用 持続可能な農業
 地球温暖化対策

福島県収入保険加入促進事業(継続)

- 目的

様々なリスクに対応可能な収入保険に係る保険料の一部を助成し、加入促進を図ることにより、あらゆるリスクに対応できる持続可能な農業経営体への転換を促し、農業の担い手の育成・確保を図る。
- 事業内容

収入保険に新たに加入する次の者について、保険料の1/3を補助する。(過去に当該補助を受けた者を除く。)

 - 個人: 令和8年保険について、令和7年4月1日から令和7年12月31日までに加入申請した者
 - 法人等: 令和7年度(事業年度の始期が令和7年4月1日～令和8年3月31日)を事業期間とする者で、令和8年3月31日までに加入申請した者
- 事業主体

福島県農業共済組合
- 事業費

8,410千円(国 一千円、県 8,410千円、その他 一千円)
- 補助率

農業者の負担する収入保険に係る保険料の1/3
- 事業期間

令和2年度～令和8年度

【担当課: 農業支援総室農業経済課 024-521-7349】

福島県収入保険加入促進事業

《趣旨》

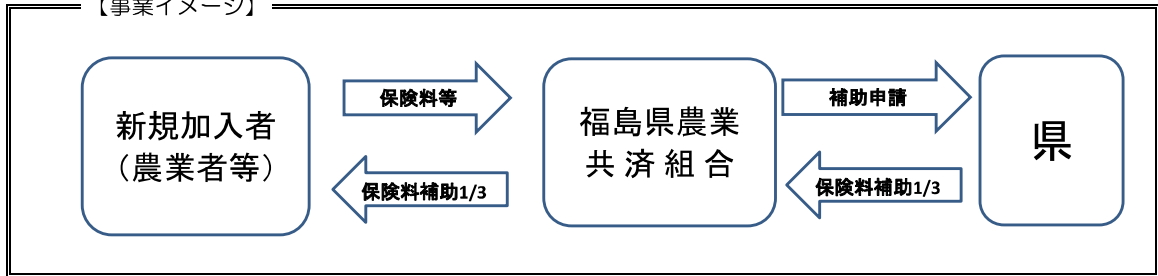
様々なリスクに対応可能な収入保険に係る保険料の一部を助成し、加入促進を図ることにより、あらゆるリスクに対応できる持続可能な農業経営体への転換を促し、農業の担い手の育成・確保を図る。

【事業内容】

収入保険に新たに参加する次の者について、保険料の1/3を補助する。(過去に当該補助を受けた者を除く。)

- 個人：令和8年保険について、令和7年4月1日から令和7年12月31日までに加入申請した者
- 法人等：令和7年度（事業年度の始期が令和7年4月1日～令和8年3月31日）を事業期間とする者で、令和8年3月31日までに加入申請した者

【事業イメージ】



105

家畜疾病経営維持資金利子補給等事業（継続）

1 目的

鳥インフルエンザの発生により影響を受けた養鶏農家等が、家畜の購入や飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持のため家畜疾病経営維持資金を利用する際、国による利子補給とは別に県が利子補給の上乗せを行うとともに、債務保証料を県が負担することにより、実質無利子、無保証料による資金の円滑な融通を図る。

2 事業内容

- (1) 利子補給事業：農協等融資機関に対して利子補給を行う。

区分	融資枠	貸付対象先	貸付利率	貸付限度額	償還期限（うち据置）
経営再開資金	6億2千万円	発生農家	金融情勢により変動 （農家負担は無し）	（個人）2千万円 （法人）8千万円 100羽あたり 52,000円	7年以内（3年以内）
経営継続資金		移動制限・搬出制限区域内（※1）			
経営維持資金		移動制限・搬出制限区域外			

※1 区域外の畜産経営者であって、区域内の農家等との取引・輸出が停止された者を含む。

- (2) 保証料補助事業：福島県農業信用基金協会に対して保証料を補助する。
・補助対象：借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料

3 事業主体

- (1) 利子補給事業：農業協同組合等融資機関
(2) 保証料補助事業：福島県農業信用基金協会

106

4 事業費 26,508千円(国 一千円、県 26,508千円、その他 一千円)

5 補助率(利子補給率等)

- (1) 利子補給率 借受者が負担する貸付利率
- (2) 保証料補助 借受者が支払う保証料の10/10

6 事業期間 令和4年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業経済課 024-521-7349】

107

家畜疾病経営維持資金利子補給等事業

《趣旨》

鳥インフルエンザの発生により影響を受けた養鶏農家等が、家畜の購入や飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持のため家畜疾病経営維持資金を利用する際、国による利子補給とは別に県が利子補給の上乗せを行うとともに、債務保証料を県が負担することにより、実質無利子、保証料無料による資金の円滑な融通を図る。

【事業内容】

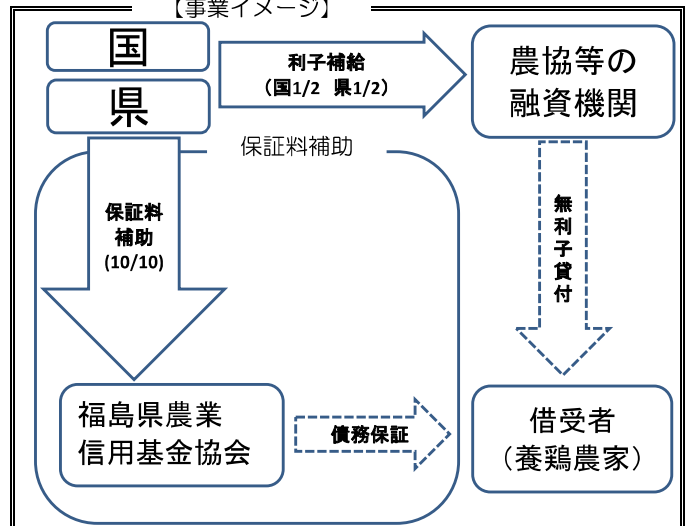
(1) 利子補給事業

- ① 貸付対象先
 - 経営再開資金 発生農家
 - 経営継続資金 移動制限・搬出制限区域内
※ 区域外の畜産経営者であって、区域内の農家等との取引・輸出が停止された者を含む。
- 経営維持資金 移動制限・搬出制限区域外
- ② 貸付限度額
 - 経営再開資金 個人 2千万円、法人 8千万円
 - 経営継続資金 } 100羽当たり 52,000円
 - 経営維持資金 }
- ③ 償還期限 7年以内(据置期間3年以内)
- ③ 利子補給 借受者が負担する貸付利率
- ④ 取扱融資機関 農協、知事が指定する融資機関

(2) 保証料補助事業

- ① 補助対象 借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料
- ② 補助率 借受者が支払う保証料の10/10

【事業イメージ】



108

福島県次世代漁業人材育成確保支援事業（継続）

1 目的

本格的な操業に向けて震災からの復興に取り組む本県漁業においては、将来の漁業担い手を確保・育成することが不可欠であるため、必要な支援を行う民間団体等に対し補助を行う。

2 事業内容

(1) 次世代漁業人材確保支援事業

本格的な操業に向けて震災からの復興に取り組む本県漁業において、将来の漁業担い手の確保・育成に必要な、新規就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入支援を行う民間団体等に対し、補助を行う。

3 事業主体 民間団体等

4 事業費 318,146千円（国 219,646千円、県 98,500千円、その他 一千円）

5 補助率 3/4以内

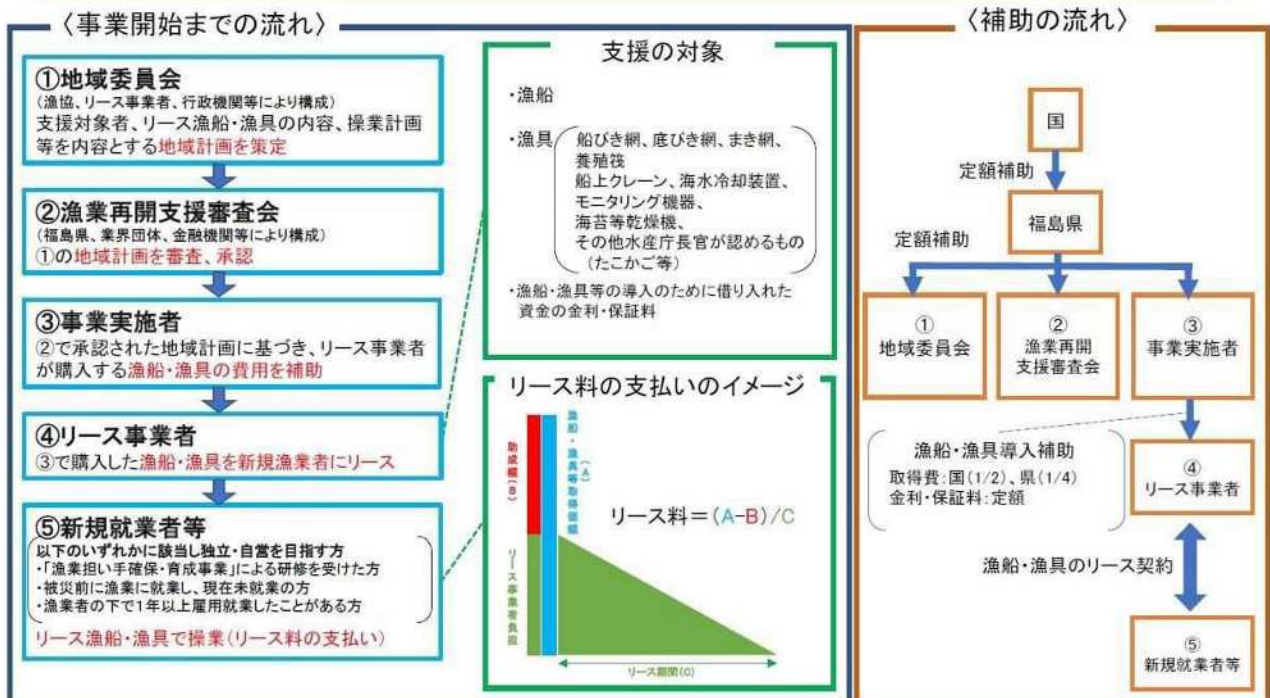
6 事業期間 令和4年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

109

福島県次世代漁業人材育成確保支援事業

本格操業に向け震災からの復興に取り組む福島県で、新規就業者などの就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援



林業アカデミーふくしま運営事業（継続）

1 目的

本県の森林再生や林業・木材産業の成長産業化の実現に必要な林業人材を育成するため、林業アカデミーふくしまにおける研修を実施する。

2 事業内容

- (1) 研修運営費
林業アカデミーふくしまにおいて就業前長期研修及び短期研修を実施する。
- (2) 管理運営費
林業アカデミーふくしま研修施設の管理運営を行う。

3 事業主体 県

4 事業費 86,137千円（国 21,774千円、県 1千円、その他 64,363千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和5年度～令和9年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7426】

111

林業アカデミーふくしまの概要



112

福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業（継続）

1 目的

被災地域農業の復興と更なる営農再開を加速させるため、深刻な担い手及び労働力不足を解消し、大規模な農業経営の実現が可能となる先端技術の実証研究を行う。また、最先端の作業ロボットや管理システムを組み合わせた技術の確立を図る。

2 事業内容

- (1) 先端技術活用による農業再生実証事業
大規模水田営農における乾田直播水稲・大豆・飼料用トウモロコシの輪作体系作業及び省力的管理技術等について実証研究を行う。
露地野菜の総合的管理体系、施設果菜類の雇用労力とロボット活用した生産管理技術について実証研究を行う。
- (2) 農林業イノベーションロボット開発事業
農地土壌における肥沃度のバラツキを改善するため高機能堆肥と可変散布機の開発と実証を行う。
- (3) 福島国際研究教育機構における農業研究の推進
労働力不足や環境負荷低減などの課題解決に向け、スマート農業技術を活用した超省力生産システムの確立、資源循環システム構築等の実証試験を行う。

3 事業主体 県

4 事業費 77,338千円(国 一千円、県 一千円、その他 77,338千円)

5 補助率 ー

6 事業期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

113

福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業(R3～R7)

被災地域農業の復興と更なる営農再開を加速させるため、深刻な担い手及び労働力不足を解消し、大規模な農業経営の実現が可能となる先端技術の実証研究を行う。また、最先端の作業ロボットや管理システムを組み合わせた技術の確立を図る。

現地実証研究

農業総合センターが中心となって、生産者、国立研究開発法人、大学等と連携して技術体系の現地実証に取り組む。

広域エリアを対象とした大規模水田営農における生産基盤技術の確立

- 大規模水田営農における水稲・大豆・トウモロコシの省力的栽培技術の開発・実証
- 広域エリアにおける水田輪作栽培管理技術の開発・実証
- 水田輪作技術におけるデータ活用手法の開発と実証



先端技術を活用した施設野菜・畑作物の省力高収益栽培・出荷管理技術の確立

- 露地野菜栽培における雑草の総合的管理体系の確立
- 施設果菜類の雇用労力とロボットを作業主体とした大規模経営技術の開発・実証



ロボット開発

農業総合センターが中心となって、民間企業、大学等と連携してロボット開発に取り組む。

「見える化」技術を活用した土壌肥沃度のバラツキ改善技術の開発

- 可変散布ブライムソアの開発
- 見える化マップと可変散布機との互換性評価
- 土壌肥沃度のバラツキ解消のための高機能堆肥の改良
- 見える化技術を活用した土壌肥沃度のバラツキ改善技術の実証



F-REIにおける農業研究の推進

福島国際研究教育機構（F-REI）委託事業を活用し、実証試験に取り組む。

- 輸出対応型果樹生産技術の開発実証
- 育成センサーの開発と日本のスマート農業の創出
- 先端技術を活用した鳥獣被害対策システムの構築・実証
- 化学肥料・化学農薬に頼らない耕畜連携に資する技術の開発・実証
- プラズマ生成装置開発と植物免疫向上による病害防除効果の実証
- 果菜類収穫作業の軽劣化につながる協働ロボットの開発及び新たな協調作業体系の構築に関する研究



114

福島イノベ構想に基づく水産業先端技術展開事業（継続）

1 目的

本県水産業を復興させるため、デジタル技術やバイオテレメトリー技術等の先端技術の活用に向けた実証研究を行い、漁業生産力の強化、漁業経営の効率化、持続可能な漁業を実現し、新たな水産業を展開する。

2 事業内容

- (1) 多様な漁業種類に対応した操業情報収集・配信システムの開発
漁獲データ、水揚げ魚種の品質データ及び環境データを集約したデジタル操業日誌、操業支援システムを構築し、漁業者へ情報提供する技術を実証する。
- (2) ICTインフラを用いた効果的な種苗放流による資源の安定化
魚体装着型移動生態観測装置を用いて、種苗放流対象魚種の行動及び当該海域の海洋環境情報を収集し、効果的な種苗放流技術を実証する。
- (3) 社会実装拠点運営
実証研究により既に実用化された技術体系を、被災地等の社会実装拠点へ導入する。

3 事業主体 県

4 事業費 80,008千円(国 1千円、県 346千円、その他 79,662千円)

5 補助率 ー

6 事業期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

福島イノベ構想に基づく水産業先端技術展開事業

【現状】

- 1) 原子力災害により全ての沿岸漁業が操業自粛に追い込まれ、現在は規模を縮小した操業は行われているものの、本来の漁業は再開されていない。
- 2) 漁業再開後も原子力災害による風評被害が継続することが想定され、福島県漁業が産業として成立するためには、より効率的な漁業生産を可能とする必要がある。
- 3) 水揚げ量を増加させつつ、これまで増加した資源を持続的かつ有効的な利用が重要であり、また、資源管理を行う魚種数の拡大が求められる。

【研究期間】

令和3年～令和7年

【主な実証地】

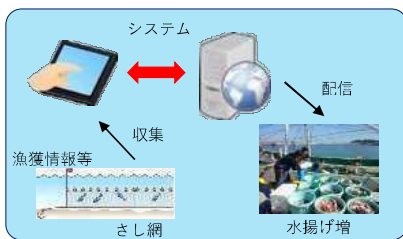
福島県相馬市
福島県いわき市、他

【目標】

- 1) 福島県全域の漁場環境、操業、漁業資源等に関する情報を網羅したシステムを構築し、効率的な漁業生産、資源管理を実現する。
- 2) 種苗放流対象魚種の移動を把握するための技術開発、生息環境における海洋環境情報を収集し、最適放流手法を確立する。

1. 多様な漁業種類に対応した情報収集・配信システムの開発

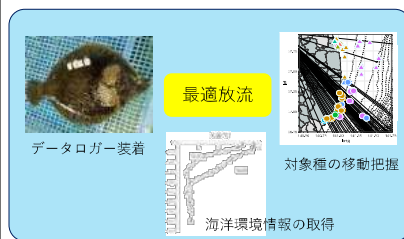
- 1) 海面漁業における情報収集・配信システムの実証
- 2) 内水面漁業における情報収集・配信システムの実証
- 3) 多様な漁業種類におけるリアルタイムデータの配信と活用方法の検討
⇒ 漁獲情報の収集、配信
⇒ 自船データの確認



2. ICTインフラを用いた効果的な種苗放流による資源の安定化

- 1) バイオテレメトリーによる移動生態把握技術の実証
- 2) 種苗放流効果の把握に係る技術実証
- 3) 河口域における放射性物質の分布状況

⇒ 放流効果評価手法開発
⇒ 生息場所の環境を把握



3. 社会実装拠点運営

- 1) 操業の効率化・資源管理・流通の体系化技術の社会実装
- 2) 内水面漁業の復活に向けた種苗生産、供給技術の社会実装
⇒ 漁船数、海域の拡大による操業支援データの拡充
⇒ 優良形質を持つアユ種苗の安定生産、供給体制確立

実装技術の事例



福島県産農産物競争力強化事業（研究）（継続）

1 目的

風評等により失っている福島県農産物の販売額を取り戻すため、福島県オリジナル品種の販売促進に必要な生産・加工技術の開発等に向けた取組を支援することで、ブランド力の向上を促進し、福島県農産物の価格及び販売額の回復を図る。

2 事業内容

- (1) 競争力強化に向けた福島県オリジナル品種開発導入事業
野菜、花き、果樹において、福島県オリジナルの新品種を開発する。
- (2) 旨み成分及び官能評価活用の和牛総合指数評価技術開発事業
福島県産和牛の枝肉肉質、客観的肉質評価及び旨み成分等について総合的な評価を可能とするための評価技術を開発する。
- (3) 「ふくしまの宝」を活用したブランド力強化に向けた農産物の流通・加工技術の開発事業
福島県の農産物について、機能性成分の探索と見える化を図るとともに加工に関する新技術を開発する。

3 事業主体

県

4 事業費

93,212千円（国 93,077千円、県 一千円、その他 135千円）

5 補助率

—

6 事業期間

令和3年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

117

福島県産農産物競争力強化事業（研究）

令和7年度予算額：93百万円
事業実施主体：福島県

風評等により失っている福島県農産物の販売額を取り戻すため、福島県オリジナル品種の販売促進に必要な生産・加工技術の開発等に向けた取組を支援することで、ブランド力の向上を促進し、福島県農産物の価格及び販売額の回復を図る。（令和7年度までに技術開発実施。）

福島県の試験研究機関等において以下の技術開発を行う。

1. 競争力強化に向けた福島県オリジナル品種の開発

37(百万円)

○風評払拭のため、国内外の競争に打ち勝つ特色ある福島県オリジナルの新品種を開発し、避難地域等における新たな産地を創造し、強固なブランドを確立する。

風評等により棚を失い、福島県農産物の販売に苦慮している状況

特色ある新品種を開発しブランド力強化が必要

野菜、花き、果樹の本県オリジナル品種を開発する

 イチゴ 収量性、病害抵抗性、果実品質に優れる品種	 アスパラガス 全雄系統で収量性や病害抵抗性に優れる品種	 リンドウ 頂花咲き性に優れ、需要期出荷の狙える品種等	 カラー 特徴ある花色で探花本数が多い品種	 モモ 病害抵抗性を有し、食味が優れる品種	 日本ナシ 病害抵抗性を有し、食味が優れる品種	 リンゴ 着色が良好で、果実品質に優れる品種	 ブドウ 皮ごと食べられる大粒・黒色系・種なしの品種
--	---	--	--	--	---	---	---

2. 旨み成分及び官能評価活用の和牛総合指数評価技術開発

51(百万円)

○サシの細かさや和牛特有の香気成分等のおいしさに見える化し、ゲノム情報と合わせて福島牛の総合評価技術を確立し、次世代に向けたゲノム選抜種雄牛の造成につなげる。

牛の販売価格が回復していない状況

福島牛ブランド強化のための高品質化が必要

客観的評価(サシ細かさ等)
牛肉分析(旨み、和牛香等)

おいしさ見える化
新たな和牛総合指数評価技術の開発

次世代を担うおいしいゲノム選抜種雄牛の造成

3. 「ふくしまの宝」を活用したブランド力強化に向けた農産物の流通・加工技術の開発

5(百万円)

○福島県産の農産物（野菜、果実）について機能性成分を調査し、福島県ならではの付加価値のある加工品開発につなげる。

「ふくしまならではの」と言える特徴を見いだす

付加価値向上

農産物の機能性成分の探索及び見える化

アスパラガスの断面図

10mm

明るく見えるほどアミノ酸が多く含まれている(GABAが緑、グルタミン酸が赤)

118

温暖化・担い手減少対応の農業研究強化事業（新規）

1 目的

急激な気候変動による農作物への影響予測とともに高温及び病害虫の発生等に対応した収量、品質を維持するための安定生産技術を早期に開発する。また、急速に進む農業の担い手不足対応のための省力化、軽労化、中山間地域対策、生産基盤改良等の技術を開発する。

2 事業内容

- (1) 温暖化・異常気象に対応した生産技術開発事業
気候変動による農作物への影響予測とともに、高温、湿害及び病害虫の発生等に対応した収量、品質を維持するための安定生産技術を早期に開発する。
- (2) 担い手減少に対応した生産基盤づくり推進事業
農業の担い手不足対応のため省力化、軽労化、中山間地域対策、生産基盤改良等の技術を開発する。

3 事業主体 県

4 事業費 57,341千円(国 1千円、県 57,244千円、その他 97千円)

5 補助率 ー

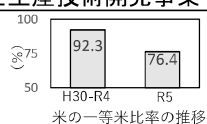
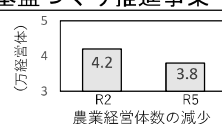
6 事業期間 令和7年度～令和9年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

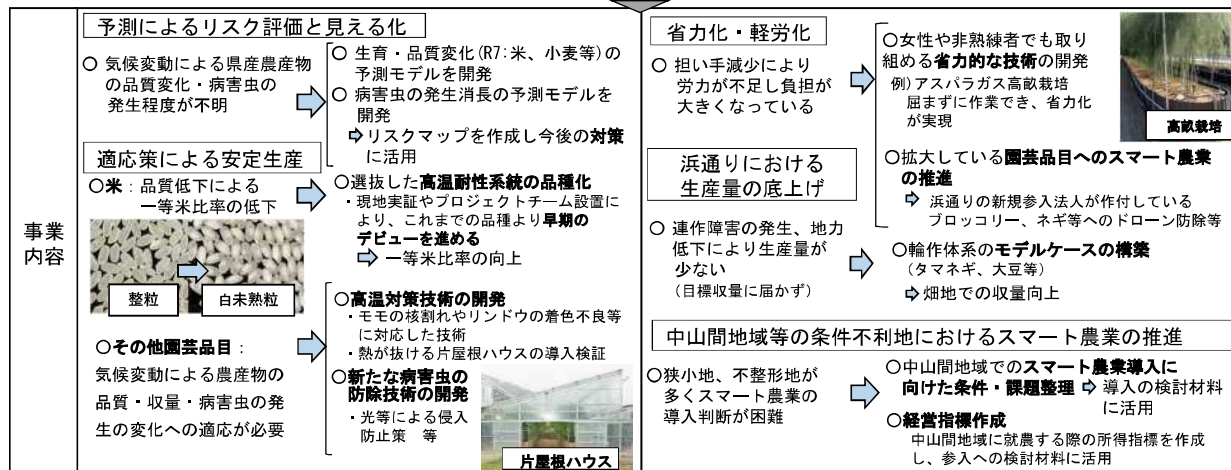
119

(新) 温暖化・担い手減少対応の農業研究強化事業

農業振興課

	温暖化・異常気象に対応した生産技術開発事業	担い手減少に対応した生産基盤づくり推進事業
問題・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○温暖化の影響による高温や病害虫の発生等による農作物の収量や品質低下(米一等等米比率低下、米の特A産地から陥落、品質の不安定)  <p style="text-align: center; font-size: small;">米の一等等米比率の推移</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○中山間地域等の条件不利地域での深刻な担い手不足  <p style="text-align: center; font-size: small;">農業経営体数の減少</p>
現場の声	<ul style="list-style-type: none"> ○夏の高温下においても安定した生産を可能とする 栽培技術や品種開発が必要 ○急激な温暖化により高温耐性品種への切り替えや高温に対する適応策を緊急に構築する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性(新規就農者のうちの3割)や非熟練者でも容易に取り組める省力化技術の開発が必要 ○浜通りで新たな園芸品目(タマネギ等)による法人等の新規参入が進むが、生産量が少ないため地力・生産力の回復が必要 ○人材不足が著しい中山間地域においてスマート農業導入を円滑に進められるよう前提となる調査が必要

既存の研究では急激な変化に対応できていないため、急速に進む温暖化・異常気象や担い手不足等に対応した農作物の安定生産技術を開発する必要



「温暖化」と「担い手の減少」を集中的に研究 → 本県農業の維持・発展に貢献

120

農地利用集積対策事業（継続）

1 目 的

農地中間管理機構（以下「機構」という。）が担い手への農地集積と集約化のために行う事業に必要な経費を助成するとともに、機構を活用して農地集積を行った地域に対して協力金を交付し、農地の利用集積・集約化を促進する。

2 事業内容

- (1) 農地中間管理機構事業
機構が農地を借り入れ、担い手へまとまりのある形で貸し付ける取組に必要な経費等を助成する。
- (2) 機構集積協力金交付事業
 - ア 地域集積協力金
地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は貸付と一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に協力金を交付する。
 - イ 集約化奨励金
機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化を図る場合に奨励金を交付する。

3 事業主体 (1) (公財) 福島県農業振興公社 (2) 市町村

4 事業費 1, 114, 069千円 (国 1, 078, 763千円、県 35, 245千円、その他 61千円)

5 補助率 (1)、(2) 定額

6 事業期間 平成26年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

121

農地利用集積対策事業

- 農業の生産性を高め、競争力を強化していくため、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していくことが必要
- 本事業により、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化を支援し、競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現

事業内容

① 農地中間管理機構事業

(農地中間管理機構への支援)

機構が農地集積等に取り組むために必要な経費を助成

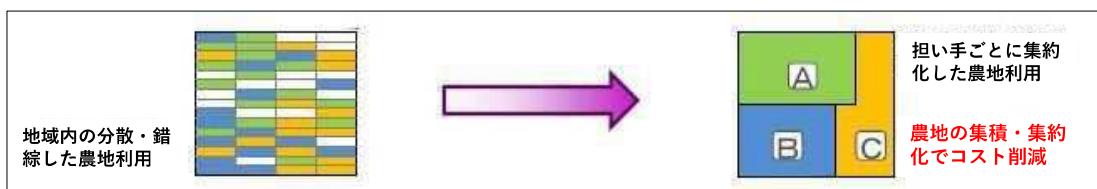
② 機構集積協力金交付事業

(地域への支援)

機構に対し農地を貸し付けた地域等に対して協力金を交付



目標（令和12年度）
担い手への農地集積75%以上



122

農村環境整備事業実施計画費（継続）

1 目的

営農条件を改善するための農地整備を始めとした農業農村整備を計画的かつ効率的に推進するために、事業調査地区に関する整備の基本方針、整備の内容、費用の総額、効果算定等を定めた事業計画を策定する。

2 事業内容

(1) 各事業に係る事業計画策定業務

当該計画作成の対象地区について、整備の基本方針、整備の内容、費用の総額、効果算定等を定める。

【北原地区（郡山市）ほか 3 2地区】

3 事業主体 県、市町村、土地改良区

4 事業費 422,929千円（国 421,450千円、県 1,479千円、その他 一千円）

5 補助率 農地整備事業、水利施設整備事業、農地防災事業（ため池廃止）、情報通信環境整備事業 国定額
農地防災事業（ハード整備の着手促進） 国55%、県21%
農村整備事業 国50%

6 事業期間 平成24年度～令和12年度

【担当課：農村整備総室農村計画課 024-521-7403】

123

農村環境整備事業実施計画費（継続）

しごとづくりプロジェクト
⑤ 農林水産業の成長産業化

令和7年度当初予算 422,929千円

【国事業名：農地中間管理機構関連農地整備事業、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農村整備事業、農山漁村振興交付金】

I 事業内容

営農条件を改善するための農地整備を始めとした農業農村整備を計画的かつ効率的に推進するために、事業調査地区に関する整備の基本方針、整備の内容、費用の総額、効果算定等を定めた事業計画を策定する。

II 令和7年度の実施内容

農地整備事業

ほ場整備の実施に向けて必要な事業計画策定を行う。
【北原地区（郡山市）ほか 8地区】

農地防災事業

防災重点農業用ため池の整備や廃止に向けて必要な事業計画の策定や土地の調査を行う。
【松林地区（伊達市）ほか 9地区】

水利施設整備事業

幹線水路等の整備や、水利施設の長寿命化対策に向けて必要な事業計画策定を行う。
【孝徳地区（国見町）ほか 6地区】

農村整備事業

農業集落排水施設の整備に向けて必要な事業計画策定を行う。
【多田野（郡山市）ほか 4地区】

情報通信環境整備事業

情報通信環境の整備に向けて必要な事業計画策定を行う。
【只見地区（只見町）ほか 1地区】

III 事業のイメージ



事業計画に基づき事業を実施
(高野地区(会津若松市))

124

経営体育成基盤整備事業 他（継続）

1 目的

農業の競争力強化を推進するため、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化などの政策課題に応じた農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を、農地中間管理機構とともに連携し実施する。

2 事業内容

- (1) 経営体育成基盤整備事業
大型農業機械による省力化、作業効率の改善や生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化と合わせ、農道や水路を一体的に整備する。【高久田地区（鏡石町）ほか 4地区】
- (2) 農地中間管理機構関連農地整備事業
農地中間管理機構が借り入れている農地について、大型農業機械による省力化、作業効率の改善や生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化と合わせ、農道や水路を一体的に整備する。【神谷第二地区（いわき市）ほか 16地区】
- (3) 経営体育成促進事業
 - ア 調査・調整事業
土地改良区等が行う土地利用調整活動（関係農家の意向調査や営農指導に関する活動等）に要する経費を交付する。
 - イ 指導事業
県が行う普及啓発や土地利用調整指導業務などの指導助言等に要する経費。
 - ウ 促進事業
整備された農地を、経営体への集積を促進するため、集積要件達成に応じて促進費を交付し、事業負担の軽減を図る。
- (4) 農用地集団化事業
土地改良事業予定地区等において、農用地利用の状況・関係農家の意向等の把握及び育成すべき経営体への農用地の集積の促進を図ることで、事業採択後の業務を円滑にする。

125

3 事業主体 (1)、(2)、(3)のイ 県
(3)のア、ウ、(4) 市町村、土地改良区

4 事業費 3,610,716千円(国 2,045,243千円、県 1,113,798千円、その他 451,675千円)

5 補助率

- (1) 国50～55%：県27.5%
- (2) 国62.5%：県27.5%
- (3)
 - ア 国50～55%：県10～10.5%
 - イ 国50～55%：県45～50%
 - ウ 国55%：県22.5%
- (4) 定額、または国50%：県50%

6 事業期間 平成23年度～令和12年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7407】

126

経営体育成基盤整備事業 他（継続）

しごとづくりプロジェクト
⑤ 農林水産業の成長産業化

令和7年度当初予算 3,610,716千円

【国事業名：農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、農地耕作条件改善事業、農山漁村地域整備交付金、土地改良融資事業等指導監督費補助金】

I 事業内容

農業の競争力強化を推進するため、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化などの政策課題に応じた農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を、農地中間管理機構とともに連携し実施する。

II 令和7年度の実施内容

経営体育成基盤整備事業

大型農業機械による省力化、作業効率の改善や生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化と合わせ、農道や水路を一体的に整備する。【高久田地区（鏡石町）ほか 4地区】

農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地について、大型農業機械による省力化、作業効率の改善や生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化と合わせ、農道や水路を一体的に整備する。【神谷第二地区（いわき市）ほか 16地区】

経営体育成促進事業

- 調査・調整事業** 土地改良区等が行う土地利用調整活動（関係農家の意向調査や営農指導に関する活動等）に要する経費を交付する。
- 指導事業** 県が行う普及啓発や土地利用調整指導業務などの指導助言等に要する経費。
- 促進事業** 整備された農地を、経営体への集積を促進するため、集積要件達成に応じて促進費を交付し、事業負担の軽減を図る。

農用地等集約化事業

土地改良事業予定地区等において、農用地利用の状況・関係農家の意向等の把握及び育成すべき経営体への農用地の集積の促進を図ることで、事業採択後の業務を円滑にする。

III 事業のイメージ



森宿地区（須賀川市）

かんがい排水事業 他（継続）

1 目的

国・県営土地改良事業により造成された基幹的農業水利施設や、市町村・土地改良区等が管理する土地改良施設の相当数が老朽化の進行により、更新を必要とする施設が増加している。今後も増加していく更新需要に対して、農業水利施設の長寿命化対策を行うことにより、農業用水の安定的な供給と農業生産性の向上を図る。

2 事業内容

- (1) かんがい排水事業（一般）
農業生産の基礎となる水利用の合理化を推進し、農業生産向上を図るため、水路トンネルを新設する。
【吉ヶ平1期地区（会津若松市）】
- (2) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（一般・県単）
機能保全計画に基づき、基幹的農業水利施設の補修・更新工事を実施する。【新安積（三期）地区（須賀川市ほか）ほか4地区】
- (3) 県営水利施設長寿命化対策事業
老朽化の進行に伴い災害リスクが高まっている農業水利施設の長寿命化対策として補修・更新工事を実施する。
【今泉地区（新地町ほか）ほか2地区】
- (4) 県営農業農村施設維持管理事業
老朽化が進行している農業水利施設の改修・修繕工事を実施する。【田町大堰地区（白河市）ほか3地区】
- (5) 団体営農業農村施設維持管理事業
老朽化が進行している汚水処理施設や農業水利施設の改修・修繕工事を実施する。【道ヶ作堰地区（矢祭町）ほか40地区】

- (6) 土地改良施設維持管理適正化事業
 ア 標準型
 土地改良施設の維持補修を行うための資金造成に対する補助を行う。
 イ 防災減災機能強化型
 農村地域の防災減災、施設管理の省エネルギー化及び省力化に資する施設整備のための資金造成に対する補助を行う。
 ウ 緊急整備型
 緊急的に必要となる施設の修繕に対する補助を行う。【白河南5期地区（白河市）ほか1地区】
- (7) 復興基盤総合整備事業（水利施設整備事業）
 請戸川地区の県営付帯施設のうち、下流受益地で営農再開を予定している施設について、機能保全計画の策定と補修工事を行う。
 【請戸川地区】

3 事業主体

(1)～(4)、(7) 県、(5)～(6) 市町村等

4 事業費

2,218,564千円(国 1,164,351千円、県 535,148千円、その他 519,065千円)

5 補助率

(1) 国50%：県25% (2) 国50%：県29%、(3) 国50%：県31%、(4) 国50%：県31%
 (5) 国50%～定額：県14% (6) 国30～50%：県20～30%、国50% (7) 国75%：県12.5%

6 事業期間

平成23年度～令和13年度

【(1)～(5) 担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7407】

【(6)～(7) 担当課：農村整備総室農地管理課 024-521-7409】

かんがい排水事業 他（継続）

しごとづくりプロジェクト
 ⑤ 農林水産業の成長産業化

令和7年度当初予算 2,218,564千円

【国事業名：水利施設保全高度化事業、農山漁村地域整備交付金、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農村整備事業、福島再生加速化交付金】

I 事業内容

国・県営土地改良事業により造成された基幹的農業水利施設や、市町村・土地改良区等が管理する土地改良施設の相当数が老朽化の進行により、更新を必要とする施設が増加している。今後も増加していく更新需要に対して、農業水利施設の長寿命化対策を行うことにより、農業用水の安定的な供給と農業生産性の向上を図る。

II 令和7年度の実施内容

かんがい排水事業（一般型）

農業生産の基礎となる水利用の合理化を推進し、農業生産向上を図るため、水路トンネルを新設する。【吉ヶ平1期地区（会津若松市）】

基幹水利施設ストック対策事業（一般・県単）

機能保全計画に基づき、基幹的農業水利施設の補修・更新工事を実施する。【新夕積（三期）地区（須賀川市ほか）ほか4地区】

県営水利施設長寿命化対策事業

老朽化の進行に伴い災害リスクが高まっている農業水利施設の長寿命化対策として補修・更新工事を実施する。【今泉地区（新地町ほか）ほか2地区】

県営農業農村施設維持管理事業

老朽化が進行している農業水利施設の改修・修繕工事を実施する。【田町大堰地区（白河市）ほか3地区】

団体営農業農村施設維持管理事業

老朽化が進行している汚水処理施設や農業水利施設の改修・修繕工事を実施する。【道ヶ作堰地区（矢祭町）ほか40地区】

土地改良施設維持管理適正化事業

- 標準型
 土地改良施設の維持補修を行うための資金造成に対する補助を行う。
- 防災減災機能強化型
 農村地域の防災減災、施設管理の省エネルギー化及び省力化に資する施設整備のための資金造成に対する補助を行う。
- 緊急整備型
 緊急的に必要となる施設の修繕に対する補助を行う。【白河南5期地区（白河市）ほか1地区】

復興基盤総合整備事業（水利施設整備事業）

請戸川地区の県営付帯施設のうち、下流受益地で営農再開を予定している施設について、機能保全計画の策定と補修工事を行う。【請戸川地区】

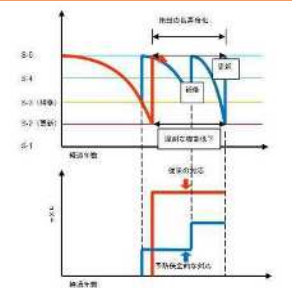
III 事業のイメージ



会津大川地区（会津若松市・会津美里町）

ストックマネジメントとは

施設の機能がどのように低下していくのか、どのタイミングで、どのような対策を取れば効率的に長寿命化できるのかを検討し、施設の機能保全を効率的に実施することを通じて、施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する取組み



花粉の少ない森林づくり事業（継続）

1 目的

環境に配慮した森林づくり活動を推進するとともに、県民参加の森林づくり活動を推進するため、花粉症対策に資する苗木の普及を図る。

2 事業内容

- (1) 花粉の少ない森林づくり推進事業
花粉の少ない苗木を育成し、植樹祭や企業の森林づくりなどの住民参加型の森林づくりに供給する。また、特定母樹の実証展示林を造成し、通常のスギと比べて少花粉や優れた初期成長等の特性を目に見える形で示す。
- (2) 花粉症対策品種等種子確保対策事業
品質の高い苗木を安定的に供給するために花粉症対策品種の人工交配や特定母樹採種園におけるカメムシ対策及びミニチュア採種園の造成・管理・改良を行う。
- (3) 花粉の少ない森林づくりモデル事業
水源区域等の民有林のうち、花粉発生源対策としてスギ人工林を伐採した箇所において、花粉の少ない苗木による「植替え（2,000本/ha以下）・下刈り」をモデル的に行う経費を補助する。

3 事業主体 (1)(2) 県 (3) 森林経営計画作成者等

4 事業費 22,231千円(国 7,425千円、県 一十千円、その他 14,806千円)

5 補助率 4/10(実質補助率68%以内)

6 事業期間 平成23年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林整備課 024-521-7429】

131

花粉の少ない森林づくり事業

スギ花粉症の患者数は国民の約4割と推計されるなど社会的に大きな問題になっており、花粉症に関する関係閣僚会議で「花粉症対策の全体像」が取りまとめられるなど、全国的に対策の強化が進められている。

福島県では、環境に配慮した森林づくり活動を推進するとともに、県民参加の森林づくり活動を推進するため、花粉の少ない苗木の普及を図る。

【事業の内容】

○花粉症対策品種等のPR用苗木の育成、配布



○実証展示林造成による普及啓発



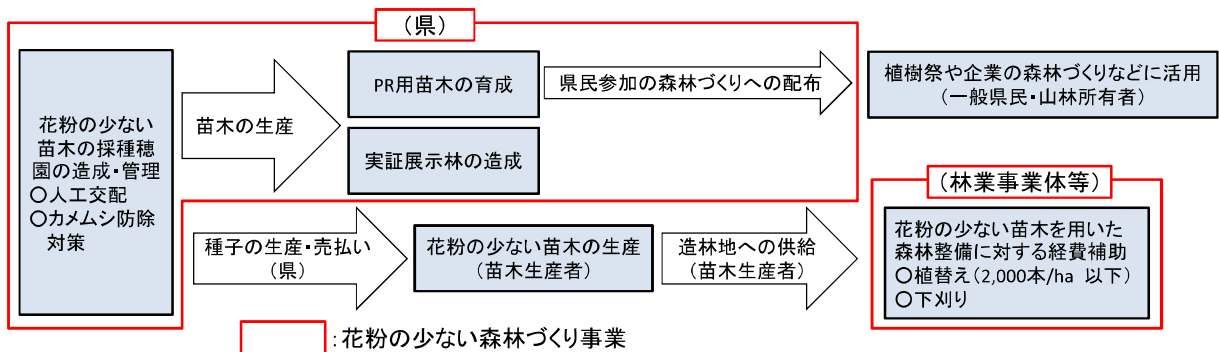
○品質の高い種子の安定供給(採種園の造成・管理等)



○花粉の少ない苗木による植替え等への経費補助



【事業の仕組み】



132

福島ならではの農林水産物ブランド力強化推進事業（継続）

1 目的

生産から消費に至る取組の連携強化を図りながら、県産農林水産物の高付加価値化・生産力強化を進めるとともに、情報発信を一体的に行うことでブランド力の強化を図るため、各産地の県産農林水産物の市場調査、消費者動向調査、認知度調査などの精緻な調査を実施するとともに、産地のブランド力強化に向けた取組を支援する。

2 事業内容

(1) ならではプラン推進事業

各産地の農林水産物における精緻な調査により、生産、流通、消費の各段階における現状分析を行い、市場関係者及び消費者等のニーズや、産地や品目の強みや弱みを把握し、生産から消費までの一体的な計画を策定・実践する。

(2) ならではプラン実践促進事業

農林水産物の高付加価値化・生産力強化を目的に、プランの実践に伴い生じるテストマーケティング費用（市場拡大に伴うテスト、物流の合理化を図る取組など）を支援する。

3 事業主体 2 (1) 県
2 (2) 農業団体等

4 事業費 39,600千円（国 37,346千円、県 一千円、その他 2,254千円）

5 補助率 2 (2) 定額

6 事業期間 令和5年度～令和7年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8041】

133

福島ならではの農林水産物ブランド力強化推進事業

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災及び原子力災害以降、福島県産農林水産物等の価格は、風評によって主要農産物等で東日本大震災以前の水準に回復していない。 ○SDGsや新型コロナウイルス感染症拡大、社会情勢の変化等により、消費者ニーズが多様化している。 	対応	<p>「福島ならではの」の取組により、各地域の農林水産物の高付加価値化や生産力強化等のブランド力の底上げを図り、風評の払拭と本県の農林水産物の復興を図る。</p>
-----------	---	-----------	---

福島県農林水産物ブランド力強化推進方針（令和4年9月策定）

市場調査等により市場のニーズを的確に把握し、生産から消費に至る取組の連携強化を図りながら、県産農林水産物の高付加価値化と生産力強化を進めるとともに、戦略的な情報発信を一体的に行うことでブランド力の強化を図る。



事業内容

【予算額（全体）：39,600千円】

1 ならではプラン推進事業

（委託料）【予算額：19,500千円】

▶ 産地・品目毎に、戦略策定の下地となる市場調査・産地分析を実施する。

- ・実施主体：県
- ・県内3産地対象（6,500千円/産地）。

（事務費）【予算額：4,100千円】

▶ 市場調査・産地分析の実施に係る経費、およびプランの実践促進にかかる経費等の事務経費を想定し計上。

- （策定3産地、実践8産地）

2 ならではプラン実践促進事業 【予算額：16,000千円】

▶ 農林水産物の高付加価値化・生産力強化を目的に、プランの実践に伴い生じるテストマーケティング費用（市場拡大に伴う輸送テスト、物流の合理化を図る取組など）を支援する。

- ・事業実施主体：生産者団体等
- ・補助率：定額、上限2,000千円/産地（8産地想定）

134

農林水産業情報発信強化事業（継続）

1 目的

県産農林水産物が品質・価値に見合う適切な評価を得られるよう、生産者の思いや創意工夫とともに、おいしさや新たな価値など、福島ならではの魅力を職員自らが動画として制作し、SNS等により県内外に広く・タイムリーに発信する。

2 事業内容

- (1) 農林水産業情報発信強化事業
生産現場等をよく知る農林水産部職員自らが、情報発信の知識を身につけるとともにスキルアップを図り、福島ならではの産地の取組等について情報発信を持続的に行う。
- (2) 農林水産部情報発信拡散事業
公式YouTubeを活用したキャンペーンの実施や、イベント等でデジタルサイネージを活用した動画放映等を通し、より多くの方に情報発信の動画・取組を周知（拡散）する。

3 事業主体 県

4 事業費 4,669千円（国 一千円、県 4,669千円、その他 一千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和4年度～令和12年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8027】

135

福島県農林水産部
FA宣言

福島ならではの農林水産物の魅力や生産現場の情報を職員が所属にとらわれず自由に発信します！

F Fukushima
Forestry 林
Fishery 水

A Appeal
Agriculture 農

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">ターゲット等</p> <p>WEB配信等（県内外）</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">若年層</p> <p style="font-size: x-small;">デジタルコンテンツが身近な世代</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">中年層</p> <p style="font-size: x-small;">おいしさ・安全性への高い関心 クックパッドフォロワー等への発信</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">実需者</p> <p style="font-size: x-small;">量販店の電子ポップでの活用等 ※トップセールス・商談会等でも活用</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">リアル発信（県内外）</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">幅広い年齢層 特に高齢層</p> <p style="font-size: x-small;">YouTubeやインターネットをあまり活用しない世代も含めた情報発信</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">動画クリエイター 農林水産部職員</p> <p style="font-size: x-small;">制作する動画のクリエイター向上を図り、より多くの視聴者に取組を周知</p>	<div style="border-bottom: 1px dashed blue; padding-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold; color: blue;">情報発信強化事業</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">「ふくしま旬物語」</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● ももやアスパラ等、ふくしまの主力品目の動画をストーリー仕立てで作成・発信 ※本県を代表する品目を中心に、毎年テーマを絞って選定 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">「1400のネタばらし」</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 各地域の特色ある品目や生産を支える取組等を職員自らが取材・発信 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">テキスト形式</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 福島県の郷土料理や県産農林水産物のレシピを生産者・産地情報と合わせて発信 </td> </tr> </table> </div> <div style="border-bottom: 1px dashed blue; padding-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold; color: blue;">情報発信拡散事業</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">キャンペーン実施</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 公式YouTubeチャンネルで公開されている動画等に関するクイズに正解した方から抽選で県産農林水産物をプレゼントし、直に魅力を感じていただく </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">イベント出展</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 各種イベントに出展し、「農林水産部FA宣言」の取組をより多くの方に直接PRする </td> </tr> </table> </div> <div style="padding-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold; color: blue;">情報発信強化事業</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">県政広報テレビ 広報誌 テレビ 新聞 等</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 県産農林水産物の魅力や県オリジナル品種等の情報を発信 ● 県産農林水産物や現地のイベント等の取材候補【品目や取材先】を案内し、放映・掲載回数の増加を図る【翌月の情報を提供】 ● 市町村・JA等が発行する広報誌との連携・発信【適宜】 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">技能研修会</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 動画制作会社等を講師とした研修会を開催、動画撮影・編集手法を習得 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; border: 1px solid black;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">撮影機材整備</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産部各所属に撮影機材を整備 </td> </tr> </table> </div>	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">「ふくしま旬物語」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ももやアスパラ等、ふくしまの主力品目の動画をストーリー仕立てで作成・発信 ※本県を代表する品目を中心に、毎年テーマを絞って選定 	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">「1400のネタばらし」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地域の特色ある品目や生産を支える取組等を職員自らが取材・発信 	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">テキスト形式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 福島県の郷土料理や県産農林水産物のレシピを生産者・産地情報と合わせて発信 	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">キャンペーン実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公式YouTubeチャンネルで公開されている動画等に関するクイズに正解した方から抽選で県産農林水産物をプレゼントし、直に魅力を感じていただく 	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">イベント出展</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種イベントに出展し、「農林水産部FA宣言」の取組をより多くの方に直接PRする 	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">県政広報テレビ 広報誌 テレビ 新聞 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 県産農林水産物の魅力や県オリジナル品種等の情報を発信 ● 県産農林水産物や現地のイベント等の取材候補【品目や取材先】を案内し、放映・掲載回数の増加を図る【翌月の情報を提供】 ● 市町村・JA等が発行する広報誌との連携・発信【適宜】 	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">技能研修会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 動画制作会社等を講師とした研修会を開催、動画撮影・編集手法を習得 	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">撮影機材整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産部各所属に撮影機材を整備
<p style="text-align: center; font-weight: bold;">「ふくしま旬物語」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ももやアスパラ等、ふくしまの主力品目の動画をストーリー仕立てで作成・発信 ※本県を代表する品目を中心に、毎年テーマを絞って選定 																
<p style="text-align: center; font-weight: bold;">「1400のネタばらし」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地域の特色ある品目や生産を支える取組等を職員自らが取材・発信 																
<p style="text-align: center; font-weight: bold;">テキスト形式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 福島県の郷土料理や県産農林水産物のレシピを生産者・産地情報と合わせて発信 																
<p style="text-align: center; font-weight: bold;">キャンペーン実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公式YouTubeチャンネルで公開されている動画等に関するクイズに正解した方から抽選で県産農林水産物をプレゼントし、直に魅力を感じていただく 																
<p style="text-align: center; font-weight: bold;">イベント出展</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種イベントに出展し、「農林水産部FA宣言」の取組をより多くの方に直接PRする 																
<p style="text-align: center; font-weight: bold;">県政広報テレビ 広報誌 テレビ 新聞 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 県産農林水産物の魅力や県オリジナル品種等の情報を発信 ● 県産農林水産物や現地のイベント等の取材候補【品目や取材先】を案内し、放映・掲載回数の増加を図る【翌月の情報を提供】 ● 市町村・JA等が発行する広報誌との連携・発信【適宜】 																
<p style="text-align: center; font-weight: bold;">技能研修会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 動画制作会社等を講師とした研修会を開催、動画撮影・編集手法を習得 																
<p style="text-align: center; font-weight: bold;">撮影機材整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産部各所属に撮影機材を整備 																

136

第三者認証GAP等取得促進事業（一部新規）

1 目的

産地の信頼回復・向上を図り、風評払拭を効果的に進めるため、産地における安全性確保の取組を客観的に説明できる第三者認証GAP等の導入を拡大するとともに、その取組を消費者等に効果的に情報発信する。

2 事業内容

- (1) 第三者認証GAP導入支援事業
GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP、FGAP（ふくしま県GAP）等の認証取得や継続に係る経費を支援する。
- (2) 産地のGAP指導体制の構築
 - ア 普及指導員等による産地の点検・指導、生産者の意欲の醸成、GAPを通じた農業経営改善に向けた実践支援等の活動を展開する。
 - イ FGAP認証を希望する生産者の取組の審査を第三者機関に委託する。
 - ウ 県域農業団体による産地に対する指導助言等に要する経費、市町村によるGAP認証取得に向けた生産者の支援、及び消費者や実需者のニーズに対応したGAP認証農産物の活用支援に要する経費を支援する。
 - エ 専任の推進員による団体認証取得の拡大推進、国際水準へ引き上げたFGAPの理解促進活動を委託する。
 - オ 国際水準に準拠したFGAPについて経営改善効果などを調査し、今後の制度維持・運営に向けた課題を整理する。
- (3) GAPの見える化による消費者の理解促進
産地や生産者情報を集約して消費者等に発信するとともに、産地と実需者のマッチングを支援し、販路拡大を図る。

3 事業主体

- (1) 農業者、農業法人、出荷団体等
- (2) のア、イ、エ、オ 県
- (2) のウ 県域農業団体、県域出荷団体等、市町村
- (3) 県

4 事業費

299,894千円（国 299,894千円、県 一千円、その他 一千円）

137

5 補助率

(1)、(2)のウ 定額

6 事業期間

平成28年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7342】

【目標】 第三者認証GAP等に取り組む経営体数 1,800経営体（令和12年度）

課題と対応

- | | | |
|---|-----|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○県職員の支援が受けられ、経費の安価なふくしま県GAP（FGAP）の取得件数増加 ○GAP認証農産物に対する実需者のニーズに生産側が応えられず取引に至らない ○流通・小売業者、消費者の認知度が低く、認証取得の機運が停滞している | ▶▶▶ | <ul style="list-style-type: none"> ○増加するFGAPの申請に対して、審査の体制強化 ○生産部会等による団体認証の取得推進により、GAP認証農産物の生産拡大を図る ○GAP取得産地と実需者とのマッチングを支援し、取引拡大と消費者へのPRを図る。 |
|---|-----|--|

目標達成に向けて、支援を強化

事業概要

第三者認証GAP導入支援事業【94,600千円】

- 継続 第三者認証GAP（GLOBAL G.A.P./ASIAGAP/JGAP）及びふくしま県GAP（FGAP）の認証取得や維持・更新に係る経費の支援

産地のGAP指導體制の構築【137,294千円】

- ◎新規 FGAPの取得拡大に向けた効果検証
- ◎変更 FGAP現地審査事務の審査員増員
- 継続 専任の推進員による認証取得支援
- 継続 県、県域農業団体や市町村によるGAP導入拡大、PR等の取組経費の支援

GAPの見える化による消費者の理解促進【68,000千円】

- 継続 認証取得農場の取組情報等の発信、取扱や販路の拡大に向けた取組強化
- ◎変更 GAP取得産地等と実需者とのマッチングモデルの創出

139

農林水産物等緊急時モニタリング事業（継続）

1 目的

本県産の農林水産物等の安全性を確保するため、緊急時モニタリング検査を実施するとともに、その結果を生産者や消費者、流通業者等に迅速に公表する。

2 事業内容

本県産の農林水産物等（穀類、野菜、果実、原乳、肉類、鶏卵、山菜、きのこ、水産物、飼料作物等）のモニタリング検査を実施し迅速に公表する。

3 事業主体 県

4 事業費 437,853千円（国 437,284千円、県 一千円、その他 569千円）

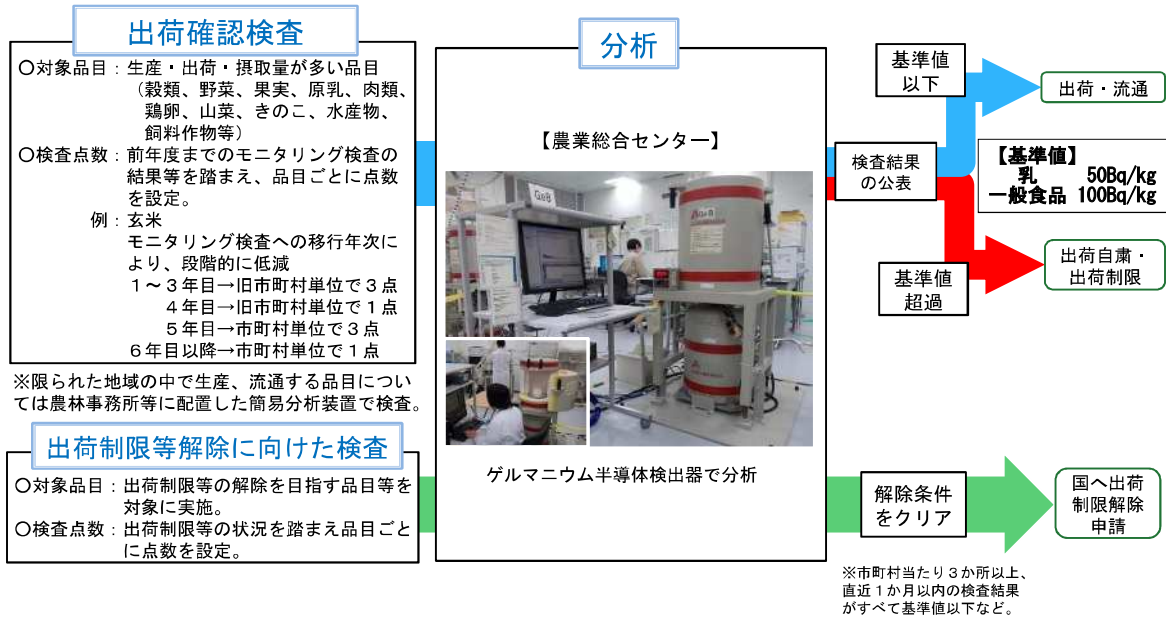
5 補助率 ー

6 事業期間 平成25年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7342】

農林水産物等緊急時モニタリング事業

県産農林水産物等の安全性を確保するため、緊急時モニタリング検査を実施するとともに、その結果を生産者や消費者、流通業者等に迅速に公表する。



141

ふくしまの恵み安全・安心推進事業（継続）

1 目的

県産農林水産物に対する消費者の信頼向上に向けて、産地が行う放射性物質検査や検査結果を分かりやすく迅速に提供する安全管理システムの運用等を支援する。

2 事業内容

- (1) 安全管理システム強化対策事業
産地の放射性物質検査体制の強化を支援し、検査結果等の見える化を推進する。
- (2) 安全管理システム地区推進事業
産地における分析機器等の整備、地域協議会の設置と運営等を支援する。
- (3) 安全・安心見える化対策事業
ふくしまの恵み安全管理システム等により情報を発信する取組を支援する。
- (4) 米の安全確認システム推進事業
県産米の安全を確保するための説明会の開催やモニタリング移行地域で基準値を超過した場合の体制を整備する。
- (5) 海の恵み安全・安心推進事業
試験操業の拡大と早期の漁業再開を図るため、漁業者団体等が行う放射性物質検査を支援する。

3 事業実施主体 (1) 県、(1)～(3) 県協議会、(2)、(3) 地域協議会、(4) 県漁連 等

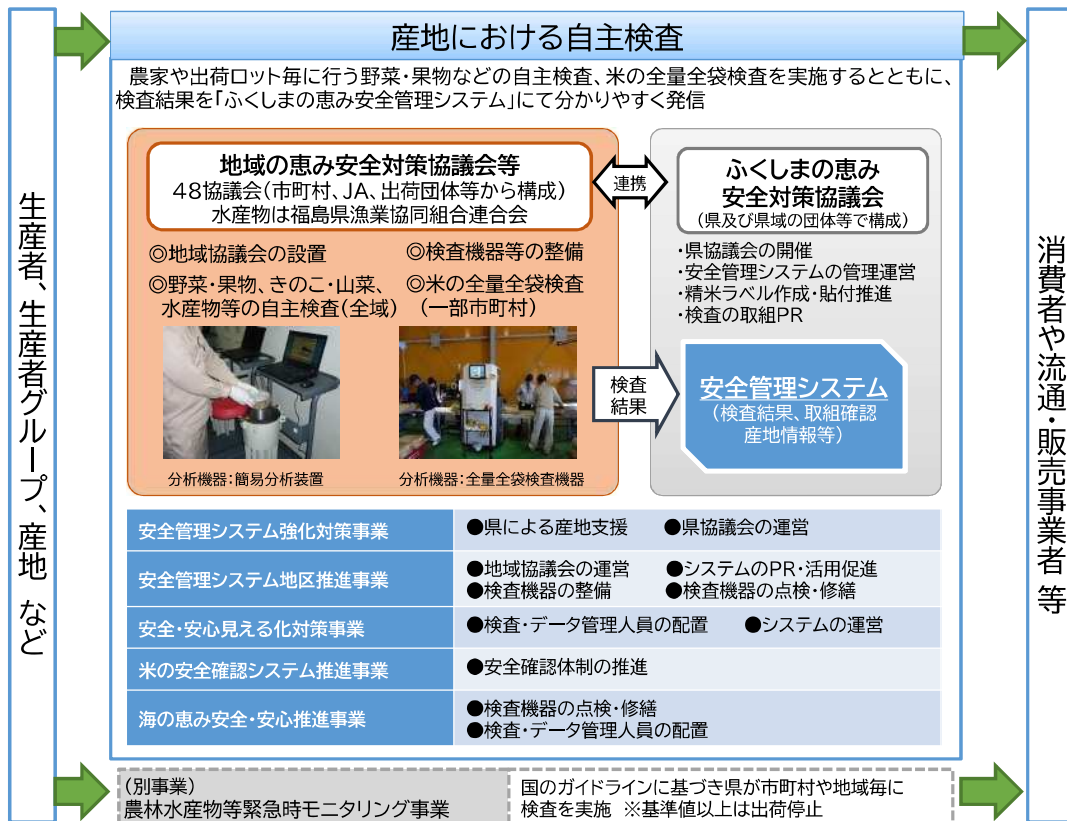
4 事業費 377,990千円(国 377,990千円、県 一千円、その他 一千円)

5 補助率 10/10以内

6 事業実施期間 平成24年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7342
生産流通総室水田畑作課、園芸課、水産課、森林林業総室林業振興課】

ふくしまの恵み安全・安心推進事業



143

ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業（継続）

1 目的

「ふくしま」ならではの強みを活かしたブランド化の推進や常に消費者の手が届く環境を拡大するためのさらなる販売網の確保、情報発信によるイメージ向上の取組等により、県産農林水産物の価格ポジションを震災前の水準に戻すことで、本県の基幹産業である農林水産物の復興を目指す。

2 事業内容

(1) 「ふくしま」ブランド拡大推進対策

「ふくしま」ならではの強みを活かしたブランド力の向上を図るとともに、「オールふくしま」で販路拡大に取り組むことで、全国の消費者に本県への親近感を浸透させ、風評の払拭を目指す。

ア ふくしま農林水産物ブランディング事業

県産農林水産物のさらなるブランド力向上のため、県外量販店等において販売促進フェアを開催するとともに、マーケットイン調査に基づくテスト販売をモデルケースとして実施することで消費者やバイヤーへの先進的なPR方法を確立する。

イ 農林水産物マッチング事業

県産農林水産物の魅力、安全に対する取組への理解促進や販路拡大につなげるため、食品流通・小売・飲食店事業者を対象としたマッチング支援（商談会・交流会・産地視察等）を実施することで一層の販路拡大を図る。

ウ おいしい ふくしま いただきます！キャンペーン事業

県内量販店等において県産農林水産物の消費拡大キャンペーンやトップセールスを実施し、消費者にPRすることで県産農林水産物の美味しさの再認識、地産地消の拡大につなげる。

エ 全国での販売促進PR

県産農林水産物等の一層の販路回復・拡大を図り風評を払拭するため、関係団体等と連携したトップセールス等により、流通・販売事業者の経営者層や消費者への働きかけを行う。

オ ふくしま米ブランド化推進事業

(ア)「福、笑い」ブランド化推進事業

144

- 県トップブランド米「福、笑い」のブランディングにかかる取組を実施する。
- (イ) ふくしま米ブランド販路拡大推進事業
県産米の販売促進キャンペーン、飲食店等とのタイアップ等、セールス・プロモーションを実施する。
- (ウ) ふくしま消費拡大推進事業
県産米の消費拡大及び需要拡大を図るためPR活動等の取組を支援する。
- カ ふくしまの畜産ブランド再生事業
(ア) おいしい「ふくしまの畜産」消費拡大事業
畜産物の消費拡大イベントを実施するとともに畜産団体の取組を支援する。また、オンライン・SNS等を活用した畜産物のPRを行う。
- (イ) 「福島牛」ブランド再生事業
「福島牛」ブランドの復興に向けた安全性・おいしさのPRや販路拡大等を支援する。
- キ 使ってふくしま！契約野菜産地育成事業
加工・業務用野菜の取引拡大を目的に、マッチング商談会及びセミナー等各種イベントを開催し、契約野菜の新たな販路確保と産地育成を図る。
- ク 「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業
県内の農業者団体等が、風評の払拭に向けて国内で実施する、県産農林水産物等の販路拡大や、消費拡大のためのPR等活動を支援する。
- ケ ふくしま旬の食材等活用推進事業
幼少期から旬の食材に触れ合う機会を創出するため、学校等の給食に地域ならではの製品の導入を推進し、県産食材の活用を支援することにより、地産地消及び食育の推進を図る。
- コ 農産物直売所等ネットワーク強化事業
地産地消のプラットフォームである直売所・道の駅間のネットワークを強化し、販売拡大につなげるための取組を創出する。
- (2) オンラインストアによる販売促進
オンラインストアを活用することで積極的に販路を確保し、県産農林水産物が常に消費者の手に届く環境を拡大することで、国内マーケットにおける本県産品の地位の確立を図る。

145

- (3) 農林水産物戦略的情報
科学的根拠に基づく県産農林水産物の安全性を多言語で分かりやすく発信することで安心につなげるとともに、テレビCM等の活用により魅力を全国に向けて発信することでイメージ向上を図り、風評の払拭を目指す。
- ア 「ふくしまプライド。」情報発信事業
県産農林水産物に対するイメージ向上を図るため、消費者への影響力の大きいテレビCM等を活用した対策を実施するとともに、風評に関連する調査を行い、効果的な情報発信対策や販路拡大対策を検討する。
- イ 食品モニタリング検査情報発信事業
放射性物質モニタリング検査結果を公表するWEBサイトを運用することで、科学的根拠に基づく情報を発信し、県産食品の安全に関する理解を深める。

3 事業主体

- (1) ア、イ、ウ、エ、オ(ア)、オ(イ)、カ(ア)、キ、ケ、コ 県
- (1) オ(ウ) 福島県米消費拡大推進会議
- (1) カ(ア) 畜産団体
- (1) カ(イ) 全国農業協同組合連合会福島県本部、福島牛販売促進協議会
- (1) ク 民間団体、県域農業団体
- (2)、(3) 県

4 事業費 1,408,343千円(国 1,408,326千円、県 ー千円、その他 17千円)

5 補助率

- (1) オ(ウ)、カ(ア)、カ(イ)、ク 定額

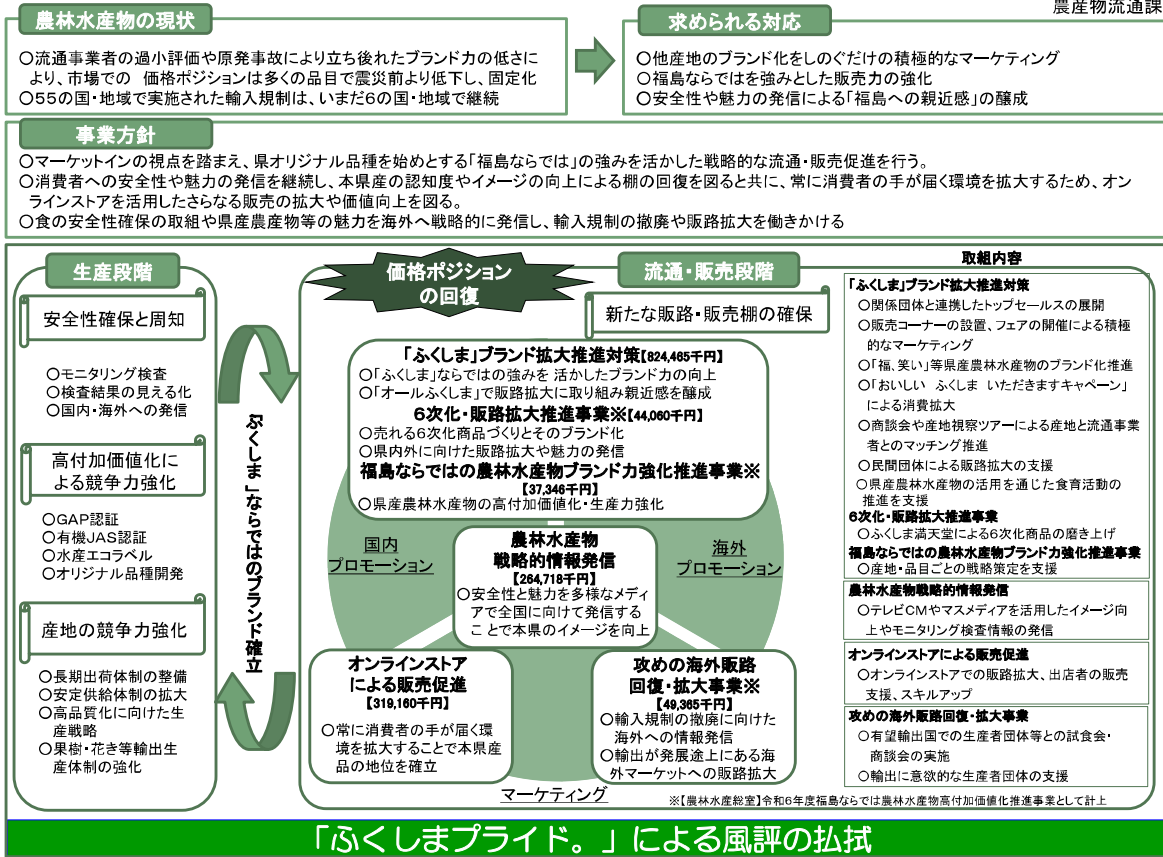
6 事業期間 平成30年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室農産物流通課 024-521-7354】

146

令和7年度ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業

令和6年11月13日
農産物流通課



147

ふくしま「食の基本」推進事業（継続）

1 目的

子どもをはじめとした地域住民が、適切な食品を選択する力や放射能に対する知識を養う等、各個人が地域活動等を通して自発的な健康づくりを推進できるよう、農林水産物体験を中心とした食育活動の充実を図る。

2 事業内容

- (1) 食育実践サポーター派遣事業
食育体験や交流、食文化の伝承等、先進的に実践する方々を「食育実践サポーター」として登録し、子どもを対象とした食育推進に取り組む学校や地域団体等からの要請に応じて派遣することにより、県内における食育実践活動の普及拡大を促進する。
- (2) ふるさとの農林漁業体験支援事業
地域団体等が行う、子どもたちが農林水産物の生産から消費までを理解するための体験活動や、県産農林水産物の安全安心の取組や放射能の正しい知識を身につけるためのリスクコミュニケーション活動等を支援する。

3 事業主体 (1) 県 (2) 食育応援企業、法人、NPO法人、任意団体等

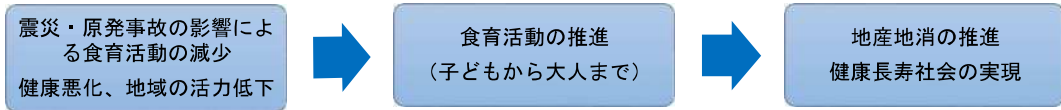
4 事業費 13,267千円(国 13,267千円、県 ー千円、その他 ー千円)

5 補助率 (2) 定額(上限1,100千円)

6 事業期間 令和元年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室農産物流通課 024-521-7354】

ふくしま ‘食の基本’ 推進事業



ふくしま食育実践サポーター派遣事業

【事業概要】
食育活動を先進的に実践する方を「食育実践サポーター」として登録し、学校や地域団体等からの要請に応じて派遣する。

【実施体制】

食育実践サポーター
・栄養士、調理師
・食生活改善推進員
・野菜ソムリエ
・農林漁業者 など

➡

県
(農林事務所)

←

学校・地域団体等
・小中学校
・自治会
・飲食店 など

要請 ← 登録 → 派遣

サポーター登録者数 251名 (令和6年9月末)

ふるさとの農林漁業体験支援事業

【事業概要】(補助事業)
農林水産業体験と、県産農産物の安全・安心の取組や食文化の継承など活動を組み合わせて実施する団体等を支援する。

【実施体制】

県
(農産物流通課)

↔

地域団体
・食育応援団企業
・法人
・NPO 法人 など

➡

地域
・子ども
・保護者
・地域住民

補助申請 ← 承認 交付 → 事業実施

効果

震災・原発事故後、県産農林水産物を積極的に購入すると回答した人の割合が、平成25年度 42.1%から、例年50%以上を保っている。

年度	割合 (%)
H25	42.1
H30	60.8
R1	56.3
R2	56.9
R3	54.6
R4	58.9
R5	57.2

課題

- ・県産農林水産物を積極的に購入すると回答した人の割合は回復傾向にあるが、農作業の進捗に伴い更なる風評が生じる懸念があるため、食育活動を継続実施し、引き続き支援が必要
- ・健康長寿社会の実現に向け、子どもだけでなく県民を対象とした食育活動が必要

対策

- ふくしま食育実践サポーター派遣事業
 - ・派遣のニーズは年々増加しており、派遣人数を増やして対応する。
- ふるさとの農林漁業体験支援事業
 - ・県産農林水産物の安全・安心の取組や食文化の継承などのテーマを設けて実施
 - ・啓発資料を作成し、幅広い年齢層に普及

花き輸出体制構築支援事業（継続）

1 目的

輸出事業者や輸出相手国のニーズの把握とそれに応じた生産体制の整備、輸出に必要な生産量と品質を確保するための防除技術や保鮮・流通技術の確立により、花きの輸出拡大を図る。

2 事業内容

- (1) 花き産地と輸出事業者の連携体制構築
 - ア 県産花きの輸出を拡大するため、輸出事業者を花き産地に招へいし、輸出診断や商談会などを行い、花き産地と輸出事業者の連携構築を図る。
 - イ 花きの輸出を目指す産地において、海外販路の拡大や輸出環境の整備に係る経費を補助することで、戦略的かつ継続的に輸出に取り組むための計画づくりと計画に基づく実践を支援する。
 - (ア) 海外販路拡大
海外でのPRイベント、海外百貨店等における出店や販売促進、海外輸出のための情報収集等に係る経費を支援する。
 - (イ) 輸出環境整備
輸出対象国が求める検疫や輸出事業者が求める品質等の条件への対応、戦略的かつ継続的な輸出の検討に係る研修会の開催等に係る経費を支援する。
- (2) 試験研究
県産花きの輸出拡大のため、長期輸送に適した梱包方法や鮮度保持技術を開発する。

3 事業主体

- (1) ア、(2) 県
- (1) イ 市町村、農業協同組合、法人、営農集団 等

4 事業費

13,932千円(国 一千円、県 一千円、その他 13,932千円)

5 補助率

(1) イ (ア) 3/4以内、(イ) 定額

花き輸出体制構築支援事業【継続】

令和6年12月
園芸課

<p>事業の概要</p>	<p>・国内の花き市場はお盆等の物日とその他の日で価格変動が大きい、海外には物日といった考えが少なく、価格変動が少ない。 ・花き農家の経営安定、農業産出額の増加のためには国内市場に左右されない海外市場への輸出が重要 ・現在の花きの輸出は、国内市場に流通した花きを輸出業者が購入し、輸出されており、産地と輸出業者のつながりが希薄。 ○花き産地と輸出業者の連携強化、適切な鮮度保持等により産地における輸出体制を構築し、花きの輸出量を増加させる。</p>	<p>8月10日 8月12日 8月15日 8月19日 8月21日 出回りの違いによるりんどうの価格変化(円)</p>					
<p>事業の内容</p>	<p>①花き産地と輸出業者の連携体制構築(12,074千円) ○輸出業者による輸出診断 時期:5月～2月頃 対象:県内花き産地2か所程度 内容:輸出事業者を花き産地に招聘し、品目、栽培状況、収穫時期、出荷・梱包方法等の助言を受ける。 ○生産者との意見交換 時期:5月～2月頃 対象:県内花き産地2か所程度 内容:花き産地からは年間の花きの生産状況を、輸出業者からはニーズがある品目等の情報を相互で共有する。 ○輸出事業者と花き産地によるマッチング商談会の開催 時期:5月～2月頃 内容:輸出診断、意見交換の結果を踏まえ、出荷時期や出荷量等について商談を実施。 ○産地における輸出計画の作成・実践支援 時期:4～2月頃 対象:花きの輸出を目指す産地 内容:海外販路の拡大や輸出環境の整備に係る経費を補助することで、戦略的かつ継続的に輸出に取り組むための計画づくりと、計画に基づく実践を支援する。 ・海外販路拡大: 補助率3/4以内、上限額1,500千円 ・輸出環境整備: 定額補助、上限額1,500千円</p> <p>②試験研究(1,858千円) 県産花きの輸出の実践のため、長期輸送に適した収穫期や梱包方法、鮮度保持技術の更なる改善、輸出相手国や事業者の求める品質等の実現に向けた研究を行う。 【対象品目】宿根かすみそう、トルコギキョウ、りんどう等</p>						
<p>年次スケジュール</p>	<p>R6 輸出診断・意見交換・商談会・計画作成 R7 意見交換・試験研究結果等に基づく生産・梱包実証 R8 花き産地と輸出事業者が連携した輸出産地のモデルが確立。</p> <p>①花き産地と輸出業者の連携体制構築</p> <p>②試験研究 品目に応じた梱包方法・鮮度保持技術の研究、改良、現地への普及</p> <p>事業の目標</p> <p>・産地と輸出業者の間で生産・輸出の情報が随時共有。輸出に向けたモデル的な取組が自走 + ・各花き産地がモデル的な取組みを参考にして導入</p> <p>県内全域で戦略的な花きの輸出が増加</p> <table border="1"> <tr> <td>R4年</td> <td>R8年</td> <td>R12年</td> </tr> <tr> <td>99 百万円</td> <td>106 百万円</td> <td>145 百万円</td> </tr> </table>	R4年	R8年	R12年	99 百万円	106 百万円	145 百万円
R4年	R8年	R12年					
99 百万円	106 百万円	145 百万円					

「ふくしまならではの花き」産地育成支援事業（継続）

1 目的

県外市場に加え、県内への新たな需要を創出するため、県と花き農家、生花店、花き利用施設が一体となり「ふくしまならではの花き」の利用を促進する。

2 事業内容

(1) 「ふくしまならではの花き」需要拡大

「ふくしまならではの花き」の利用拡大を図るため、県産花きの情報発信を行うとともに、花き農家・JA、生花店、花き利用施設等が一体となったフラワーネットワークの取組みを拡充し、持続的な県産花きの利用に向けた体制を構築する。

ア 「ふくしまならではの花き」認知度向上

県産花きの認知度向上のため、「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」推進会議の開催、観光施設等での県産花きの展示による情報発信等を実施する。

イ 「ふくしまならではの花き」利用拡大

県産花きの利用促進のため、各地方フラワーネットワークの運営、花き利用施設に対する県産花き展示の開拓、様々な業種・業態との連携による県産花きの消費拡大に取り組む。

3 事業主体 (1) ア 県、イ 県（一部委託）

4 事業費 17,367千円（国 8,634千円、県 8,733千円、その他 一千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和4年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

153

「ふくしまならではの花き」産地育成支援事業【継続】

園芸課 17,367千円
事業期間 R4～R8

考え方

県産花きの展示やSNSを使った情報発信により「ふくしまならではの花き」の認知度向上及び消費拡大を図るとともに、ニーズに応じた生産を行うことで、中山間地の花き産地を活性化させ令和8年までに花きの産出額84億円を目指す。

【背景と課題】

・本県の花き産地は中山間地に多く存在し、産地規模は縮小傾向

・花き産出額は全国上位を占める品目が多数あるが、県民における認知度はまだ低い。

※「県主力花き（産根がすみそう、トルコギキョウ、りんどう等）が福島県で生産されていることを知っていたか？」を聞いたアンケート結果より。



・消費者である県民が日常的に花きと触れ合う機会が減少

・県内における生産者、生花店、消費者のつながりが希薄

・花きを定期的に利用する業種は限られている

【前年度からの主な変更点】

◆県が令和3年に開発したオリジナル新品種であるりんどう「天の川」等について、一定の導入が進んだことから、「ふくしまならではの花き」安定供給による種苗費補助は実施しない。

【事業の必要性】

・中山間地の花き産地の発展のため、収益性が高い花きの生産を振興

・実需者が求める花きの特徴（品種、色、規格、等）を明らかにするとともに、求められる花きの生産が不可欠

・県産花きを利用する新たな業種を増やすことで、新たな需要創出が必要

・県産花きの消費を増やすためには、花き展示等認知度向上を図る取組を継続するとともに、家庭や職場等の様々な場面で自発的に花を利用する気風を広く県民に提案することが重要

・県産花きの利用を増やすため、農業と県産花きの理解促進に効果的な「花育活動」に取り組み、県民の県産花きに対する理解促進を一層図る必要

【事業内容】

●「ふくしまならではの花き」需要拡大

・「ふくしまならではの花き」認知度向上【実施主体 県】

県産花きの認知度向上のため、「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」推進会議の開催、観光施設等での県産花きの展示による情報発信等を実施。

【事業費】 779千円

・「ふくしまならではの花き」利用拡大【実施主体 県（一部委託）】

県産花きの利用促進のため、各地方フラワーネットワークの運営、花育活動の実施、花き利用施設に対する県産花き展示の開拓、様々な業種・業態や企業との連携やコラボレーションによる新たな需要の創出等に取り組む。

【事業費】 16,588千円（うち、委託費 14,550千円）

【事業目標】

- 県産花きの認知度が向上
- 家庭や職場等、様々な場面で自発的に花を利用する気風が醸成
- 新たな業種との連携等により新たな需要が創出
- 中山間地を中心に花の産地消費が促進され、県内の花き産地が活性化
- 令和8年度における県内4市場の県産花き取扱本数1,100万本、令和8年度までに花き産出額84億円を達成

154

園芸グローバル産地育成強化事業（継続）

1 目 的

果樹の輸出拡大による認知度向上・販路拡大を通じて、根強く残る風評の払拭を加速させるため、輸出に必要な生産量と品質を確保するための防除技術や保鮮・流通技術の確立、生産体制の整備に取り組む。

2 事業内容

- (1) グローバル化実践支援事業
輸出相手国のニーズにマッチした品種、収穫時期、鮮度保持技術の実用レベルの実証や、重要病害対策等のコスト削減の実証等に取り組む団体等を支援する。
- (2) ふくしまブランド産地整備事業
輸出相手国の拡大と産地における輸出向け果実の安定的な供給体制の整備（施設化、防除機導入、保冷库、乾燥機、省力技術導入等）に取り組む生産者等に対し、その導入費用の一部を支援する。

- 3 事業主体 (1) 県、農業協同組合、農業者が組織する団体等
(2) 農業協同組合、農業者が組織する団体等

4 事業費 25,914千円(国 25,883千円、県 一千円、その他 31千円)

5 補助率 (1)定額、(2)2/3以内

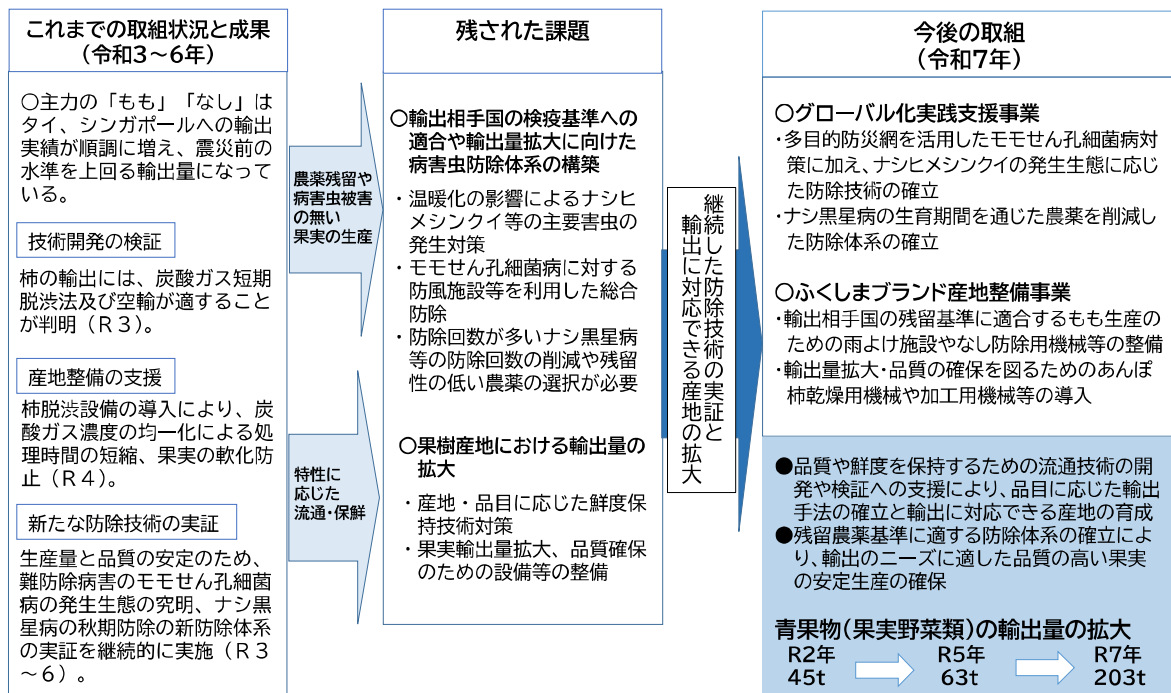
6 事業期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

155

園芸グローバル産地育成強化事業における果樹の取組み (グローバル化実践支援事業・ふくしまブランド産地整備事業)

令和6年9月
園 芸 課



156

地域特産活用産地づくり支援事業（継続）

1 目的

地域特産物（おたねにんじん、エゴマ、山菜（栽培））について、種苗の安定供給と食用需要に対応し2年で収穫する栽培技術及び省力機械による大規模生産体系の普及等と併せ、安定した販路を確保するための取組を行い、風評に負けない揺るぎない産地を育成する。

2 事業内容

- (1) 生産振興事業
 - ア 整備事業
新規導入及び規模拡大等に必要の初期生産資材、施設及び付帯設備、機械等の導入に要する経費を支援する。
 - イ 種子確保事業
 - (ア) 採種促進支援
県育成品種及び在来品種の採種を行う取組に対して支援する。
 - (イ) 種子供給体制整備
県育成品種の原種維持及び採種ほを設置する。
 - ウ 技術向上支援事業
新たな栽培技術の普及に必要な栽培マニュアルの作成、研修会等の開催、協議会の運営等による新規栽培者の確保、規模拡大促進、種苗供給体制の整備、生産組織等の育成を行う。
 - エ 生産技術確立支援事業
「2年もの」のおたねにんじんを低コストで安定的に栽培できる技術の確立、刈取適期が短いエゴマの機械化栽培体系の確立を図る。
- (2) 需要拡大・地域連携事業
 - ア 産地競争力強化事業
おたねにんじん、エゴマ、山菜（栽培）の販路確保に向けた取組を支援する。
 - イ 食用需要喚起事業
「2年もの」を中心とした食用おたねにんじんの認知度向上、販路確保に向けた取組を実施する。

157

- 3 事業主体
 - (1) ア 市町村、地域農業再生協議会、営農集団、認定農業者等
 - イ (ア) 採種に取り組む農家
 - イ (イ) 県
 - ウ、エ 県
 - (2) ア 市町村、市町村協議会等
 - イ 県
- 4 事業費 25,038千円(国 25,000千円、県 一千円、その他 38千円)
- 5 補助率 (1) ア 初期生産資材は定額、施設及び付帯設備、機械の導入は1/2以内
(1) イ (ア) 定額(60千円/a)
(2) ア 定額
- 6 事業期間 令和4年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

事業概要

地域特産物（おたねにんじん、エゴマ、山菜（栽培））について、種苗の安定供給と食用需要に対応し2年で収穫する栽培技術の普及、省力機械による大規模（50a以上）に生産できる栽培体系の普及等と併せ、安定した販売が実現できる販路を確保するための取組を行い、地域特産物の新規栽培者の確保や規模拡大を促進し、風評に負けない揺るぎない産地を育成する。

【現状および課題】

- 県土が広く、中山間地域が多い立地条件であることから、本県は特産作物や工芸作物の生産が盛ん（産出額36億円（H22）であり地域振興品目として重要な位置づけにある。
- おたねにんじんは風評により未だ輸出できない国（香港等）があることに加え、高度な栽培技術を要する品目（収穫まで5年、採種まで3年を要する）であることから新規栽培者は毎年確保されてはいるものの作付面積は小さく、高齢化等による廃作や規模縮小面積が上回り、産地の規模縮小に歯止めがかからない。
【おたねにんじんの作付面積】 H22:10.3ha→R5:3.7ha
（参考：農林調べ（R2））廃作者・規模縮小 11戸 15.7a/戸
新規栽培者・規模拡大 8戸 1.9a/戸
- エゴマの作付面積は一時回復後減少（R3:69.5ha→R5:47.6ha）。震災前に生産が盛んであった地区では風評被害により規模縮小や廃作で作付面積は減少したままである。
【例 田村市：H20:10.0ha、R5:5.0ha】
- 山菜は今なお野生で出荷制限となっている品目や地域が多い等の風評の影響に加え、高齢化等による廃作や規模縮小に歯止めがかからず作付面積は回復していない。
【たらのめの販売額及び全国平均単価との価格差】
販売額：H22:19,021千円→R5:7,017千円
価格差：H22:992円/kg→R3～R5平均:1,904円/kg

産地の規模縮小が著しいこれらの地域特産作物産地の回復のためには、単なる生産振興だけでは回復は困難。既存の栽培体系を脱却した新たな栽培技術の確立・導入推進と販路確保の両面から支援する必要がある。

【事業の内容】

- 生産振興事業
- 1 整備事業 事業実施主体：営農集団、認定農業者等
おたねにんじん、エゴマ、山菜の新規及び規模拡大に係る初期生産資材、施設及び機械等の導入
- 2 種子確保 事業実施主体：県及び採種に取組む農家
おたねにんじんの種子確保に係る取組を支援
- 3 技術向上支援 事業実施主体：県
新たな栽培技術の普及に必要な栽培マニュアルの作成、技術研修会の開催の実施
- 4 生産技術確立支援 事業実施主体：県
おたねにんじん、エゴマの新たな技術を活用し、さらに収量を向上させる技術確立
- 需要拡大・地域連携事業
- 1 産地競争力強化事業 実施主体：市町村等
おたねにんじん、エゴマ、山菜の加工品販売、飲食店等との連携等、販路を確保する取組を支援
- 2 食用需要喚起事業 実施主体：県
おたねにんじんの食用としての認知度向上と「2年もの」の販路を確保する取組を支援

地域特産作物農家の所得確保による産地規模の拡大

【事業目標】

おたねにんじん：作付面積10ha（新たな栽培技術の確立、初期生産資材の導入による規模拡大）
エゴマ：作付面積96ha（収穫機の導入による規模拡大）
山菜（栽培）：販売額19,000千円
（出荷量向上で価格差を回復）

地域特産作物の揺るぎない産地の育成

福島県産水産物競争力強化支援事業（継続）

1 目的

原子力災害による県産水産物への風評払拭とブランド力の強化に向け、第三者認証制度（水産エコラベル等）の活用や高鮮度出荷体制の整備、正確で安心・安全な県産水産物情報の発信強化等により、他産地に勝る高い競争力の獲得を図る。

2 事業内容

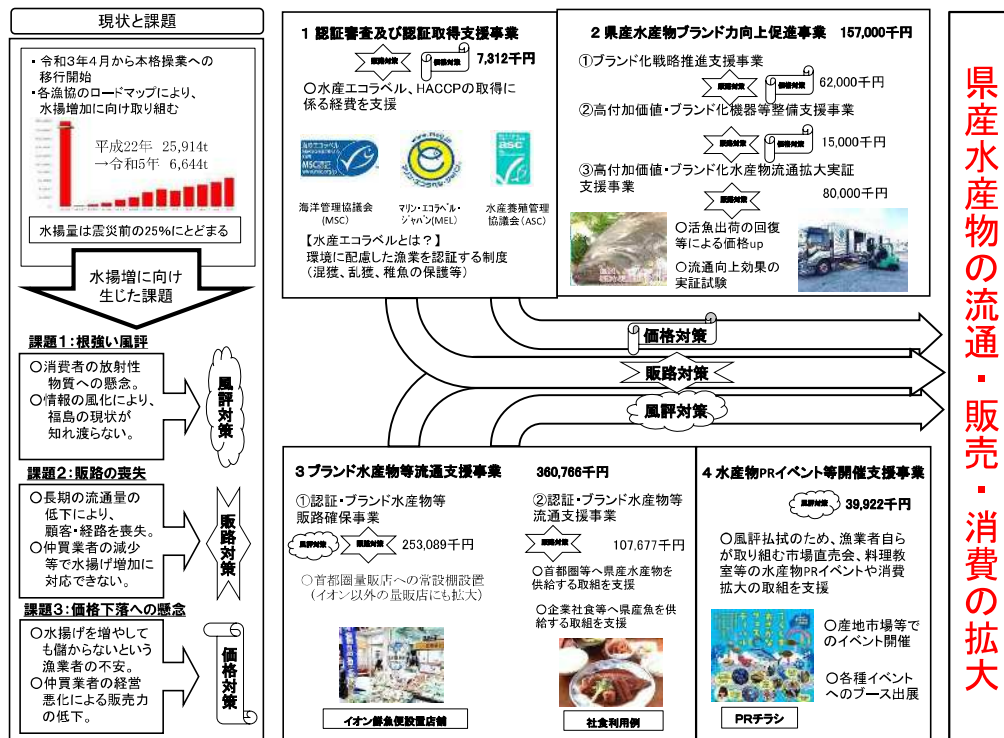
- (1) 認証審査及び認証取得支援事業
漁業関係団体等が水産エコラベル等の取得に要する経費を支援する。
- (2) 県産水産物ブランド力向上促進事業
ア ブランド化戦略推進支援事業
県産水産物のブランド強化を進める戦略等の策定に要する経費を支援する。
また、県産水産物の認知度向上等に資する動画を作成する。
イ 高付加価値・ブランド化機器等整備支援事業
漁業関係団体が行う水産物のブランド強化を図るために必要な設備、機器等の整備を支援する。
ウ 高付加価値・ブランド化水産物流通拡大実証支援事業
県産水産物のブランド力向上と多角的流通拡大を図る実証試験に要する経費を支援する。
- (3) ブランド水産物等流通支援事業
ア 認証・ブランド水産物等販路確保事業
大手量販店等でブランド水産物等の販売コーナーを一定期間設置し、安全性や美味しさをアピールすることで消費の回復につなげる。
イ 認証・ブランド水産物等流通支援事業
アの取組等において、水産関係団体がブランド水産物を流通させる際の経費等を支援する。
- (4) 水産物PRイベント等開催支援事業
県産水産物の安全対策の取組や本県水産物の安全性、おいしさをPRするためのイベント等の開催により、本県水産物への忌避感払拭に資する。

- 3 事業主体 (1) 漁業関係団体及び水産加工流通業者
 (2) ア 県
 ア、イ、ウ 漁協、漁連、水産加工組合等
 (3) ア 県
 イ 漁協、漁連、水産加工組合等
 (4) 漁協、漁連、水産加工組合等
- 4 事業費 565,000千円(県 565,000千円、県 一千円、その他 一千円)
- 5 補助率 (1) 定額(10/10以内)
 (2) ア、ウ 定額(10/10以内)
 イ 5/6以内
 (3) ア ー
 イ 定額(10/10以内)
 (4) 定額(10/10以内)
- 6 事業期間 平成29年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

令和7年度福島県産水産物競争力強化支援事業

【総額】565,000千円



ふくしま型農業DX推進事業（新規）

1 目的

人口減少が進行する中、少ない担い手による営農の展開には、スマート農業技術の更なる推進が不可欠であることから、担い手における導入の一層の加速化に向けて、技術の実証から普及、情報発信、人材の育成に至る総合的な取組を実施する。

2 事業内容

- (1) スマート農業プロセスイノベーション推進事業
実用化段階にある技術について、現場において実証に取り組み、その導入効果を検証した上で、地域の生産者等に周知を図る。
- (2) スマート農業活用中山間地域等モデル実証事業
中山間地域等条件不利地域でのスマート農業等の省力化に資する先端技術を活用した生産技術体系（地域農業モデル）を検討・構築した上で実証を行い、当該技術体系の推進を図る。
- (3) GPS活用によるスマート農業加速化推進事業
令和6年度に設置した福島県高精度測位システム（RTK基地局）の運営を行うとともに、RTK対応機器の導入支援や、RTKシステムを利用した機器の展示・実演を行う。
- (4) 農業サービス事業者の育成支援
農業サービス事業者（農作業請負事業者）に対し、サービスの提供に必要となるスマート農業機械等の導入を支援する。
- (5) スマート農業普及啓発事業
専用サイトを構築し、スマート農業に係る様々な情報を一元的に発信する体制を整備するほか、スマート農業に関するセミナー等を開催し、生産者へ効果的な情報発信を行う。
- (6) スマート農業に係る人材育成
農業短期大学校においてドローンの実践的な知識や操作技術を習得する研修を開講し、スマート農業技術を使いこなす農業者の育成を図る。

- 3 事業主体 (1)、(5)、(6) 県
(2) 農業者を含む協議会等

163

- (3) 県、農業者等
(4) 民間事業者（農業者を除く）

4 事業費 219,935千円（国 64,044千円、県 131,169千円、その他 24,722千円）

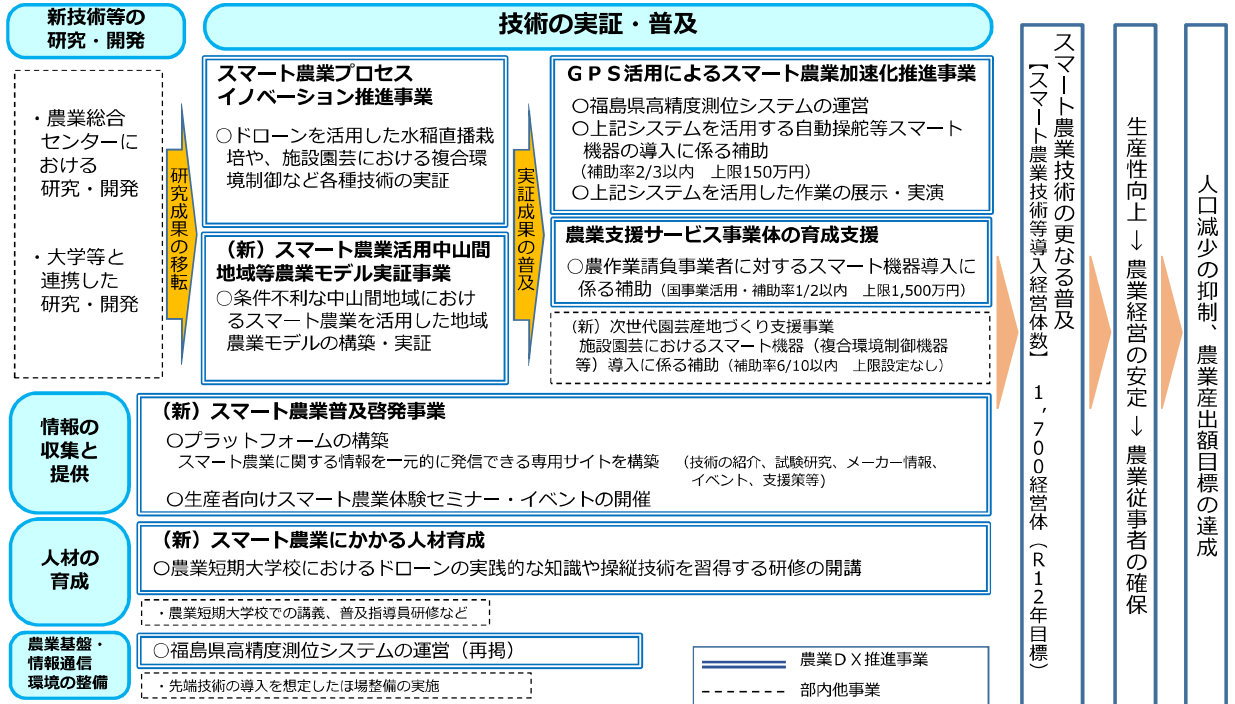
5 補助率 (2) ソフト事業 定額
ハード事業 3/4以内（国1/2、県1/4、ただし県補助金額は上限250万円）
(3) 機器導入支援 2/3以内（上限150万円）
(4) 1/2以内（国1/2）

6 事業期間 令和7年度～令和9年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7339】

○事業概要

農業担い手の減少・高齢化が進んでいることから、少ない担い手での効率的な経営の展開が急務であるため、福島県スマート農業等推進方針（R3.3策定）に掲げる「情報の収集と提供」「技術の実証・普及」「人材の育成」「新技術等の研究・開発」「農業基盤・情報通信環境の整備」の5つの柱に基づき、省力化・効率化に資するスマート農業技術の導入の一層の加速化に向け、技術の実証から普及、情報発信、人材の育成に至る総合的な取組を実施する。



みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業（継続）

1 目的

地球温暖化対策、SDGs達成に寄与する環境保全型農業の取組拡大を目的として、新規取組者の確保、啓発、技術指導や優良技術の表彰、地域ぐるみの取組を支援する。また、市場調査、技術開発等による県産特別栽培米の販路拡大、生産拡大を図る。

2 事業内容

- 環境保全型農業技術推進事業
環境保全型農業の推進、新規取組者の確保、啓発、技術指導等の活動や特別栽培生産拡大のための技術開発を行う。
- 環境保全型農業チャレンジ！事業
ア 地球温暖化対策に効果の高い環境保全型農業技術の導入促進を目的に、環境保全型農業技術のコンテストを開催し優良事例の広報等を行う。
イ 有機栽培、特別栽培に取組む組織に対して、拡大又は新規取組に必要な経費（技術導入に係る資材費、認証費用等）を助成する。
- 環境保全型農業サポート体制整備事業
環境と共生する農業の面的拡大を図るため、温室効果ガス排出量の削減を目標とした土づくりや資源循環等に取組む地域に対して、地域ぐるみで行う活動に必要な経費を支援する。
- 特別栽培チャレンジ拡大事業
県産特別栽培米販売強化のためのブランディングや商品開発、販路拡大に係る経費を支援する。

3 事業主体

- 県
- のア 県、2の(2)のイ J A部会、生産者組織 等
- 市町村、農業団体 等
- 特別栽培米の販売拡大に取り組む団体等

4 事業費

43,331千円(国 14,695千円、県 28,571千円、その他 65千円)

- 5 補助率 (2) のイ 1 団体当たり①有機 JAS : [参加人数] × [単価 100 千円/人]
1 団体当たり②特別栽培 : [取組面積] × [単価 5 千円/10a] (上限 1,000 千円/団体)
(3) 定額 (機械導入・リースは 1/2 以内) (上限 3,000 千円)
(4) 定額 (上限 1,000 千円)
- 6 事業期間 令和 4 年度～令和 8 年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業

【R4年度～R8年度】

本県が進める有機栽培、特別栽培等の環境と共生する農業を通して、地球温暖化対策、SDGs達成に寄与するため、本事業により環境保全型農業の取組拡大とみどり戦略の推進に向けた啓発・技術指導等を実施する。近年、有機農業の取組者数、面積は緩やかではあるが増加し、環境直接支払の取組も増加している一方で、特別栽培は縮小傾向にあり、また、環境保全型農業全体として、消費者の理解は不十分な状況にある。令和 6 年～8 年は、出口対策等の新たな取り組みを加え、環境保全型農業の理解促進、拡大を加速させるため、本事業を継続・拡充する。

	推進・技術支援	啓発・有機・特栽培取組支援	地域的取組支援	出口対策
事業内容	<p>1 環境保全型農業技術推進事業 環境保全型農業の新規取組者の確保、みどり戦略の推進、地域リーダーの育成を目的に啓発、技術指導等の活動を実施する。</p> <p>【県事業】 環境保全型農業の推進 予算額：8,816 千円 ・土づくり、総合的防除技術等の啓発活動 ・推進会議等の開催（1 回） ・研修会、セミナー等の開催（3 回） ・土づくり、簡易土壌診断技術等の指導 ・みどり戦略推進、みどり認定の取組の支援等</p> <p>【県事業】 特別栽培生産拡大のための技術開発 予算額：15,515 千円 ・水稲における特別栽培生産拡大のための技術開発 ・県オリジナル品種の特別栽培技術の開発と実証</p>	<p>2 環境保全型農業チャレンジ！事業 地球温暖化対策に効果の高い環境保全型農業の取組を支援するとともに、技術コンテスト、推進大会を開催する。</p> <p>【補助事業】 予算額：3,000 千円 特別栽培や有機栽培の取組み拡大や新規取組に必要な経費を支援する。 【実施主体】 JA 部会、生産者組織等（想定 10 件）</p> <p>【補助率】 下記により求められる金額を上限に組織取組の実費経費を支援する。 有機 JAS : [参加人数] × [単価 100 千円/人] 特別栽培 : [取組面積] × [単価 5 千円/10a] (上限 1,000 千円/団体)</p> <p>【委託事業】 予算額：7,000 千円 ・環境保全型農業コンテストの開催 ・環境保全型農業取組や地域社会発展に貢献する団体を表彰する。 ・環境保全型農業大会の開催 コンテスト受賞団体の表彰式と事例発表等を行い、県内に広く周知する。 ・県環境アプリとのコラボ 有機農産物等消費のエコアクション登録や受賞団体農産物の景品への活用により消費者への環境保全型農業の浸透を図る。</p>	<p>3 環境保全型農業サポート体制整備事業 耕畜連携や Jクレジット等の環境保全型農業の地域ぐるみのモデル的活動を支援する。</p> <p>【補助事業】 予算額：6,000 千円</p> <p>例①地域畜産農家と栽培農家が連携した「餌作物⇄堆肥」の資源循環 例②水稲地域で発生する大量のもみ殻を炭化させ水田に炭素貯留</p> <p>【補助率】 定額 (上限 3,000 千円) (ただし、機械導入・リースは 1/2)</p> <p>【要件】 ・農業組織と連携した地域のモデルとなる取組であること ・環境保全型農業、資源循環に関する理解促進活動を行うこと</p>	<p>4 特別栽培チャレンジ拡大事業 県産特別栽培米の飛躍的拡大を目指し、マーケティング調査、販売・ブランディング支援等を行う。</p> <p>令和 6 年度に特別栽培米の販売戦略、訴求方法に関する調査を実施 → それら調査結果を基に、特別栽培米のブランディングや新たな商品開発、販路拡大に係る経費を支援し、県産特別栽培米の飛躍的な拡大を図る。</p> <p>【補助事業】 予算額：3,000 千円 (新) 特別栽培米販売強化支援事業 マーケティング調査結果を活用した、県産特別栽培米に対する県産特別栽培米のブランディング、新商品開発、PR 活動の補助 【実施主体】 特別栽培米の販売拡大に取組む団体等 (想定 3 件) 【補助率】 定額 (上限 1,000 千円)</p>
目指す姿・目標	<ul style="list-style-type: none"> 生産者への環境保全型農業の理解の深化 みどり認定申請者支援 (土壌分析 280 人/年、啓発) → 認定の波及・取組のメダアツ 新技術開発・普及 (R8 まで 3 件) 	<ul style="list-style-type: none"> 有機栽培・特別栽培を新規、拡大する組織の支援 (技術向上、新技術導入等) 10 組織/年 コンテストの開催継続 → 生産者の技術向上、消費者への環境保全型農業の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業の地域的取組の支援 (3 件/年、400ha 相当) → 同様の取組の他の地域への波及 → 地域的な有機栽培、特別栽培の取組への発展 	<ul style="list-style-type: none"> 単価 1 割～3 割高を目指した県産特別栽培米の新商品、販売モデルの開発 → 高価販売により継続的取組へ <p>高値実現 ⇨ 特栽培取組拡大 ⇨ 有機・エコの取組拡大 ⇨ 環境保全型農業全体の拡大</p>
<p>県総合計画の目標 (令和 1 2 年度) 有機 JAS・特別栽培県認証の取組面積 6,000ha の実現</p>				

環境にやさしい農業拡大推進事業（継続）

1 目 的

安全・安心で付加価値の高い有機農産物等の生産・流通体制を構築するとともに、有機農産物等の供給を通じて、県産有機農産物の安全性やその魅力を発信し、震災からの復興と風評払拭を図る。

2 事業内容

- (1) 有機JAS認証等拡大支援事業
 - ア 有機JAS認証取得支援
 - イ 有機JAS小分認証取得・施設整備支援
- (2) 環境にやさしい農産物供給体制整備事業
有機農業者等が生産規模や品目の拡大、生産・出荷の安定化に向け、共同で利用する施設・機械の導入経費を支援する。
- (3) 有機・エコ農産物の消費流通拡大支援事業
セミナー等により有機農業の理解促進を図るとともに、有機農産物等の販路開拓・拡大のための調査、商談会、産地見学会等を開催する。
- (4) 有機農業技術研究開発
農業総合センター等において、有機農業の研究・開発を行う。
- (5) 新たに開発された技術等の実証・普及展示
生産現場での課題解決に向けた効果確認や改善等を図り、研修会等を開催するなど、有機農業の面的な拡大を図る。

3 事業主体

- (1) ア 有機JAS認証申請者、イ 県内事業者
- (2) 農業者組織（原則2戸以上の有機農業者等）
- (3)、(4)、(5) 県

4 事業費

42,232千円（国 42,208千円、県 一千円、その他 24千円）

169

5 補助率

- (1) ア 新規認証 申請費用の3/4以内、継続認証 申請費用の1/2以内
- (1) イ 認定申請費用 定額(上限300千円)、施設整備費 1/2以内（上限2,000千円）
- (2) 1/2以内（上限10,000千円）

6 事業期間

平成29年度～令和7年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

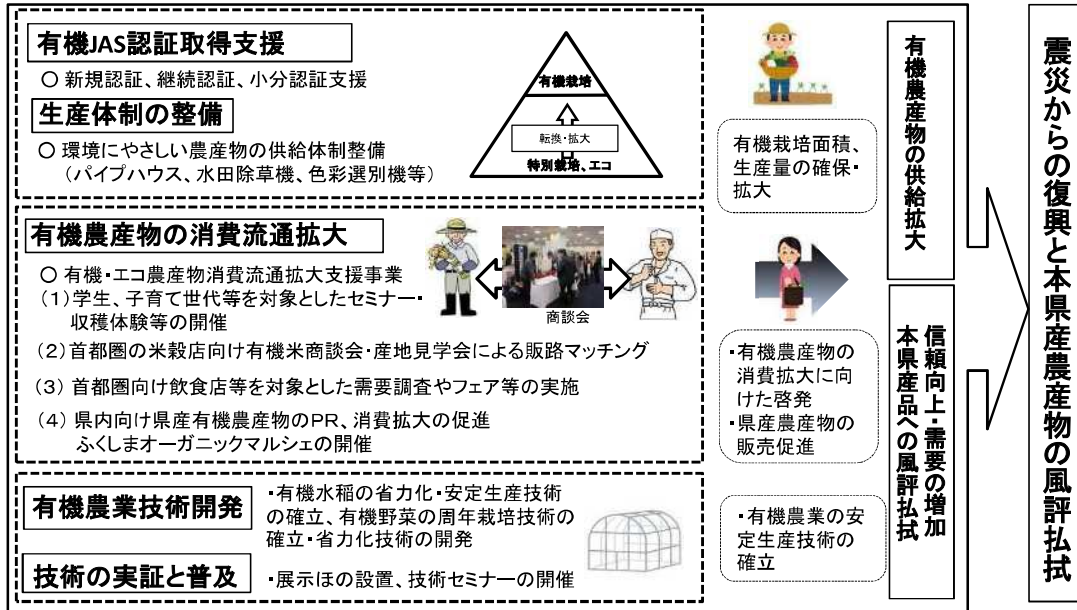
環境にやさしい農業拡大推進事業

【現状・課題】

- 原子力災害の風評に対し、本県農産物の競争力強化を図るため、環境にやさしい取組による農産物の高付加価値化が必要。
- 有機農業における生産基盤の構築及び販路開拓・拡大、消費拡大を促進する取組が不可欠。

【目標】

有機農産物や特別栽培農産物等の生産・流通体制を構築し、消費者へのより安全・安心な有機農産物等の供給を通して、安全性や魅力を情報発信し、震災からの復興と風評払拭を図る。



171

オールふくしまの酒づくり支援事業（継続）

1 目的

「福乃香」等の県オリジナル酒造好適米による「オールふくしまの酒づくり」に必要な機械・機器の整備等を支援するとともに、「オールふくしまの酒づくり」を加速するため、関係部局が一体となって、県外産の「山田錦」に替わる県オリジナル酒造好適米の品種開発に取り組む。

2 事業内容

- (1) オールふくしまの酒米生産向上事業
県オリジナル酒造好適米の高品質生産に必要な機械等の整備を支援するほか、蔵元と連携して行う県オリジナル酒造好適米による酒づくりを活用した地域活性化の取組を支援する。
- (2) オールふくしまの酒づくり向上事業
県オリジナル酒造好適米の利用した日本酒の品質向上や県オリジナル酒造好適米の利用拡大に向けた蔵元の取組等を支援する。
- (3) 県オリジナル酒米新品種開発事業
関係部局一体となり、オールふくしまで新たに大吟醸酒に対応できる県オリジナル酒米品種を開発し、その品種を原料とした日本酒で新酒鑑評会等により高評価を得ることを目指す。

- 3 事業主体
- (1) 酒米生産組織、県
 - (2) 県内蔵元
 - (3) 県

- 4 事業費 52,955千円(国 一千万円、県 52,857千円、その他 98千円)

172

- 5 補助率 (1) 定額(ただし、機械等の整備は1/2以内)(上限3,500千円/件)
 (2) 定額(ただし、機器等の整備及び日本酒試作に係る原料費は1/2以内)
 (上限2,000千円/件)
- 6 事業期間 令和6年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7360】

173

オールふくしまの酒づくり支援事業

水田畑作課
R7当初予算額 52,955千円

本県産日本酒は、長年全国新酒鑑評会で金賞を受賞するなど、本県復興のトップランナーであり、福島県民の誇りとなっているが、さらに国内外の皆さんから「日本一の酒処といえば福島」と言っていただけるよう、米生産者と蔵元等が一丸となって県オリジナル酒造好適米で醸造する「オールふくしまの酒づくり」を推進するとともに、「ふくしまの酒」の魅力をシンカさせる必要がある。

このため、「福乃香」等の県オリジナル酒造好適米による「オールふくしまの酒づくり」に必要な機械・機器の整備等を支援するとともに、「オールふくしまの酒づくり」を加速するため、関係部局が一体となって、県外産の「山田錦」に替わる県オリジナル酒造好適米の品種開発に取り組む。



174

ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業（継続）

1 目 的

国際情勢の変化等に伴い穀類の国際価格が上昇し、食料の安全保障の観点から国産の小麦、大豆、そばの需要が高まっている一方で、主食用米の需要減少により、主食用米から畑作物への転換が求められている。このため、県産畑作物の認知度向上による需要を拡大するとともに、実需者が求める高い品質で安定供給ができるよう、水田のみならず畑地を含めた農地をフルに活用することで畑作物の新たな産地形成を推進し、複合経営による農業経営の安定を図る必要がある。

2 事業内容

(1) 持続的な畑作物生産・供給モデル事業

ア 麦・大豆・そば生産のモデル地区を設定するとともに、「畑作物生産振興支援チーム」を関係機関とともに組織し地域で波及効果の高いモデル構築及び普及推進活動を行う。

イ 麦・大豆作付の団地化推進等、生産性向上の取組に対して支援を行う。

ウ 麦・大豆・そばの生産に必要な機械等の導入を支援する。

エ 麦・大豆について、団地化に取り組むことを基本として、生産量・品質を確保するための技術を導入する取組を支援する。

(2) 作付転換拡大支援事業

水田において、麦、大豆、そばの作付面積を1ha以上拡大する取組に対し奨励金を交付する。

(3) 県産畑作物使用拡大支援事業

畑作物の産地地消などの需要拡大の取組により地域産業の発展に寄与するため、県内の加工業者や消費者等が県産畑作物の活用や消費を拡大していくための推進活動を行う。

3 事業主体

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) ア | 県 |
| (1) イ、ウ、エ | 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村等 |
| (2) | 地域農業再生協議会等 |
| (3) | 県 |

175

4 事業費 96,587千円(国 43,800千円、県 52,787千円、その他 一千円)

5 補助率 (1) イ 定額(農業者の組織する団体、地域農業再生協議会等)または1/2以内(市町村)
(1) ウ 1/2以内
(1) エ 定額 10,000円以内/10a
(2) 定額 5,000円以内/10a

6 事業期間 令和5年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7369】

ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業【継続】

R7予算額：96,587千円
(県費：52,787千円、国費：43,800千円)

○事業概要

水田のみならず畑地も含めた農地をフルに活用することで、加工業者から求められる品質・生産量を確保しながら、農業経営の安定化と持続的な本県農業の発展に結びつける。

○事業目的

実需者が求める品質の大豆、麦等を供給することで畑作物の産地形成を推進し、農業経営の安定化を図る。

○現状・課題

世界的な気候変動と国際情勢の不安定化、日本の購買力低下による麦、大豆等畑作物価格の上昇を受けて、国産大豆、麦等の安定供給への期待が高まっている。

- ・大豆国際価格が1.72倍に上昇(2021年/1998年比)
- ・県産小麦購入要望に対し335t不足(生産量1,109t/需要量1,446t)

コロナ禍後の外食需要回復に伴い令和6年産米価格も回復傾向にあるが、人口減少下とともに主食用米の需要も減少の見通し。

- ・6/7年産米需要量見通し 671万t(前年比△16%)

○事業取組成果と新たな課題への対応

本事業で重点的支援対象(モデル地区)を設定し、ソフト事業とハード事業の両面で支援することで、大豆・麦の団地面積が264ha(事業前対比+22%)増加した。

- ・担い手の急速な減少に伴い、既存団地の面積維持が困難

→後継者がいる生産組織への支援

- ・基盤整備により麦・大豆の団地面積が拡大してきたが、畑作物を導入する基盤整備地区が減少。

→土地利用型の園芸作物との組み合わせによる作付

- ・温暖化による大豆の収量・品質低下

→高温対策技術への支援、高温耐性品種の導入

○事業内容

【継続】持続的な畑作物生産・供給モデル事業(83,331千円 補助金ほか)

- モデル地区の実証の成果を周知・波及させるための現地研修会や実績検討会など生産性向上の推進に要する経費を支援 県推進活動 5,231千円
- 畑作物の新たな生産技術導入に必要な機械等の導入を支援 補助金 31,500千円(1/2以内)
- 麦、大豆の流通量拡大と品質確保に向けた新たな技術に対する取組みへの支援 補助金 46,600千円(定額)

持続的
経営

【継続】作付転換拡大支援事業 [10,595千円 補助金]

- 前年産に比較して新たに大豆、麦等畑作物を作付拡大した生産者に対し、拡大面積に応じて奨励金を交付

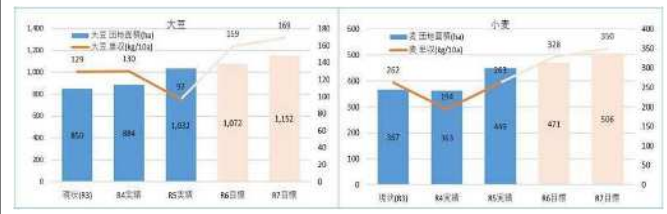
生産
拡大

【継続】県産畑作物使用拡大支援事業 [2,725千円 委託料ほか]

- 県産畑作物の活用を拡大していくための推進活動により需要を確保し、持続可能な産地形成を支援

需給
連携

OKPIの実績と目標



177

オリジナルふくしま水田農業推進事業(継続)

1 目的

本県産米のブランド力向上による風評払拭や産地力の強化による稲作農家の経営安定化を図るため、「福、笑い」を始めとする県産米の食味・品質向上の取組など、県オリジナル水稲品種を中心とした産地における取組を支援する。

2 事業内容

(1) 県オリジナル米産地力強化支援事業

ア 県オリジナル米産地力強化推進事業

県オリジナル水稲品種の生産振興と流通販売の強化に向けた推進活動を実施する。

イ 県オリジナル米生産技術力向上事業

(ア) 地域の特色に応じた高品質・良食味米の生産技術を確立するための実証ほを設置する。

(イ) 「福、笑い」等の県オリジナル水稲品種の高品質・良食味米生産に必要な機器等の整備を支援する。

(ウ) 「福、笑い」研究会が行う栽培技術の向上、品質・食味の高位安定化等の取組を支援する。

3 事業主体

(1) イ(イ) 生産部会、集落営農組織等

(1) イ(ウ) 「福、笑い」研究会

(1) ア、イ(ア) 県

4 事業費

20,000千円(国 20,000千円、県 一千円、その他 一千円)

5 補助率

(1) イ(イ) 1/2以内(ただし、機器等の整備(リース又は導入)上限3,500千円/件)

(1) イ(ウ) 定額(上限210千円/件)

6 事業期間

令和3年度～令和7年度

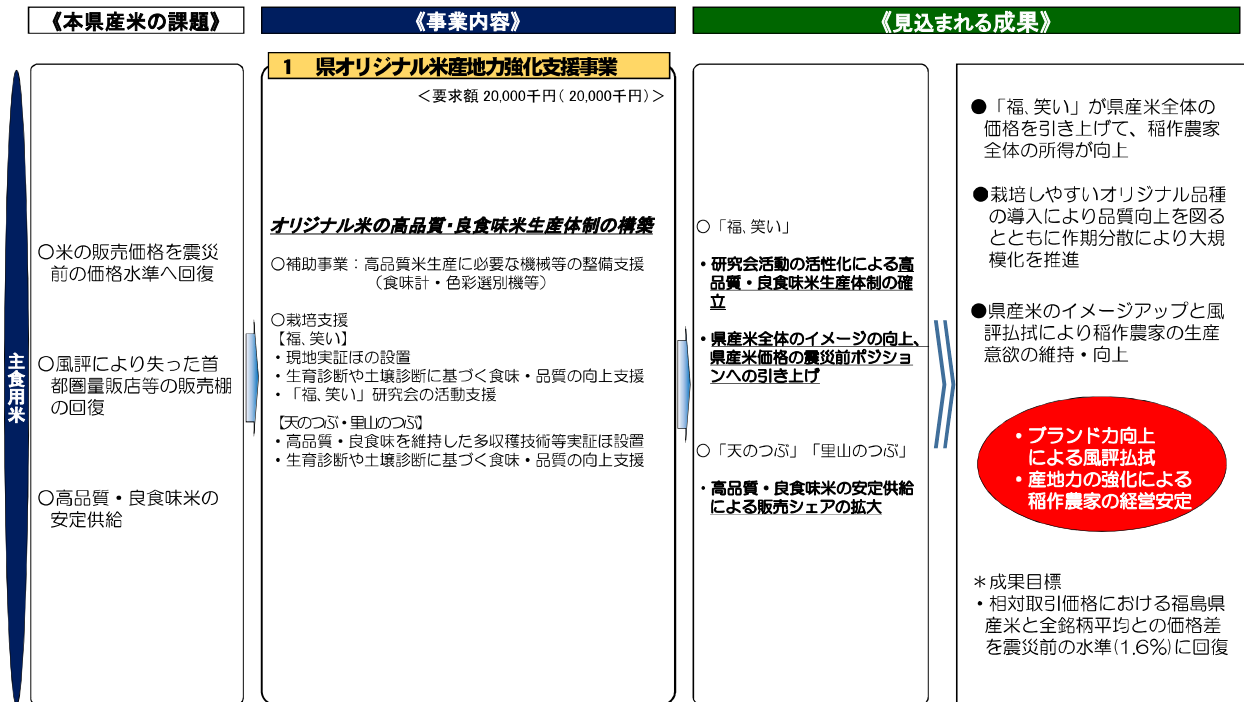
【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7360】

178

県オリジナル米産地力強化支援事業 (20,000千円)

事業の概要 本県稲作農家の経営の安定化を図るため、「福、笑い」を始めとする県産米の食味・品質向上の取組など、県オリジナル米品種を中心とした産地における取組を支援する

令和6年11月
水田畑作課



179

次世代園芸産地づくり支援事業（新規）

1 目的

従来までの園芸生産を革新するスマート農業や高温対策技術の導入及び遊休施設等を継承する体制の構築を支援し、持続的に発展可能な次世代の園芸産地を育成する。

2 事業内容

(1) 次世代園芸産地県推進事業

県が主体となり、スマート農業等の新たな技術を効率的に活用するための体制や、遊休施設を担い手に継承するための仕組み作りを支援する。また、新たな技術を駆使して大規模化に取り組む経営体の調査により、大規模経営体指標を策定する。

(2) 次世代園芸産地支援事業

ア 革新技術導入支援事業

作業の省力化や精緻化に資するスマート農業機器や高温対策技術の導入及びそれらを備えたパイプハウス等の整備を支援する。

イ 園芸施設再整備支援事業

遊休化又は後継者不在のパイプハウス等の再整備・改修に必要な資材の経費を支援する。

3 事業主体

- (1) 県
- (2) 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体、法人 等

4 事業費

254,280千円(国 155,500千円、県 42,780千円、その他 56,000千円)

5 補助率

- (2) 国補助率1/2以内(※産地生産基盤パワーアップ事業、風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業)
- 県補助率1/10以内

次世代園芸産地づくり支援事業

(令和7年度予算額 254,280千円)

園 芸 課

事業概要

従来までの生産を革新するスマート農業や高温対策技術の導入及び遊休施設の再整備を支援し、持続的に発展可能な次世代の園芸産地の形成により、令和9年までに園芸の産出額の1割増加を目指す。

現状と課題

■ 現状

- 本県の農業産出額は、震災前と比較し依然として減少したまま。
- 農業産出額の回復・向上のためには、園芸でけん引していく必要がある。
- 産出額の回復が困難な分野も、収益性が高い園芸で補うことも必要。

園芸の産出額の推移 (億円)

	H22	H23	R1	R4
米	791	750	814	589
畜産	541	417	435	487
野菜	574	408	453	471
果樹	292	197	273	300
花き	61	51	67	82
その他 (工業農作物等)	71	28	44	41
	2,330	1,851	2,086	1,970

■ 課題

- 労働力不足は園芸の経営において、規模拡大の制限要因となっており、省力化のための新たな技術導入が必要。
- 温暖化に伴い生産量・品質の確保が困難となっており、安定生産に繋がる高温対策技術の導入が必要。
- 資材価格の上昇が園芸施設の導入の妨げとなっており、遊休施設を継承する体制が必要。

事業の内容

■ 次世代園芸産地県推進事業

【実施主体：県】

県が主体となり、スマート農業等の新たな技術を効率的に活用するための体制や、遊休施設を担い手に継承するための仕組み作りを支援する。また、新たな技術を駆使して大規模化に取り組む園芸の経営体の調査により、大規模経営体指標を策定する。

■ 次世代園芸産地支援事業

【実施主体：市町村、農業協同組合、農業法人、農業者の組織する団体等】

① 革新技術導入支援事業

作業の省力化や精緻化に資するスマート農業機器・高温対策機器やそれらを備えたパイプハウス等の整備を支援。

② 園芸施設再整備支援事業

遊休化・後継者不在のパイプハウス等の再整備・改修に必要な資材の購入を支援。

【対象品目】

園芸振興プロジェクト及び水田農業高収益化推進計画に位置づけられた野菜・果樹・花き

【補助率】 6/10 以内

(国1/2以内(①風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業、産地生産基盤パワーアップ事業 ②産地生産基盤パワーアップ事業)、県1/10以内)

事業目標

○省力化や精緻化に資するスマート農業機器を駆使する園芸経営体の増加

○高温対策技術導入による夏秋期生産量の確保

○再整備したパイプハウスの新規栽培者・規模拡大者への継承

園芸の産出額の増加

R4年
860億円

R9年
945億円

R12年
993億円

果樹園地継承促進事業（継続）

1 目的

高齢化や後継者不足により樹園地が減少しているため、産地維持のための円滑な樹園地継承に向けて、生産性の高い樹園地を地域全体で守り活用する仕組みづくり、果樹の新たな担い手の早期技術習得のための研修園地の運営などを支援する。

2 事業内容

(1) 県推進事業

園地継承の仕組みづくりのための推進会議やセミナー開催、円滑な継承に必要なマップ作成のための意向調査・園地リスト作成に加速的に取り組む。

(2) 地区推進事業

果樹産地協議会等に対して、園地継承の新たな仕組みづくりや円滑な継承に必要な園地マップの作成・更新、合意形成に必要な話し合いや検討会の開催、広報活動や就農フェア等への参加など新規栽培者確保及び新たな栽培者が園地継承に必要な技術習得を行う研修園地の整備・運営、改植が必要な園地において短期間で収量の確保を実現する大苗育成等を支援する。

3 事業主体

- (1) 県
- (2) 果樹産地協議会（J A、全農福島県本部、J A果実生産部会、市町村、農業委員会、農業共済組合、農地中間管理機構、県等）

4 事業費

5,089千円（国 2,512千円、県 2,577千円、その他 一千円）

5 補助率

(2) 定額

6 事業期間

令和4年度～令和8年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

183

果樹園地継承促進事業【継続】

令和6年9月
園芸課

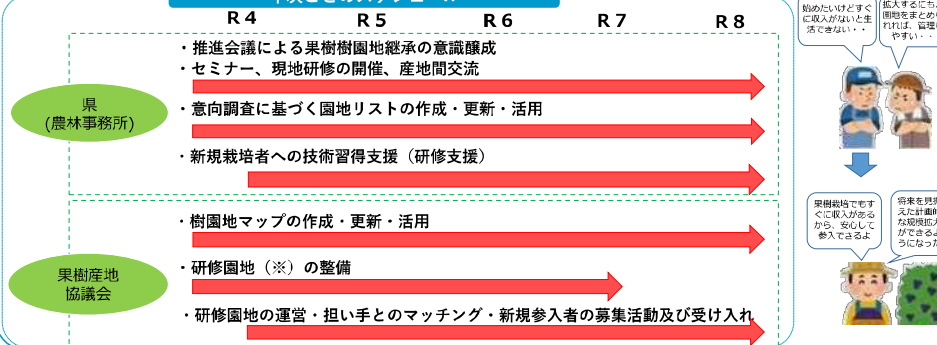
事業の必要性

- 本県の果樹産出額は300億円で、地方の貴重な産業の一角を担っている。
- 本県主力の「なし」は栽培面積、収穫量・出荷量ともに年々減少。
- 令和6年度までに8産地で園地リスト（継承を希望する生産者や園地のデータ）が作成され、研修園地の整備が5産地で進んだ。
- 令和7年度は、令和6年度までに整備された研修園地の運営を支援するとともに、研修園地の活用や新規参入者等担い手を確保するための広報や募集活動を強化し、継承の仕組みづくりの体制を整え、担い手との効果的なマッチングを支援する。

事業内容

- 1 取組内容：推進会議、意向調査、園地リスト作成・更新・活用、セミナー、現地研修、産地間交流
事業主体：県（農林事務所）
- 2 取組内容：話し合い、果樹園地マップづくり、園地継承に必要なルールづくり、研修園地の整備・運営、新規参入者等とのマッチングのための広報、募集活動
事業主体：果樹産地協議会（農業者、市町村、J A、農業委員会、農地中間管理機構、県等）

年次ごとのスケジュール



成果

果樹園地継承の仕組みづくり
果樹園地減少の抑制

果樹産業を
ベースとする
地域の活性化

事業目標

園芸振興プロジェクト品目（もも+日本なし+ぶどう）20ha/年間 園地継承

※新規参入者の早期技術習得に必要な研修園地を整備し、熟練農家により技術習得を支援する。

184

県育成品種種苗安定供給事業（継続）

1 目的

農業所得確保や産地振興を目的に開発した県育成オリジナル品種の種苗（野菜・花き）を生産者へ安定的に供給するため、民間事業者において増殖供給が困難な品目・品種の生産とともに、許諾を受けた種苗生産者へ原種苗等を安定的に配付する体制を整備する。また、種苗の品質を確保するため、許諾を受けた種苗生産者に対する検査を行う。

2 事業内容

(1) 県育成品種種苗安定供給事業

農業総合センターにおいて、県育成オリジナル品種（野菜・花き）の一般種苗（農業者へ販売）及び原種苗（種苗生産者へ配付）を生産する。また、許諾を受けた種苗生産者に対する検査を行う。

3 事業主体 県

4 事業費 5,192千円（国 一千円、県 3,846千円、その他 1,346千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 令和4年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

185

県育成品種種苗安定供給事業

園 芸 課
予算額：5,192千円

背景

- 本県においては、「ふくしまならでは」の県育成品種を活用したブランド化を進めるにあたって、普及に必要な種子・苗の計画的な生産が必要となっている。
- F1品種で種苗業者やJAでは種子生産が困難な品種がある。
- 農業総合センターが種苗業者やJAと連携して種子・苗の供給を行っていく体制の整備が必要である。
- 奨励品種（優れた特性を有し県内に普及すべき品種）の種苗の品質を確保するため、種苗生産者に対する検査が必要である。

事業内容

県育成品種種苗安定供給事業
(R7) 事業費：5,192千円

- 県オリジナル品種の種苗生産
 - ・アスパラガス種子
 - ・リンドウ定植苗
 - ・リンドウ組織培養苗
- 県オリジナル品種の元株等の管理
 - ・元株→原種苗（培養）
 - ・原種苗→原種株（育苗）
 - ・原種株→種子（交配・採種）
- 種苗生産者に対する検査
 - ・県から許諾を得た種苗生産者（11か所）



事業効果

- 適切な管理下で生産された優良種苗を**県内生産者に安定提供**することで産地化が進む
- 「**強み**」（高品質、魅力ある「福島ならでは」、新たな需要の創出などのブランド力、作りやすさ、多収や安定生産）のある園芸産地の育成

【目標】

- 新しい農林水産業振興計画を実現するためのアクションプログラムで掲げた**生産力と競争力の強化に寄与**。主要10品目の農業産出額を5年間で**1.1倍（45億円）増加**

県育成オリジナル品種別生産者育成状況（アスパラガス、リンドウ）

品目	作付面積 (ha)	生産者数 (名)	生産者別面積 (ha)	平均生産性 (kg/ha)	平均単収 (kg/ha)	平均生産額 (万円)
アスパラガス	410	5	152	276%	30.2	201%
リンドウ	30	3	8	300%	5.0	200%

※1 県内生産者数(11名)
※2 県外生産者数(1名)

186

県育成オリジナル品種活用産地づくり支援事業（継続）

1 目的

大粒で糖度が高い等の特徴を有する県育成オリジナル品種（いちご「ゆうやけベリー」）の生産拡大、PRに一貫して取り組み、農業者の所得向上や、本県産いちごのブランド化により競争力の高い産地を育成する。

2 事業内容

- (1) 種苗供給体制整備事業
ゆうやけベリーの作付に必要な種苗の委託生産・供給を行う。
- (2) 産地づくり支援事業
ア 研修会等による普及拡大を推進する。
イ ゆうやけベリーの作付に必要な施設等の導入を支援する。
- (3) ブランド確立推進事業
ゆうやけベリーの認知度向上やブランディングによる販売促進等を実施する。

3 事業主体 (1)、(2) のア、(3) 県
(2) のイ ゆうやけベリー作付農家

4 事業費 111,622千円(国 111,607千円、県 1千円、その他 15千円)

5 補助率 (2) のイ 2/3以内

6 事業期間 令和4年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

187

県育成オリジナル品種活用産地づくり支援事業

(R7要求額：111,622千円)

背景

ゆうやけベリーの品種特性

- 高齢化等によりいちごの作付面積及び出荷量は減少しており、また、風評被害により全国との価格差は拡大したまま
- 大粒で糖度が高い等の特徴を有する県育成オリジナル品種（いちご「ゆうやけベリー」）の生産拡大、PRに一貫して取り組み、農業者の所得向上や、本県産いちごのブランド化により競争力の高い産地の育成が必要

- ・年内の需要期に収穫開始できる
- ・低温に強く収量性が高い
- ・栽培管理が容易
- ・果実は大粒で糖度が高く良食味

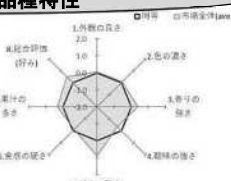


図 試食評価の結果

事業内容

種苗供給から生産、販売まで一貫した取組

	取組	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年以降
1 種苗供給体制整備事業（県） 20,141千円 作付に必要な種苗生産（委託）等	品種登録等の動き		2月4日 品種登録出願	8月9日 名称公募 商標登録出願	9月5日 名称公表 商標登録	9月 本格栽培開始
2 産地づくり支援事業 (1) 推進事業（県） 621千円 ゆうやけベリーの生産拡大に向けた検討会の開催等 (2) 品種導入支援事業 82,000千円 ゆうやけベリーの作付に必要な施設及び付帯設備、機械等の導入に係る経費を支援 事業実施主体：ゆうやけベリー作付農家 補助率：施設及び付帯設備 2/3以内	技術確立 生産量拡大		作付面積 3ha	作付面積 7ha	県内全域で栽培	作付目標面積 10ha以上
3 ブランド確立推進事業（県） 8,860千円 ゆうやけベリーの認知度向上やブランディングによる販売促進等	販売促進 ブランド化		パッケージデザインの制作 各種PR資材等の制作	パッケージ活用による販売促進 県内飲食店等とタイアップ・メディア等によるPR 求評会 量販店等でのトップセールス		

効果

ゆうやけベリーの迅速な普及拡大・県内でのシェアを広げ県産いちごのブランディング

県育成品種を活用した競争力の高い産地の育成

- ゆうやけベリーの県内作付面積 (R2) 0ha → (R7) 10ha以上
- 福島県農林水産産業振興計画の指標 農業産出額（園芸） (R1) 806億円→ (R12) 993億円以上

風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業（継続）

1 目的

園芸産地自らが地域の特性を生かし、市場等からの産地信頼回復、風評払拭、創意工夫を凝らした取組（オンリーワンの取組）、及び新たな挑戦に必要な取組を支援する。

2 事業内容

- (1) 競争力強化県推進事業
園芸産地における生産力強化に向けた課題解決のための研修会の開催や調査分析等を実施する。
- (2) 生産対策強化支援事業
 - ア 産地活動支援事業
作付実証や加工品試作及び求評会の開催、各種分析等に係る経費を支援する。
 - イ 生産体制強化支援事業
県育成品種の種苗や施設及び付帯設備、設備、機械等の導入に係る経費を支援する。

3 事業主体

- (1) 県
- (2) 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等

4 事業費

43,773千円（国 43,773千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率

(2) ア 定額、イ 1/2以内

6 事業期間

令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

189

風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業（予算額：43,773千円（R6当初：43,773千円））

- 震災後は市場占有率の低い園芸品目ほど、風評の影響を大きく受けており、販売先での供給量が潤沢であると産地の選択順位が下がり、競合する他県産地よりも単価が低下した状態で固定化されている状況にある。
- 市場等から選ばれる園芸品目の生産推進を図るため、作付実証や土壌分析等の風評払拭に向けた取組や、地域性のある品種や栽培方法等に特色のある創意工夫を凝らした取組、また安定的に高品質な農産物を定量供給するための園芸施設や機械導入等の生産体制強化に向けた取組等を支援し、地域性を活かした、多様で競争力の高い産地育成を目指す。
- 福島県園芸振興プロジェクトに位置づけた主要品目（トマト、きゅうり、もも、なし、さやいんげん、アスパラガス、ぶどう）では、引き続き施設化等の推進を図る。主要品目では、大規模化を目指す経営体への支援を強化するとともに、特に風評等の影響を強く受けているさやいんげん、アスパラガス、ぶどうは、新技術の実証・導入を図ることで、産地の生産力及び競争力を強化する。

【課題】

- 主要品目について、市場占有率の向上のため、施設化や高品質化の取組みを継続する必要
- 震災と風評等の影響により、出荷量が特に大きく減少した「さやいんげん」、「アスパラガス」、競合産地との価格差が回復しない「ぶどう」について、産地の競争力強化を図る必要
 - さやいんげん（出荷量▲26%）【H22とR4比較】
 - アスパラガス（出荷量▲24%）
 - ぶどう（長野県との価格差▲59円/kg→▲505円/kg）

【対策の方針】

- 主要品目
 - 施設化や機械導入等を支援することで、長期安定出荷や高品質化を図る。
- さやいんげん
 - 施設、機械導入による長期安定出荷を図る。
- アスパラガス
 - 施設や自動灌水同時施肥装置等の導入を推進し、長期二期穫り栽培の作付割合を高め、長期安定出荷を図る。
- ぶどう
 - 市場性の高い品種への転換と併せ根圏制御栽培等の導入により早期成園化・早期出荷を図る。

R7予算要求：風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業

支援メニューについてはR6年度と同様とし、大規模化を目指す経営体への支援強化や新技術の実証・導入を図り、競争力の高い産地を育成する

事業実施主体：

- (1)の取組 福島県
- (2)の取組 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等

事業期間：R3年度からR7年度の5年間

事業目標：県主要園芸品目の販売金額の向上

事業内容：

① 競争力強化県推進事業

園芸産地における生産力強化に向けた課題解決のため、研修会の開催や調査分析等を実施

② 生産対策強化支援事業 <定額、1/2以内>

作付実証や土壌分析等の風評払拭に向けた取組、地域性のある品種や栽培方法等に特色のある創意工夫を凝らした取組、安定的に高品質な農産物を定量供給するための園芸施設や機械導入等の生産体制強化に向けた取組等を支援

190

ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業（継続）

1 目 的

地域ぐるみでのモモせん孔細菌病対策の取組を活性化させるとともに、品種構成を改善することにより長期安定出荷を実現し、風評に打ち勝つ本県もも産地の復興を図る。

2 事業内容

- (1) ふくしまのもも担い手ステップアップ事業
 - ア 共同防除組織等の担い手確保・育成
共同防除組織等が行う新たなオペレーターを確保するために必要な経費を支援する。
 - イ 地域ぐるみの春型枝病斑等の除去実践
共同防除組織等の合意に基づき新たな雇用を活用して春型枝病斑等の除去に必要な経費を支援する。
 - ウ 共同薬剤防除の高度化
共同防除組織等が行う薬剤防除の効率化のために必要な機械・施設の導入にかかる経費を支援する。
- (2) ふくしまのもも産地再生支援対策事業
 - ア 防風施設等の導入
地域ぐるみで計画的に整備する防風設備等の導入に要する経費を支援する。
 - イ 品種構成の改善
「あかつき」以外の品種への新植・改植のために必要な経費を支援する。

3 事業主体 市町村、農業協同組合、農業者が組織する団体等

4 事業費 9,691千円（国 9,691千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率 (1) のア 定額（1,500円/時間）、イ 定額（20千円/10a）、ウ 1/2以内
(2) のア 5/6以内、イ 定額

191

6 事業期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業
(福島県農林水産業復興創生事業交付金)

令和7年度予算額
9,691千円

1 本県産ももの販売実績

8月の福島県産ももの平均単価は震災後大きく下落。徐々に回復するも主産県との価格差及び全国平均との差は広がったまま。

表 東京都中央卸売市場におけるももの平均単価 (各7-9月平均)
(円/kg)

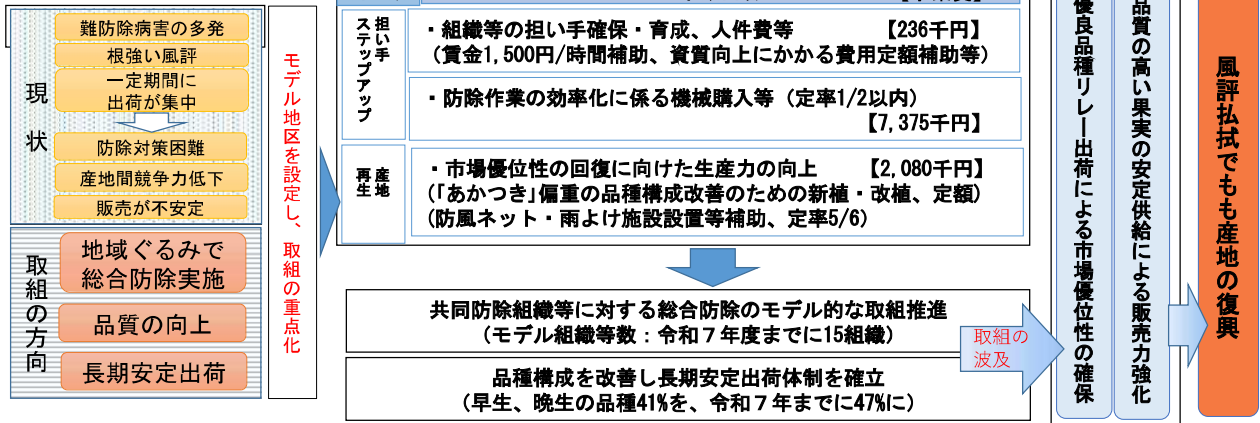
県名	H 2 2	H 2 3	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
福島県	438	222	491	502	621	645	614	627
山梨県	489	509	694	711	765	780	844	829
全国平均	466	388	598	597	706	711	703	720
価格差	△28~ △51円	△166~ △287円	△107~ △203円	△95~ △209円	△85~ △144円	△66~ △135円	△89~ △230円	△93~ △202円

東日本大震災と原子力災害に端を発した風評の拡大

2 風評払拭のための取組

- 価格が回復していないため、引き続き機会を捉え販売促進
- 地域ぐるみで総合防除対策を実施し、難防除病害虫であるモモせん孔細菌病等の果実被害抑制
- 雨よけ施設等の施設導入により高品質な果実の安定供給
- 県オリジナル品種等優良品種の導入により品種分散を進め、長期安定出荷の促進

3 課題と解決方法



193

新基本計画実装・農業構造転換支援事業 (強い農業づくり整備事業) (継続)

1 目的

地域農業を支える老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援する。

2 事業内容

共同利用施設の再編集約・合理化

複数の既存施設の再編や一つの既存施設について機能の向上を図るなど、施設に係る管理・運営・利用等を効率化するために必要な改修や解体撤去等に係る経費を支援する。

3 事業主体 市町村、農業団体、民間事業者等

4 事業費 762,128千円(国 762,128千円、県 一千円、その他 一千円)
 (令和7年度 当初 0千円
 令和6年度 2月補正 762,128千円)

5 補助率 1/2以内等

6 事業期間 令和6年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

新基本計画実装・農業構造転換支援事業

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

<事業目標>

共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を拡大

<事業の内容>

1. 共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。

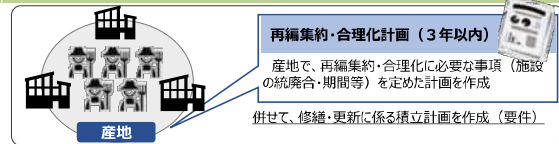
2. 再編集約・合理化のさらなる加速化

1の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

<事業の流れ>

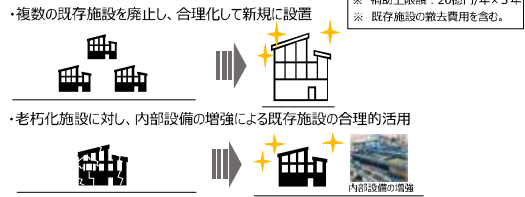


<事業イメージ>



同計画に基づく取組の支援、更なる加速化

<再編集約・合理化のイメージ>



農業の構造転換を実現

195

産地生産基盤パワーアップ事業(強い農業づくり整備事業) (継続)

1 目的

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地の農業者等に対し、実現に必要な生産資材及び農業機械のリース導入並びに集出荷施設等の施設整備に要する経費等を支援する。

2 事業内容

- (1) 生産支援事業
コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得、パイプハウス等の高付加価値化に必要な生産資材の導入等を支援する。
- (2) 整備事業
乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備を支援する。
- (2) 効果増進事業
事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費を支援する。

3 事業主体 市町村、農業者、農業団体、民間事業者等

4 事業費 744,509千円(国 729,498千円、県 11千円、その他 15,000千円)

5 補助率 1/2以内等

6 事業期間 平成28年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

196

産地生産基盤パワーアップ事業

<対策のポイント>
 収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>	<事業イメージ>				
<p>1. 新市場獲得対策</p> <p>① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化 新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。</p> <p>② 園芸作物等の先導的取組支援 園芸作物等について、需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。</p> <p>2. 収益性向上対策 収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等を支援します。</p> <p>3. 生産基盤強化対策</p> <p>① 生産基盤の強化・継承 農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します。</p> <p>② 全国的な土づくりの展開 全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組を支援します。</p> <p><事業の流れ></p> <p>※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援</p> <p>○新基本計画実装・農業構造転換支援事業 老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。</p>	<p style="text-align: center; background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px;">農業の国際競争力の強化</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="background-color: #00bcd4; color: white;">輸出等の新市場の獲得</th> <th style="background-color: #00897b; color: white;">産地の収益性の向上</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>新たな生産・供給体制</p> <p>拠点事業者の貯蔵・加工施設 供給調整・流通効率化に向けた施設・機械 果樹・茶の改修や省力樹形導入</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>収益力強化への計画的な取組</p> <p>農業機械のリース導入・取得 ヒートポンプ等のリース導入・取得 生産資材の導入 特別種の設定 スワート農業推進種 施設園芸エフェクター転換種 持続的増産確立種 土地利用型作物種子枠 推進種の設定 ・中山間地域の体制整備</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center; background-color: #ffc107; padding: 5px;">生産基盤の強化</p> <p>継承ハウス、園地の再整備・改修 堆肥等を活用した土づくり</p>	輸出等の新市場の獲得	産地の収益性の向上	<p>新たな生産・供給体制</p> <p>拠点事業者の貯蔵・加工施設 供給調整・流通効率化に向けた施設・機械 果樹・茶の改修や省力樹形導入</p>	<p>収益力強化への計画的な取組</p> <p>農業機械のリース導入・取得 ヒートポンプ等のリース導入・取得 生産資材の導入 特別種の設定 スワート農業推進種 施設園芸エフェクター転換種 持続的増産確立種 土地利用型作物種子枠 推進種の設定 ・中山間地域の体制整備</p>
輸出等の新市場の獲得	産地の収益性の向上				
<p>新たな生産・供給体制</p> <p>拠点事業者の貯蔵・加工施設 供給調整・流通効率化に向けた施設・機械 果樹・茶の改修や省力樹形導入</p>	<p>収益力強化への計画的な取組</p> <p>農業機械のリース導入・取得 ヒートポンプ等のリース導入・取得 生産資材の導入 特別種の設定 スワート農業推進種 施設園芸エフェクター転換種 持続的増産確立種 土地利用型作物種子枠 推進種の設定 ・中山間地域の体制整備</p>				

園芸産地における事業継続強化対策（強い農業づくり整備事業）（継続）

1 目的

自然災害に予め備え、災害に強い産地を形成するため複数農業者による共同の事業継続計画（BCP）を策定し、計画に基づく事業の継続や非常時の早期復旧に必要な体制整備、BCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強等の非常時の復旧に必要な取組みを支援する。

2 事業内容

- (1) 事業継続計画の検討及び策定、非常時協力体制の整備
 事業継続計画策定、非常時協力体制整備に向けた検討会等の開催等を支援する。
- (2) 事業継続計画の実践
 - ア 自力施工等の技能習得、災害復旧実証
 ハウスの自力施工研修等の技能習得、自力施工体制活用等による災害復旧の取組実証を支援する。
 - イ 既存ハウスの補強等の被害防止対策
 既存ハウスの補強、防風ネット・融雪装置の導入、共同利用非常用電源の導入等を支援する。

3 事業主体 市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等

4 事業費 4,000千円(国 4,000千円、県 一千円、その他 一千円)

5 補助率 (1)及び(2)ア：定額、(2)イ：1/2以内

6 事業期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

園芸産地における事業継続強化対策

<対策のポイント>

自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた**複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援**します。また、**BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な取組を支援**します。

<事業目標>

全国の非常時の備えが必要な施設園芸等の産地において、BCPの策定とBCPに基づく対策を実施し、非常時の対応能力を向上〔令和7年度まで〕

<事業の内容>	<事業イメージ>
<p>産地の生産部会等の単位で複数農業者による共同の事業継続計画（BCP）を策定し、計画に基づく事業の継続や非常時の早期復旧に必要な体制整備、BCPの実践に必要な技能習得、災害復旧の取組実証、ハウスの補強等の被害防止対策に資する取組を支援します。</p> <p>1. 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定等</p> <p>① 事業継続計画の検討、策定 ② 非常時の協力体制の構築</p> <p>2. 園芸産地における事業継続計画の実践</p> <p>① 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証</p> <p>ア 災害に備えた自力施工技能習得、復旧体制の整備</p> <p>② 既存ハウスの補強等の被害防止対策</p> <p>ア 災害に備えたハウスの補強、防風ネットの設置 イ 停電時の被害防止に必要な非常用電源や大雪によるハウス倒壊を防ぐ融雪装置等の導入</p>	<p>台風・大雪等の自然災害によって通常の農業生産が困難になるおそれ</p> <p>→ 業務継続のため、地域の関係者が連携する体制を整備しておくことが重要 → 産地での事業継続計画の策定と実践を加速化</p> <p>【支援内容】</p> <p>○産地単位や法人グループ単位で事業継続計画（BCP）を検討・策定、非常時の協力体制の構築</p> <p>○自力施工等の技能習得、災害復旧の実証</p> <p>○補強等の被害防止対策への取組</p> <p>ハウス自力施工研修 など技能習得 自力施工体制の活用等による災害復旧の取組実証</p> <p>事業継続計画（BCP） 非常時の協力体制の構築</p> <p>ハウスの補強 防風ネットの設置</p> <p>非常用電源の共同利用</p> <p>降雪や浸水被害等の自然災害への被害防止対策に資する資材等の導入も可</p>
<p><事業の流れ></p> <p>国（定額） → 都道府県（定額、1/2） → 市町村、農業者の組織する団体等（1、2の事業）</p>	

199

産地生産力強化総合対策事業（継続）

1 目的

震災前よりもさらなる産地の生産力強化を図るため、園芸振興推進体制の構築や県オリジナル品種の導入、各種作物の産地規模の拡大、省力・低コスト化、高品質化のための機械・施設の導入など、生産の拡大に直結する取組を支援する。

2 事業内容

- (1) 産地育成推進事業
関係機関・団体が一体となって園芸振興に取り組む推進体制を構築するとともに、県オリジナル品種の普及を強力に進める。
- (2) 産地育成整備事業
ア 園芸作物支援対策
産地規模の拡大、省力化、品質向上のための初期生産資材、農業機械、高品質安定生産装置等の導入、水源確保等を支援する。
イ 土地利用型作物支援対策
飼料作物及び主要農作物種子の生産について、低コスト化、高品質化及び生産拡大に必要な機械・機器等の導入を支援する。

3 事業主体

- (1) 県
- (2) 市町村、農業協同組合、営農集団、農業法人等

4 事業費

43,541千円（国 一千円、県 43,541千円、その他 一千円）

5 補助率

(2) 1/3以内、4/10以内、1/2以内、定額

6 事業期間

令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

事業概要

震災前よりもさらなる産地の生産力強化を図るため、**県オリジナル品種の導入、規模拡大、省力低コスト化、高品質化のための機械・施設の導入**など、生産の拡大に直結する取組を支援する。

事業内容

1 産地育成推進事業

県が主体となって、関係機関・団体との連携により園芸振興に取り組む推進体制の構築や県オリジナル品種の普及推進に向けて、地域の会議及び地方別研修会等を開催する。

2 産地育成準備事業

○ 対象品目：果樹、野菜、花き ※((1)~(3)共通)

(1) 新規園芸品目導入支援事業

- ア 事業主体：市町村、農業公社、JA、地域農業再生協議会、営農集団、農業法人 等（市町村、農業公社、地域農業再生協議会の場合は受益農家1戸以上、農業法人、営農集団の場合は受益農家3戸以上）
- イ 補助対象：新たな園芸品目の導入に必要な初期生産資材（野菜及び花きの新規栽培者のみを対象とする）、農業機械、高品質安定生産装置、施設及び付帯設備等
- ウ 補助率：4/10以内（新規栽培者）
ただし、水稲からの転換又は水稲との複合経営として新たに園芸品目導入の場合は、補助率1/2以内
野菜、花きの永年性作物を新規導入する場合の初期生産資材は定額、新規栽培者以外は1/3以内

(2) 省力化支援事業

- ア 事業主体：市町村、JA、営農集団、農業法人 等（受益農家3戸以上）
- イ 補助対象：省力化のための農業機械（育苗・移植用機械、防除用機械、栽培管理用機械、収穫用機械、調製・出荷用機械）等
- ウ 補助率：1/3以内
ただし、基準年において契約出荷を行っている場合又は契約出荷を新たにを行う場合、導入機械の受益農地に水田が30a以上含まれる場合は、補助率4/10以内

(3) 生産力強化支援事業

- ア 事業主体：市町村、JA、営農集団、農業法人 等（受益農家3戸以上）
- イ 補助対象：優良種苗の導入、高品質安定生産装置、施設及び付帯設備、水源確保(井戸掘削) 等
- ウ 補助率：1/3以内

3 土地利用型作物支援対策

- 事業主体：市町村、農業公社、JA、営農集団、農業法人 等（受益農家3戸以上） ※((1)~(2)共通)
- 補助率：1/3以内 ※((1)~(3)共通)

(1) 産地拡大支援事業

- ア 対象品目：大豆、麦類、そば 等
- イ 補助対象：規模拡大のための省力機械（排水対策用機械、栽培管理用機械、収穫機械）、乾燥調製・出荷用機械等

(2) 飼料作物支援事業

- ア 対象品目：飼料作物
- イ 補助対象：栽培管理用機械・播種機械、収穫・調製用機械、運搬・保管用機械 等

(3) 主要農作物種子支援事業

- ア 事業主体：JA、種子生産を行う農業法人、種子生産を行う営農集団 等
- イ 対象品目：主要農作物（水稲・麦類・大豆）種子
- ウ 補助対象：種子生産に必要な機械（種子用コンバイン、乾燥機、選別機等の調製機器等）等

事業効果

○ 園芸産地及び土地利用型作物の生産力の強化

○ 担い手の確保・育成
新規栽培者の確保・定着

- ・ 水稲農家の園芸品目導入
- ・ 新規就農者を確保
- ・ 永年性作物の新規導入促進

○ 労力不足の解消
省力化技術の導入

- ・ 土地利用型野菜の作付の推進
- ・ 契約野菜の取組促進
- ・ 農業法人の規模拡大促進
- ・ 土地利用型作物の生産の効率化及び地域の担い手確保・規模拡大を促進

○ 出荷量・産出額の向上
単収・単価の向上

- ・ 出荷期間の長期化
- ・ 生産の高度化

次世代型ふくしまの畜産推進事業（一部新規）

1 目的

福島県の和牛の頭数は、原子力災害に伴い多くが失われ全国と比較して減少したほか、福島県産和牛の枝肉価格は、風評により全国と比較して1割程度安値で取引され、ブランド力が回復していない。また、飼料価格高騰等の影響で、畜産農家の経営が厳しい状況にあるため、ゲノミック評価やA I肉質評価システムなどの新技術の活用や研修会開催の支援によりブランド力強化と生産基盤の強化を図る。

2 事業内容

(1) 次世代酪農家育成・乳量UPチャレンジ事業

若手酪農家らが実施する、飼養技術や経営管理能力の向上のための研修の開催を支援する。

(2) 「福島牛」次世代型技術実証事業

震災以降、福島県が研究開発してきた国内最先端の畜産技術を総動員し、「福島牛」のブランド力や生産力の強化を図る。

ア ゲノミック評価とA I肉質評価による肥育技術実証

県内子牛市場からの優良肥育素牛導入を支援するとともに、先端技術であるゲノミック評価とA I肉質評価システムを組み合わせることにより、評価結果に応じた適切な時期での出荷を促進し、もうかる農林水産業の実現を目指す。

イ 未来の肉用牛飼養管理実証

子牛相場の変動に経営を左右されない肉用牛一貫生産農家への移行を推進するため、繁殖雌牛を増頭する肥育農家を支援する。また、短期肥育技術の定着に向けた実証を継続するとともに県有種雄牛の早期デビューに向けた実証に協力する農家を支援する。

ウ 新たなゲノミック評価値を用いた「福島牛」改良

ゲノミック評価の活用による優秀な種雄牛造成と県内繁殖雌牛群の改良を継続するとともに、消費者ニーズを踏まえ、ゲノミック評価に食味に関する評価項目を加え、他県銘柄牛との差別化を図る。

3 事業主体

- (1) 福島県酪農青年研究連盟、
- (2) ア 全国農業協同組合連合会福島県本部、(一社)福島県配合飼料価格安定基金協会、
- (2) イ 市町村、全国農業協同組合連合会福島県本部
- (2) ウ 県

- 4 事業費 226,405千円(国 167,542千円、県 19,716千円、その他 39,147千円)
- 5 補助率 (1) 定額
(2) ア、(2) イ 定額
- 6 事業期間 令和6年度～令和8年度
- 【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7365】

203

飼料価格高騰対策事業（一部新規）

1 目的

飼料価格の高止まりの影響で生産コストは大幅に増加している一方で、生産物への価格転嫁は十分ではないため、畜産経営は厳しい状況にある。このため、経営を継続できるよう、飼料価格上昇分に対する補助を実施するとともに、将来的には、飼料価格が高止まりする中でも、飼料価格上昇分の一部補助を受けずに畜産経営が継続できるよう、特に経営が厳しい畜種において、経営体質の強化を図る。

2 事業内容

- (1) 畜産配合飼料価格高騰対策事業
配合飼料価格上昇分の一部を支援するほか、子牛価格の下落により、特に厳しい経営状況にある和牛繁殖農家に対し、繁殖雌牛増頭による規模拡大支援を実施し、畜産経営の安定化に取り組む。
- (2) 酪農飼料価格高騰対策事業
輸入粗飼料価格上昇分の一部を支援するほか、牛群検定の普及・活用による所得向上支援を実施し、酪農経営の安定化に取り組む。

3 事業主体 (一社) 福島県配合飼料価格安定基金協会、福島県酪農業協同組合、全国農業協同組合連合会福島県本部 等

4 事業費 1,253,148千円(国 一千円、県 1,253,148千円、その他 一千円)

(令和7年度	当初	931,231千円)
	令和6年度	繰越	321,917千円	

5 補助率 (1) 定額(補助単価上限2,000円/t～下限400円/t以内、150千円/頭)
(2) 定額(2,000円/t以内、3/4以内)

6 事業期間 令和4年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7364】

204

飼料価格高騰対策事業

【現状と課題】							
○飼料価格の動向		(千円/t)			○生産物価格の動向		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年直近	農家	生産物	物価指数 (R6.8)
配合飼料	80	98	98	97 (R6. 9)	和牛繁殖農家	和牛 (去勢) 子牛	78
輸入粗飼料	70	89	91	90 (R6. 12)	酪農家	生乳	117
→飼料価格に大きく影響する為替相場は令和3年時点と比較して円安傾向にあることから、今後も高止まりする見通し。					※令和2年を100としている。 ※飼料費の物価指数は143である。		
○畜産農家の経営状況							
<ul style="list-style-type: none"> ・飼料費が畜産経営コストに占める割合は38%~67%と高く、飼料価格が経営に大きく影響する。 ・飼料価格高止まりに伴う飼料費の増加により、生産コストは大幅に増加している。 ・一方で、生産物への価格転嫁は十分ではないため、畜産経営は厳しい状況が継続している。 							
【本事業の方向性】							
<ul style="list-style-type: none"> ○飼料価格上昇分に対する補助については、単価上限は下げつつも支援を継続する。 ○将来的には、飼料価格が高止まりする中でも、飼料価格上昇分の一部補助を受けずに畜産経営が継続できるように、特に経営が厳しい畜種において、経営体質の強化を図る。 							
【事業内容】							
(1) 畜産配合飼料価格高騰対策事業				(2) 酪農飼料価格高騰対策事業			
配合飼料価格上昇分の一部を支援するほか、子牛価格の下落により、特に厳しい経営状況にある和牛繁殖農家に対し、繁殖雌牛増頭による規模拡大支援を実施し、畜産経営の安定化に取り組む。				輸入粗飼料価格上昇分の一部を支援するほか、牛群検定の普及・活用による所得向上支援を実施し、酪農経営の安定化に取り組む。			
○ 取組内容				○ 取組内容			
ア 配合飼料価格上昇分の一部補助 722,613千円 (補助上限単価 2,000円/t~下限単価 400円/t)				ア 輸入粗飼料価格上昇分の一部補助 37,056千円 (補助上限単価 2,000円/t)			
イ 和牛繁殖経営における増頭補助 15,000千円 (補助単価 15万円/頭)				イ 牛群検定の普及・活用による所得向上支援 156,562千円			
○ 合計所要額 737,613千円(付帯事務費含む)				① 必要な機器導入経費 ② 検定情報に基づく飼養管理改善経費 ③ 普及拡大に要する経費(研修会開催経費)			
				○ 補助率: 3/4以内①②、定額③			
				○ 合計所要額 193,618千円(付帯事務費含む)			
				※ 牛群検定とは、乳量や乳成分等のデータを収集・分析し、飼養管理改善や乳牛改良を進め、経営改善を図る手法。			

205

ふくしまならではの自給飼料増産推進事業 (継続)

1 目的

近年、輸入飼料価格が高騰する中、震災後、飼料作物作付面積が減少した本県において、大規模牧場の建設などにより、乳牛や肉用牛の増頭が見込まれており、自給飼料生産の重要性が増している。子実用とうもろこしの作付モデルや効率的草地管理の実証、牧草・青刈りとうもろこしの作付面積拡大への助成により、畜産経営における自給飼料の利用を高め、畜産物生産量の向上に資する。

2 事業内容

(1) 自給飼料増産モデル構築事業

ア 子実用とうもろこしのモデル栽培実証

飼料価格高騰により注目されている「子実用とうもろこし」のモデル栽培実証ほを設置し、研究会を開催することにより作付けを推進する。(県内1ヶ所)

イ 子実用とうもろこしの給与実証

肉用繁殖雌牛等への効果的な給与方法を実証し、県内での子実用とうもろこしの利用を推進する。

ウ 効率的草地管理の実証

高冷地に適した牧草(チモシー等)の作付実証や品種を組み合わせた草地管理、効率的な施肥管理を実証し、県内公共牧場等へ技術移転することにより飼料増産を推進する。

(2) 作付面積拡大支援事業

ア 面積拡大支援

畑地において前年に比較して牧草・飼料作物の作付面積を拡大した生産者に奨励金を交付する取り組みを支援する。

イ 子実用とうもろこし生産機械導入支援

子実用とうもろこしの生産のための機械導入を支援する。

3 事業主体

(1) 県

(2) ア 全国農業協同組合連合会福島県本部、福島県酪農農業協同組合、市町村

(2) イ 飼料生産組織等

206

4 事業費 33,428千円(国 一千万円、県 334,428千円、その他 一千万円)

5 補助率 (2)ア 定額
(2)イ 1/2以内

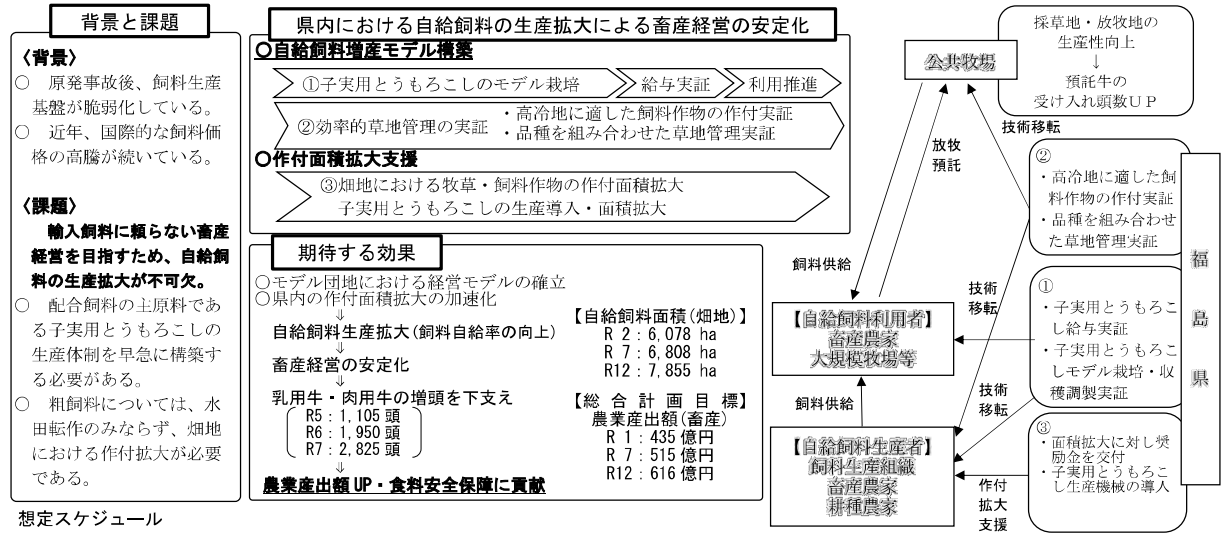
6 事業期間 令和5年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7364】

ふくしまならではの自給飼料増産推進事業

R7当初予算 33,428千円

原子力災害により本県の飼料生産基盤が脆弱化していることに加え、昨今の国際的な飼料価格の高騰により畜産農家の経営状況が逼迫していることから、飼料生産基盤の回復・自給飼料の生産拡大により、輸入飼料に頼らない安定的な畜産経営の実現を図る。



想定スケジュール

概要(内容)	実施主体	R5	R6	R7
自給飼料増産モデル構築	農林事務所 畜産研究所	子実用とうもろこしのモデル栽培実証		
		子実用とうもろこしの給与実証		
		子実用とうもろこしの利用促進		
		効率的草地管理の実証	現地実証	
作付面積拡大支援	飼料生産組織、畜産農家、耕種農家	畑地における牧草・飼料作物の作付面積拡大		
		子実用とうもろこし 生産機械導入・面積拡大		

ふくしまの畜産復興対策事業（継続）

1 目的

東日本大震災及び原子力災害の影響により大きな被害を受けた本県畜産業の復興を図るため、生産、風評払拭及び経営安定の対策を一体的に支援する。

2 事業内容

- (1) 中核酪農家生産基盤強化事業
生乳生産基盤強化のため、中核酪農家が乳用初妊牛導入により生乳生産量を増加させる取組に対し支援するとともに、県内の酪農家に対して性選別受精卵、遺伝子評価等を利用した高能力乳用雌牛への転換を図る取組を支援する。
- (2) うまい！「福島県産牛」生産・販売力強化対策事業
福島県産牛の生産基盤を回復させるため、付加価値の高い牛和牛肉のブランド化と販売拡大を推進し生産基盤の強化を図る。

- 3 事業主体 (1) 福島県酪農業協同組合、全国農業協同組合連合会福島県本部等
(2) 県

4 事業費 100,587千円(国 100,587千円、県 一千円、その他 一千円)

5 補助率 (1) 定額

6 事業期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7365】

209

中核酪農家生産基盤強化事業 令和7年度予算額 65,528千円

【現状・課題】

○ 当県では、原子力災害の影響により、**生乳生産量が著しく減少**。

【要因】

①乳牛の飼養頭数の減少

②酪農家戸数の減少

③経産牛1頭あたり乳量が減少

○ 乳牛の飼養頭数、酪農家戸数は、都府県と比較して**減少率が大きい**。

○ 経産牛1頭当たりの乳量が、都府県では増加している一方で、優良な乳用牛を喪失したことによる改良の遅れで当県では減少している（**生乳生産効率の悪化**）。

【事業内容】

1. 中核酪農家を対象とした初妊牛導入による増頭支援
中核酪農経営体が乳用初妊牛導入により生乳生産量を増加させる取組を支援
・増頭奨励金 乳牛1頭当たりの補助 @275,000円/頭×150頭

2. 乳牛改良基盤の再構築支援
受精卵移植、遺伝子評価等を活用した高能力牛への転換推進の支援(1/2補助、下記単価は上限)
性選別受精卵 @130,000円×140頭、性選別精液(性選別受精卵用)@9,000円×70頭、遺伝子評価@5,000円×850頭

【事業効果】

①県内の飼養頭数増加

+

②1頭あたりの生産能力向上

生乳生産量の回復

		R5	R6	R7	R8	R9
生乳生産量 (t)		60,773	63,943	70,413	73,713	79,513
事業効果等	導入(累計)					
	頭数(頭)	137	287	437	837	1,587
	効果(t)					
		1,370	2,870	4,370	8,370	
性判別受精卵等(累計)	産子数(頭)					
	効果(t)	1,800	3,600	5,400	7,200	

210

<現状・背景>

原子力災害事故に伴う多くの畜産農家の離農、風評による枝肉価格の下落等の影響により減少した本県肉用牛生産基盤を回復させるために、地域資源を飼料に活用した付加価値の高い牛肉の販売拡大を推進することで、ブランド力の回復と生産基盤の強化を図る必要がある。

<事業のポイント>

うまい！福島牛をアピールするため、新たなブランドである福島牛「福柏花」のブランド化を推進する。

<事業の内容>

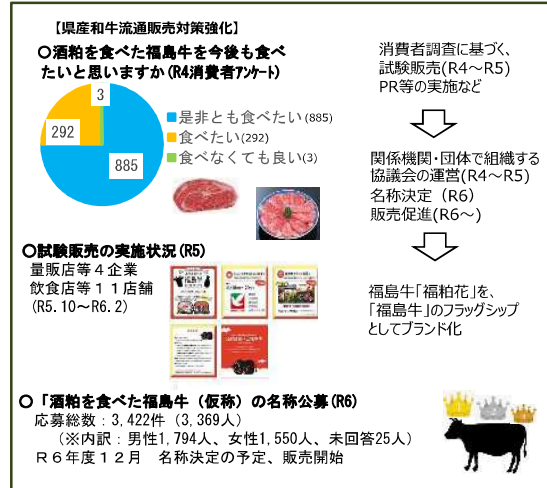
福島県産牛の生産・販売力を強化するため、9回連続で日本一の評価を受けた、本県産日本酒の酒粕を飼料原料の一部として活用した福島牛「福柏花」について、新たな特色ある和牛肉のブランド化を推進するため、関係機関・団体で組織する協議会を運営し、販売促進やPR、新たな販売棚の確保等に取り組む（PR事業の一部は民間に委託する）。



<事業イメージ>

福島県産和牛生産販売力強化対策事業

魅力的で新しい販売戦略に対応できる美味しい福島牛



211

ふくしまプライド。優良和牛育成支援事業（新規）

1 目的

震災後、風評等の影響で、市場価格の低迷や生産基盤の減少などの課題をかかえる中、各道府県が和牛の能力・品質等を競う「全国和牛能力共進会（以下「全共」という。）」において優秀な成績を収め、本県の育種改良の成果や肥育技術の高さを全国へPRすることで、福島県産牛の市場評価の向上、震災によって縮小した生産基盤の回復と風評払拭を図る。

2 事業内容

(1) ふくしまプライド。優良和牛育成支援事業

全共への出品に当たっては、出品候補牛の生産から育成・調教等の飼養管理、会場での出品展示まで、複数年にわたり様々な取組を進めていく必要がある。令和7年度については、優秀な出品候補牛を生産するための取組を支援する。

- 3 事業主体 全国農業協同組合連合会福島県本部
- 4 事業費 5,160千円 (国 一千円、県 一千円、その他 5,160千円)
- 5 補助率 定額
- 6 事業期間 令和7年度～令和9年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7365】

ふくしまプライド。優良和牛育成支援事業



事業概要

本県の肉用牛は、東日本大震災及び原子力災害の影響を受け、風評による牛肉の価格差に加え、生産者の激減や飼養頭数の回復が遅れているなどの状況が続いている。

そのような中、各道府県が和牛の能力・品質等を競う「全国和牛能力共進会」において、優秀な成績を収め「種牛の部」では本県の育種改良の成果、「肉牛の部」では肥育技術の高さを全国にPRすることで、福島県産牛の市場評価の向上と風評払拭を目指す。共進会への出品に当たっては、要件を満たすための交配、飼養管理など、生産者の手間や経費等の負担が発生するため、円滑な出品牛整備に向けて支援する。

全国和牛能力共進会

5年ごとに開催「和牛のオリンピック」

主に「種牛の部」と「肉牛の部」に分かれ、出品牛の審査（体型や肉質等）を通して、各道府県が肉用牛の改良成果を競い合う。

○主催 公益社団法人全国和牛登録協会 ○会期 令和9年8月26日（木）～令和9年8月30日（月）
○会場 北海道音更町 他 ○出品頭数 出品頭数438頭 41道府県参加（令和4年・第12回大会）

種牛の部

◆概要

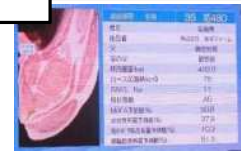
計画的に交配された繁殖雄牛を単品又は群で出品し、生産性や遺伝的能力を外貌（発育、体型等）審査によって競う。



肉牛の部

◆概要

肥育牛を単品又は3頭1群で通常よりも約6ヶ月短い肥育期間により出品し、重量や肉質、オレイン酸の含有量等によって競う。



事業内容

全共の出品に当たっては、出品候補牛の生産から育成・調教等の飼養管理、会場での出品展示まで、複数年にわたり様々な取組を進めていく必要がある。令和7年度については、上位入賞を目指すための基本となる、優秀な出品候補牛を生産するための取組を支援する。

優秀な繁殖雌牛に、協議会が指定する「陸福久」、「麓山白濱」、「姫白鵬72の3」、「福弥生」を交配し、受胎を確認した農家に対して補助する。
事業費：5,160千円

期待される効果

- 本大会で福島県が上位入賞し、本県の和牛の改良成果を全国にPRすることで市場価値が高まり、福島県産牛肉の取引価格が向上する。
- 出品経験者から若手農家まで多くの生産者が出品に取り組むことで、和牛生産に関わる技術が継承され、県内和牛農家の生産技術が向上する。

213

栽培漁業振興対策事業（継続）

1 目的

東日本大震災で種苗生産が困難となったアワビ及びヒラメの種苗放流を継続し、資源を維持することが漁業地域の復興に重要であることから、種苗生産体制の構築の取組を支援する。

2 事業内容

(1) 種苗放流支援事業

平成30年度に供用が開始された水産資源研究所において、本県沿岸に放流するためのアワビ及びヒラメの種苗生産を委託する。

3 事業主体 県

4 事業費 233,816千円（国 155,877千円、県 77,939千円、その他 一千円）

5 補助率 ー

6 事業期間 平成30年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7376】

栽培漁業振興対策事業

- 東日本大震災で種苗生産が困難となったアワビ及びヒラメの種苗放流を継続し、資源を維持することが漁業地域の復興に重要であることから、種苗生産体制の構築の取組を支援する。

種苗放流支援事業（生産委託）

水産資源研究所種苗研究・生産施設におけるアワビ及びヒラメの種苗生産

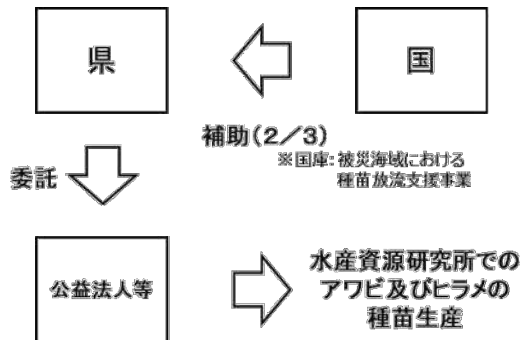


図 ヒラメ種苗放流の様子

- 令和7年度放流予定数
- アワビ種苗: 15万個
 - ヒラメ種苗: 100万尾

215

さけ資源増殖事業（継続）

1 目的

県内におけるさけ種苗放流尾数が未だ震災前の規模まで回復しない中、近年の気象災害や回帰数の減少など、依然として厳しい状況にさらされているさけ資源増殖事業実施団体に対して支援を行う。

2 事業内容

- (1) さけ資源保護増殖事業
さけ資源の維持を図るために、回帰率の高い大型の稚魚を放流する鮭増殖団体を支援する。

- 3 事業主体 福島県鮭増殖協会
- 4 事業費 24,337千円（国 24,337千円、県 一千円、その他 一千円）
- 5 補助率 2/3以内
- 6 事業期間 昭和54年度～令和7年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7376】

216

さけ資源増殖事業

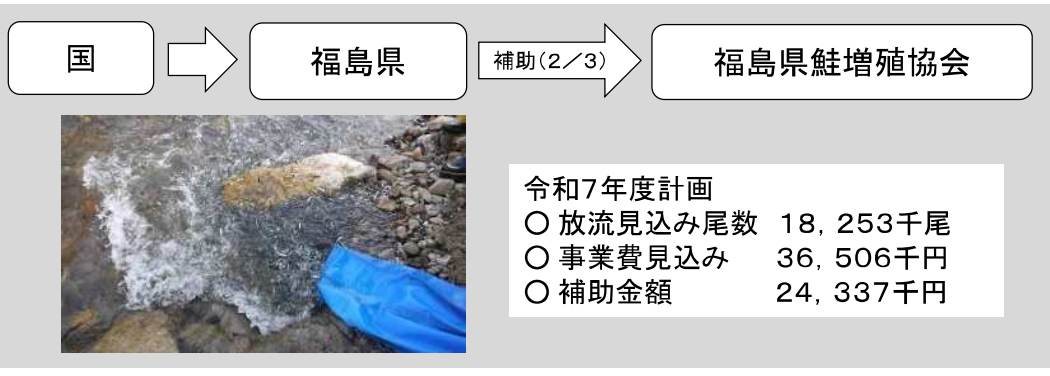
○ 東日本大震災によりさけふ化場が被災し、放流尾数が震災前の水準まで回復していない。さけ資源造成を図るため、回帰率の高い大型種苗の放流を行い増殖事業を継続する団体を支援する。

事業内容

さけ増殖団体が実施する放流取組を支援

福島県鮭増殖協会が実施する、回帰率が高い大型種苗を購入・放流する取組みを支援

(国庫：被災海域における種苗放流支援事業、補助率：2/3 以内)



217

ふくしまの元気を創る地域産業6次化推進事業（継続）

1 目的

農林漁業者等の所得向上と地域産業の振興を図るため、「第4期ふくしま地域産業6次化戦略」に基づき、地域産業6次化実践者の育成や売れる商品づくり、地域産業6次化のビジネスモデルを創出する取組を推進する。

2 事業内容

- (1) ふくしま6次化人材育成事業
6次化に意欲のある農林漁業者等を対象に、実践者やコーディネーターを育成するため「ふくしま6次化創業塾」を開講する。
- (2) ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業
6次化に関する農林漁業者等からの相談に応じて専門家派遣、経営改善、新商品開発等に係るソフト経費支援などを行う「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」を設置・運営する。
- (3) 地域産業6次化ステップアップ強化事業（売れる6次化商品実践事業（ハード事業））
県産農林水産物を活用した新商品を自ら生産開始又は生産拡大するために必要な加工機械等の整備に対して補助を行う。

3 事業主体 (1)、(2) 県
(3) 農林漁業者等

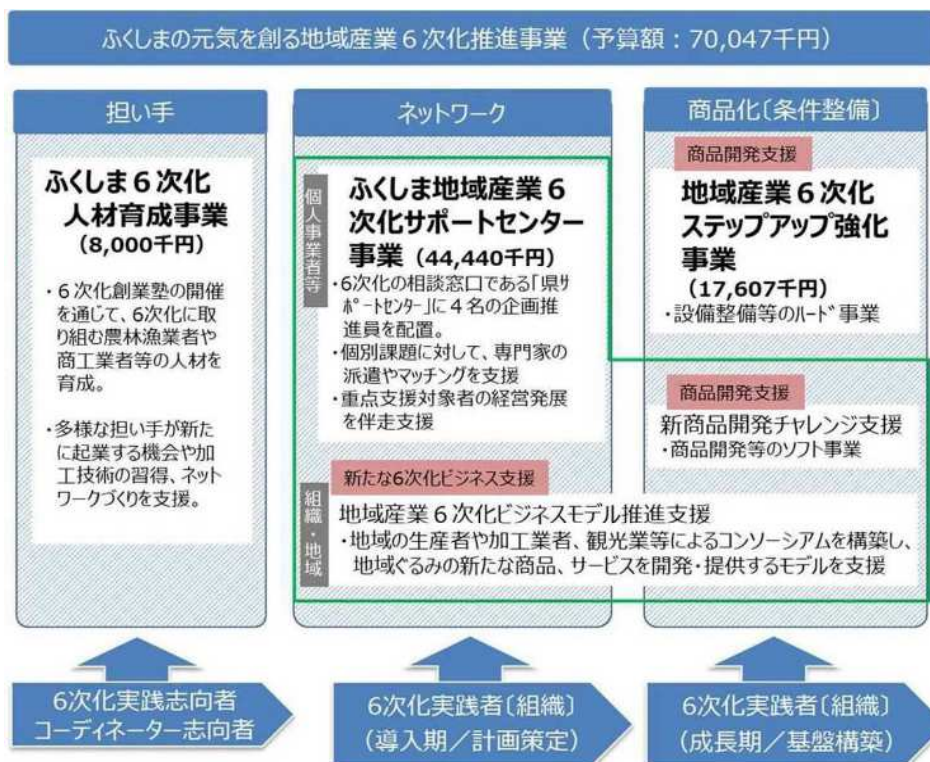
4 事業費 70,047千円(国 50,809千円、県 19,238千円、その他 一千円)

5 補助率 (3) 1/2以内

6 事業期間 令和3年度～令和7年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8041】

令和7年度地域産業6次化関連事業



219

ふくしま地域産業6次化新ビジネス推進事業（新規）

1 目的

多様な関係者の連携による地域資源を活用した新たな商品の開発や、6次産業化等に取り組む場合に必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備など、地域産業6次化を起点とした新たなビジネスの創出等を支援する。

2 事業内容

(1) ふくしま型食品企業等連携促進事業

食品企業等による持続的な食料システムの確立に向けて、地域の食品企業と農林漁業者を始めとする多様な関係者が参画する「地域連携推進事業コンソーシアム」を設置し、新しい商品の創出や食品企業等の協調による実証等の取組を支援する。

ア 地域連携推進支援コンソーシアム設置運営事業

県が地域連携推進事業コンソーシアムを設置し、食品企業・農林漁業者と関連業種等との連携や先端的な技術の活用などによる新しい商品を創出するための課題検討の場の設定、相談体制の整備等を行う。

イ 持続可能な新商品創出実証支援事業

地域の食品企業・農林漁業者と関連業種等とが連携・協調した持続可能な新しい商品の創出や、地域の食料システムの持続性向上に資する取組の実証を支援する。

(2) 地域資源活用価値創出整備事業

地域資源を活用し、農林漁村における農業者等の所得向上や雇用増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備を総合的かつ機動的に支援する。

3 事業主体

- (1) ア 県
- (1) イ 食品企業・農林漁業者等
- (2) 農林漁業者団体、中小企業者

4 事業費

30,000千円（国 30,000千円、県 一千円、その他 一千円）

5 補助率

- (1) イ 補助対象経費の定額、1/2以内
- (2) 3/10以内又は1/2以内

6 事業期間

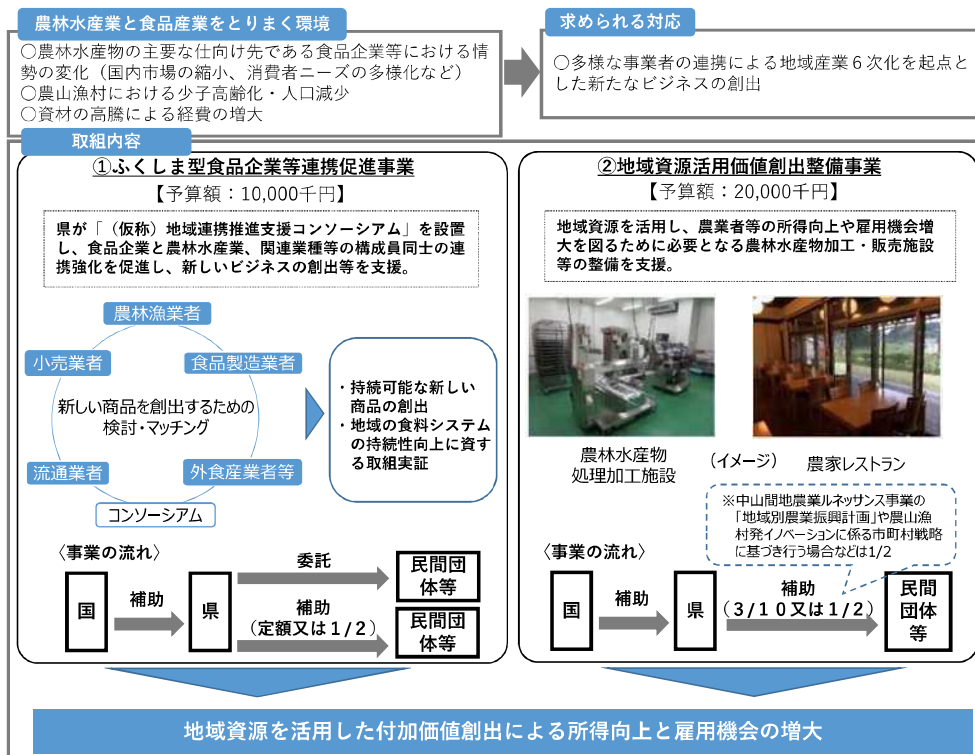
令和7年度～令和9年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8041】

令和7年度 ふくしま地域産業6次化新ビジネス推進事業

令和6年11月20日
農林企画課

【予算額：30,000千円】



221

鳥獣被害対策強化事業（一部新規）

1 目的

市町村等における効果的な鳥獣被害対策への取組及びイノシシ等有害捕獲の取組に対して支援・指導を行い、農作物等の被害防止を図る。また、鳥獣被害対策市町村専門職員の地域に根ざした被害防止活動、広域的な視点に立った長期的かつ効率的な鳥獣被害対策の展開を支援し、地域農業の振興を図る。

2 事業内容

(1) イノシシ等有害捕獲促進事業

ア 有害捕獲促進事業

イノシシやシカ、サル、クマの有害捕獲による捕獲経費の一部を助成し、捕獲活動の強化と促進により捕獲頭数の増加を図る。

イ 新技術を活用した有害捕獲促進事業

市町村専門職員を配置した市町村協議会等が行う新技術（ドローン）を活用した生息状況調査や巻き狩り捕獲のための調査、GISを活用した可視化等及び技術の定着に資する取組を支援し、捕獲頭数の更なる増加を図る。

ウ 有害捕獲を促進する被害防止施設等整備事業

市町村専門職員を配置した市町村協議会等が行う総合的な対策に取り組むための侵入防止柵の設置及び生息環境管理に要する経費を支援する。

(2) 鳥獣被害対策市町村専門職員育成支援事業

ア 候補者の確保・育成

野生鳥獣の生態等を学ぶなど専門性の高い学生等を対象に、市町村専門職員との現地体験交流等により、専門職員への関心を高めるとともに、県内外で就職相談会等を開催し、専門職員候補者の確保・育成を図る。

イ 広域的被害拡大防止体制整備

広域的な被害拡大防止のため、近隣市町村と連携しながら、地域に密着した対策を行う市町村専門職員の配置及び活動を支援する。

ウ 専門職員フォローアップ研修

222

(2) この事業を活用している市町村専門職員が、地域の被害把握や地区との合意形成手法など、地域に根ざした鳥獣被害対策に取り組む体制づくり構築のための個別研修を実施する。

エ 専門職員高度化研修

市町村専門職員の能力向上のため、被害の実態の把握及び地域の実情に応じた有効な対策の検討や対策技術の指導実践を行う集合研修を実施する。

(3) 鳥獣被害対策DX推進事業

GISを活用したデータ解析や現状分析を実施し、広域的な視点に立った地域の未来を見据えた効果的な鳥獣被害対策を立案できる手法を導入する。

- 3 事業主体 (1) ア、イ、ウ、(2) イ 市町村、協議会等
(2) ア、ウ、エ、(3) 県
- 4 事業費 98,205千円(国 11,271千円、県 11,624千円、その他 75,310千円)
- 5 補助率 (1) ア、イ、ウ、(2) イ 定額
- 6 事業期間 平成29年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

鳥獣被害対策強化事業の概要

現状・背景

- 鳥獣による農作物等被害額は高止まりの状況であり、地域農業を振興する上で大きな障害となっている。(県内の令和4年度被害額 約1億2千万円)
- 原子力災害の影響によりジビエ等への活用ができず捕獲意欲が低下している。
- イノシシ等の有害捕獲は、市町村も重点的に取り組んでいるものの、狩猟者に対して十分な捕獲経費の助成が行われていない。
- 県内の多くの市町村では野生鳥獣の専門的な知識・技術を持たない職員が被害対策を担当している。→ 的確な対策ができない
- 市町村の垣根を越えて野生鳥獣の生息域が拡大している。
- 鳥獣被害発生箇所や侵入防止柵設置場所などの情報を有しているが、データを対策に活用できていない市町村がある。

課題等

- 農作物被害は、イノシシのみならず、シカ、サル及びクマの被害も拡大しており、新たな被害要因となり得る獣種への対策強化が必要である。
- 捕獲従事者の捕獲意欲低下を防ぎ、継続した捕獲活動を実施する必要がある。
- イノシシ等の有害捕獲については、市町村から県に対し、捕獲経費の助成、効率的捕獲のための新技術による捕獲活動支援が求められている。
- 専門的知識を有する人材の全国的な需要の高まりから、人材確保が依然として困難な状況である。
- 持続的な対策とするため、地域に密着した被害防止対策をコーディネートできる人材の定着と広域的な連携が重要である。
- 効果的な対策を継続して実施するためには捕獲だけに頼らない、総合的かつ広域的な被害防止対策を推進する必要がある。
- 鳥獣に係るデータを統合・分析し、今後の被害対策に活用する必要がある。

イノシシ等有害捕獲の促進 (75,310千円)

イノシシ、シカ、サル及びクマ(新)の捕獲経費の一部助成や新技術による捕獲活動支援、集落ぐるみで行う総合的な対策の取組により、

- ①野生鳥獣による農作物の被害軽減を図る。
- ②野生鳥獣の捕獲活動を促進し、環境中から放射性物質を除去し環境の回復を図る。

【新技術による効率的捕獲支援】	【総合的な対策】
調査に基づく捕獲場所・手法の検討	電気柵・WM柵
調査及び捕獲へのドローン活用	GISによる対策の見える化
【捕獲経費助成】	情報の分析に基づく有害捕獲

市町村専門職員の育成支援 (20,375千円)

現地で対策を講じる専門的な知識・技術を有した人材を育成し、市町村等に定着させ近隣市町村と連携体制を構築することで、

- ①住民が主体となった総合的な対策技術の普及と定着を図る。
- ②市町村をまたぐ広域的な被害の拡大を防止する。
- ③専門職員の技術研鑽・継承により、持続的な鳥獣被害対策体制を構築する。

確保育成	【候補者の確保・育成】	○活躍している専門職員を交えた現地体験交流等	○候補者の育成研修・配置支援
配置	【広域的被害拡大防止体制整備】	○専門職員の技術研鑽・継承への経費補助(採用から2年目まで)	
定着	【専門職員活動のフォローアップ】	○定着支援のための個別研修	
能力向上	【専門職員の高度化】	○技術習得や継承、連携強化のための集合研修	

被害対策DXの推進(新) (2,520千円)

市町村が保有する捕獲状況、わな・侵入防止等の設置状況等の鳥獣に係るデータとGIS等の新技術を活用した対策立案の手法を市町村が導入することで、

- ①過去の対策や被害状況を可視化する。
- ②現在の鳥獣の生息・行動域を把握する。
- ③未来の鳥獣対策の戦略を立案する。

①【GIS等の活用支援】	③【効果的な対策の展開】
②【対策の見える化】	

- 有害捕獲の円滑な実施と捕獲意欲の低下軽減
- 市町村専門職員の支援による総合的な対策の取組推進
- > 総合的な対策の取組による捕獲頭数の増加

- 専門職員による地域主体の総合的な対策のコーディネート
- 近隣市町村間の連携による被害の拡大防止
- > 持続的な鳥獣被害対策の体制を構築

- 鳥獣対策の強化ポイントの重点化
- 広域的視点での対策立案や軌道修正
- > 長期的・効率的な鳥獣対策の展開

農作物の被害を防ぎ、力強い地域農業の振興

地域の力で進める！鳥獣被害対策事業（継続）

1 目的

農作物等の鳥獣被害防止のため、地域の被害防止の取組への助言・指導や活動の中心となる人材の育成と地域づくりを行うとともに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成した市町村協議会等が実施する鳥獣被害防止活動を支援する。

2 事業内容

- (1) 鳥獣被害対策推進事業
 - ア 取組推進事業
市町村担当者、農林事務所担当者向けの会議の実施や補助事業の推進、総合的な対策取組の普及・拡大を図る。
 - イ 豚熱対策捕獲強化推進事業
豚熱まん延防止を目的とした野生イノシシの捕獲に必要な防疫措置支援を行う。
- (2) 地域特性に応じた対策実証・普及事業
有害鳥獣による農作物等の被害防止のため、総合的な対策に取り組むモデル地区を県が主導して実証するとともに、周辺地域を含めた地域リーダーの育成と地域の取組の普及・拡大を図る。
- (3) 地域リーダー育成事業
市町村職員及び市町村鳥獣被害対策協議会事務局員等に対し、専門技術研修（近年、県内で出没が増加しているクマのほか、イノシシ、シカ及びサル等の生態と対策等）を行い、鳥獣被害対策の地域リーダーとなる人材を育成する。
- (4) 鳥獣被害防止総合対策事業
 - ア 推進事業
鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村協議会等が実施するわなの購入経費、追い払い活動経費及び藪の刈り払い等の地域ぐるみの被害防止活動を支援する。
 - イ 捕獲活動支援事業
鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村協議会等が実施する捕獲活動経費を支援する。
 - ウ 整備事業
鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村協議会等が実施する侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵等）等の整備を支援する。

225

- エ 広域有害鳥獣捕獲活動推進事業
生息状況調査のデータ解析やICTわな等の最新技術を活用し、広域的な捕獲活動を先導する人材を育成する。

- 3 事業主体 (1)～(3)、(4) エ 県
(4) ア、イ、ウ 市町村又は協議会等
- 4 事業費 329,426千円(国 327,450千円、県 1,976千円、その他 一千円)
- 5 補助率 (4) ア、イ、ウ 定額、1/2以内
- 6 事業期間 令和元年度～令和8年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

地域の力で進める！鳥獣被害対策事業の概要

現状・課題

- 加害鳥獣や被害作物は多種多様で地域特性に応じた総合的な対策の支援が必要
- イノシシやシカなどの農作物被害を著実に減らすためには、「捕獲」だけではなく、「被害防除」や「環境管理」を併せて実施することが不可欠
- イノシシ等の被害が深刻化・広域化し、効率的・効果的な捕獲が不可欠
- 野生イノシシから豚への豚熱感染拡大防止対策が必要

施策の方向

- 地域特性に応じた住民主体の総合的な対策を推進
- イノシシやシカに対応した侵入防止柵の設置やゾーニングを推進
- 新技術を活用した効率的・効果的な捕獲活動を支援
- 市町村を越えて被害が生じている鳥獣に対する広域的な取り組みを支援
- 豚熱感染拡大防止のため、捕獲や防疫措置の強化

目標

イノシシの目撃情報の増加、クマ等による被害が拡大しているため、市町村の多くで、鳥獣の捕獲及び進入防止柵の整備計画を見直した。

令和5年度実績
有害捕獲：4,912頭 侵入防止柵110km

被害防止計画の達成

有害捕獲目標：7,300頭
侵入防止柵整備目標：195km※1

福島県イノシシ管理計画及び福島県ニホンジカ管理計画の捕獲目標達成に寄与
(目標：イノシシ25,000頭/年、シカ1,400頭/年)

※1 令和7年度鳥獣被害防止総合対策交付金の市町村の要望を反映

令和7年度事業 (329,426千円)

【地域特性に応じた対策実証・普及事業】 (3,473千円)

- モデル地区実証・普及活動
 - ・ 総合的な対策に取り組むモデル地区の実証と拡大



【地域リーダー育成事業】 (1,330千円)

- 地域リーダー育成研修会の開催
 - ・ 鳥獣被害対策の地域リーダーとなる人材の育成



【鳥獣被害対策推進事業】 (3,911千円)

- 取組推進事業 → 総合的な対策普及・拡大に向けた会議開催等
- 豚熱対策捕獲強化推進事業 → 豚熱まん延防止に向けた防疫措置支援



【鳥獣被害防止総合対策事業】 (320,712千円)

- 推進事業
 - ・ 研修費助成
 - ・ 捕獲機材の購入
 - ・ 捕獲活動の資金
 - ・ 各鳥獣種の生息調査等
- 捕獲活動支援事業
 - ・ 捕獲経費助成
- 整備事業
 - ・ 各獣種に対応する侵入防止柵の設置
 - ・ 焼却施設や射撃場の整備支援
- 広域捕獲活動支援事業
 - ・ 研修費助成
 - ・ 生息状況調査
 - ・ 捕獲経費助成
 - ・ 人材育成活動経費
 - ・ 新技術実証経費等



【地域ぐるみの総合的な対策推進】

【県下全域で鳥獣被害対策の推進】

地域（住民）主体の総合的な対策の普及・拡大

227

「いなかといいなか」農村関係人口創出事業（継続）

1 目的

農業・農村の活力向上に向けて、農村関係人口の創出・拡大と農業・農村の多面的機能の維持を図るため、農村の保全活動等に係る農村地域と都市住民とのマッチング支援やイベント開催等によるモデル構築に取り組む。

2 事業内容

- (1) むらのボランティア・マッチング事業
地域外住民の受入を望む農村地域と、農村に関心が高い地域外人材とのマッチングを支援する。
- (2) 農村との多様な関わり創出支援事業
農業・農村が有する多面的機能への理解醸成を図り、農村を訪問するきっかけとなるイベント等を開催する。

3 事業主体 県

4 事業費 11,739千円(国 5,721千円、県 6,018千円、その他 一千円)

5 補助率 ー

6 事業期間 令和6年度～令和8年度

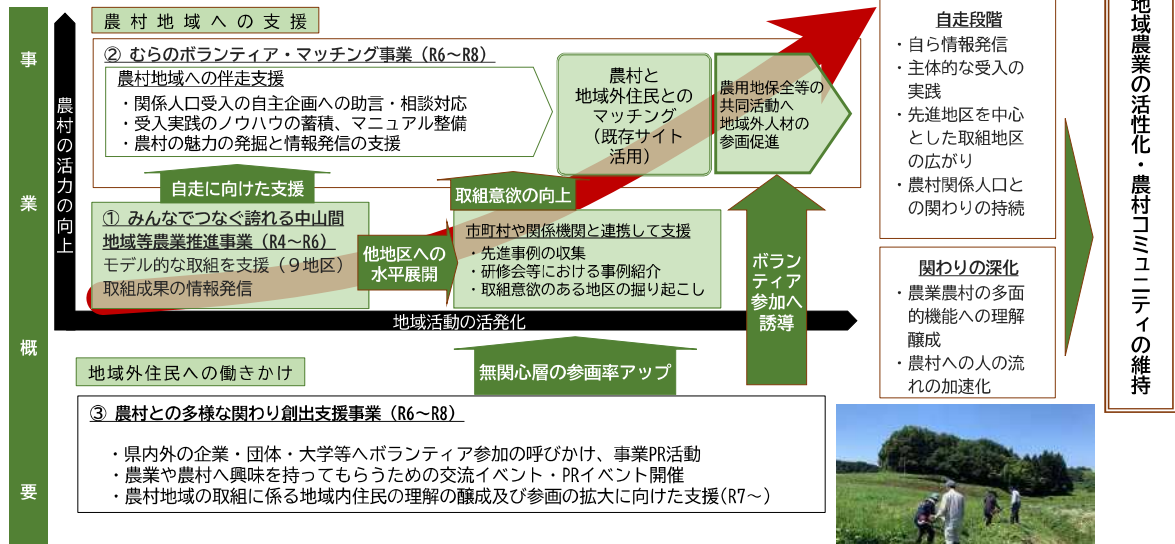
【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7380】

228



「いなかといいなか」農村関係人口創出事業

農村地域の農業者組織や共同活動組織等のうち、地域外の住民にも農業生産活動や集落機能維持への参画を呼びかけたい組織と、農業・農村との関わりを持ちたいと考えている地域外住民とのマッチングを支援することにより、農業・農村が有する多面的機能への理解促進と、農村関係人口の創出・拡大を図る。



中山間地域等直接支払事業 他（継続）

1 目的

農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に向けて、農業生産活動の維持や地域ぐるみで持続的に取り組む農地の保全管理等を支援する。

2 事業内容

- (1) 中山間地域等直接支払事業
 - ア 中山間地域等直接支払事業

農業生産条件の不利益な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う農業者等を支援する。【1, 104 協定】
 - イ 市町村推進事業

中山間地域等直接支払事業の適正かつ円滑な実施のために市町村が行う事務を支援する。
 - ウ 県推進事業

中山間地域等直接支払事業の推進を図るため、集落代表者や市町村担当者を対象とした研修会等を実施する。
- (2) 多面的機能支払事業
 - ア 多面的機能支払事業

地域ぐるみで行う地域資源（農地、水路、農道等）の維持や質的向上を図る活動を支援する。【1, 341 組織】
 - イ 市町村推進事業

多面的機能支払事業の活動の充実、適正な執行のために市町村及び推進協議会が行う事務を支援する。
 - ウ 県推進事業

多面的機能支払事業の効果的な実施を推進するため、活動組織役員や市町村担当者を対象とした研修会等を実施する。

3 事業主体

- (1) 市町村、県
- (2) 市町村、県、福島県多面的機能支払推進協議会

4 事業費 4,097,913千円(国 2,732,194千円、県 1,365,665千円、その他 54千円)

5 補助率

- (1) 国1/2~1/3、県1/4~1/3、定額
- (2) 国1/2、県1/4、定額

6 事業期間 平成12年度~令和7年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7380】

中山間地域等直接支払事業 他(継続)

豊かなまちづくりプロジェクト
③ 過疎・中山間地域の振興

令和7年度当初予算 4,097,913千円

【国事業名：日本型直接支払推進交付金】

I 事業内容

農業、農村が有する多面的機能の維持・発揮に向けて、農業生産活動の維持や地域ぐるみで持続的に取り組む農地の保全管理等を支援する。

II 令和7年度の実施内容

中山間地域等直接支払事業

- **中山間地域等直接支払事業**
農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う農業者等を支援する。
【1,104協定】
- **市町村推進事業**
中山間地域等直接支払事業の適正かつ円滑な実施のために市町村が行う事務を支援する。
- **県推進事業**
中山間地域等直接支払事業の推進を図るため、集落代表者や市町村担当者を対象とした研修会等を実施する。

多面的機能支払事業

- **多面的機能支払事業**
地域ぐるみで行う地域資源(農地、水路、農道等)の維持や質的向上を図る活動を支援する。【1,341組織】
- **市町村等推進事業**
多面的機能支払事業の活動の充実、適正な執行のために市町村及び推進協議会が行う事務を支援する。
- **県推進事業**
多面的機能支払事業の効果的な実施を推進するため、活動組織役員や市町村担当を対象とした研修会等を実施する。

III 事業のイメージ



中山間地域等直接支払事業
リモコン草刈機による草刈りの様子



多面的機能支払事業
水路の泥上げ作業の様子



多面的機能支払事業
コンクリート水路設置の様子



多面的機能支払事業
地域住民による景観形成活動の様子

遊休農地活用促進総合対策事業（継続）

1 目的

遊休農地の活用を促進するため、遊休農地の効果的な利用調整手法について調査・実証を進めるとともに、市町村や農業者等が行う遊休農地の再生利用を支援する。

2 事業内容

- (1) 遊休農地活用推進事業
遊休農地の活用を進めるため、関係機関・団体と連携を図り、市町村農業委員会等が農地法第四章に基づいて行う遊休農地に関する措置の適正な執行を支援する。
- (2) 遊休農地等利用調整手法調査・実証事業
遊休農地の発生防止や利活用を現地の実情に応じて効果的に進めるため、遊休農地の効果的な利用調整手法を調査・分析し、その手法を普及する。
- (3) 遊休農地等再生対策支援事業
遊休化した農地の再生利用を図るため、遊休農地の再生作業等に国の事業の活用が見込めない地域において、市町村等が策定する遊休農地の再生計画の実現に向けた取組を支援する。
- (4) 所有者不明農地等総合対策事業
所有者不明農地の発生防止及びその活用を促進するための取組を支援する。
- (5) 最適土地利用総合対策事業
中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援する。

233

3 事業主体

- (1)、(2) 県
- (3) 市町村、市町村農業委員会、地域耕作放棄地対策協議会等
- (4) (一財) 福島県農業会議
- (5) 市町村、地域協議会等

4 事業費 26,616千円（国 19,000千円、県 7,401千円、その他 215千円）

5 補助率

- (1)、(2) ー
- (3) 1/2以内（上限1,000千円未満）
- (4)(5) 定額ほか

6 事業期間 平成28年度～令和7年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7380】

遊休農地の有効活用に向けた支援

しごとづくりプロジェクト

⑤ 農林水産業の成長産業化

遊休農地の利活用を促進するため、担い手などが行う遊休農地再生等の取組や地域ぐるみの土地利用構想の策定、実現に向け支援します。

令和7年1月 農村振興課

遊休農地等再生対策支援事業	最適土地利用総合対策事業
市町村が策定する再生利用計画に基づき、作物生産等を再開するために行う遊休農地の再生作業等の取組を支援	中山間地域における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援
【事業実施主体】 市町村、市町村農業委員会、地域耕作放棄地対策協議会	【事業実施主体】 市町村、市町村農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織又は農地中間管理機構
【内容】 ・草・灌木の刈払、樹木の伐採・抜根などの障害物除去、深耕、整地作業 ・条件改善整備のための暗きょ排水、客土等の費用補助	【内容】 1) 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための実証的な取組等を支援 2) 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備、粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動 3) 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
【要件等】 ・事業費が10a当たり3万円以上の経費を要し、かつ200万円未満等 ・再生した農地を利用権設定等により5年間以上耕作を継続すること ・遊休農用地等の解消を目的とした国及び県の補助対象とならない農地等	【事業期間】 2年以上、最大5年間 【補助率】 1) 定額(1,000万円/年、粗放的利用体制整備(5千円または1万円)/10a) 2) 定率 5.5/10 3) 農用地保全等推進員 250万円/年 ※粗放的利用支援については、最大3年間
新 所有者不明農地総合対策事業	
所有者不明農地の発生防止と活用に向けた取組の促進により担い手が利用できる農地の確保を支援	
【事業実施主体】 (一社)福島県農業会議	
【内容】 所有者不明農地の解消に向けた農業委員会の取組を推進する。	

農村RMO形成推進事業（継続）

1 目的

高齢化等により低下が懸念される集落機能を補完して、農用地保全、農業生産や生活支援等に取り組む農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を目指す地域に対して、その実現に必要な調査・計画策定・実証等の取組を支援する。

2 事業内容

- (1) 農村RMOモデル形成支援
地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る調査、計画作成、実証等に必要な経費を支援する。
- (2) 農村RMO活動着手支援
農村RMOの裾野を広げるため、中山間地域の小規模集落等で農村RMOの形成につながる取組を支援する。
- (3) 農村RMO形成伴走支援
農村RMOの取組を推進するため、有識者を招いた農村地域振興セミナー及び研修会を開催し、普及啓発と人材育成を行う。また、農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた県内取組地域の伴走支援を行う。

3 事業主体 (1)、(2) 地域協議会 (3) 県

4 事業費 46,988千円(国 46,988千円、県 一千円、その他 一千円)

5 補助率 定額((1)は上限10,000千円/事業主体(地域計画連携タイプは12,000千円/事業主体)、(2)は上限2,000千円/事業主体)

6 事業期間 令和5年度～令和7年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7380】

中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

- 複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、地域の将来ビジョンを策定。これに基づき、農村RMOの活動の基礎となる農用地等の保全、地域資源の活用、生活支援に係る各事業を実施。



※農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

なお、農村RMOは、RMOの一形態と整理している。

出典：農林水産省資料「農村RMOとは」

237

防災ダム事業 他（継続）

1 目的

近年、頻発化・激甚化する水災害への対策は急務であり、「防災・減災・国土強靱化5か年加速化対策」に基づき、農業経営の安定化と、農村地域の安全を確保するために、農地防災施設の整備・更新等を実施する。

2 事業内容

(1) 防災ダム事業

防災ダムの洪水調節機能を適正に発揮させて、洪水による農地、農作物及び農業用施設等の被害を未然に防止するため、排砂工事やダム管理施設等の改修工事を行う。【大笹生3期地区（福島市）ほか 2地区】

(2) 用排水施設整備事業

急激な宅地化などによる断面不足や老朽化等に起因する集落や農地への洪水被害を防止するため、用排水路の改修工事を行う。

【明治堀地区（西郷村）】

(3) 農業用河川工作物応急対策事業（県営）

洪水等による被害を未然に防止するため、改善措置を必要とする頭首工について、補強・改修工事を行う。

【佐布川地区（会津美里町）ほか 3地区】

(4) 湛水防除事業

地盤沈下等の立地条件の変化により自然排水が不能になるなど、排水条件が悪化し、農地等に湛水被害が生じるおそれのある地域において、湛水被害の発生を未然に防止するため、排水機場の補修・更新工事を行う。【新田地区（相馬市）ほか 3地区】

3 事業主体 県

4 事業費 1,179,792千円（国 614,780千円、県 473,160千円、その他 91,852千円）

- 5 補助率 (1) 国55%、県39%
 (2) 国50%、県29%
 (3) 国55%、県37%
 (4) 国55%、県37%

6 事業期間 平成28年度～令和14年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7414】

239

防災ダム事業 他（継続）

安全・安心な暮らしプロジェクト
 ⑥ 防災・災害対策の推進

令和7年度当初予算 1,179,792千円

【国事業名：農村地域防災減災事業】

I 目的

近年、頻発化・激甚化する水災害への対策は急務であり、「防災・減災・国土強靱化5か年加速化対策」に基づき、農業経営の安定化と、農村地域の安全を確保するために、農地防災施設の整備・更新等を実施する。

II 事業内容

防災ダム事業

防災ダムの洪水調節機能を適正に発揮させて、洪水による農地、農作物及び農業用施設等の被害を未然に防止するため、排砂工事やダム管理設備等の改修工事を行う。

【大笹生3期地区（福島市）ほか 2地区】

用排水施設整備事業

急激な宅地化などによる断面不足や老朽化等に起因する集落や農地への洪水被害を防止するため、用排水路の改修工事を行う。

【明治堀地区（西郷村）】

農業用河川工作物応急対策事業

洪水等による被害を未然に防止するため、改善措置を必要とする頭首工について、補強・改修工事を行う。

【佐布川地区（会津美里町）ほか 3地区】

湛水防除事業

地盤沈下等の立地条件の変化により自然排水が不能になるなど、排水条件が悪化し、農地等に湛水被害が生じるおそれのある地域において、湛水被害の発生を未然に防止するため、排水機場の補修・更新工事を行う。

【新田地区（相馬市）ほか 3地区】

III 事業のイメージ

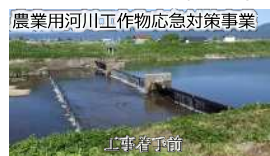


防災ダム事業

大笹生3期地区（福島市）



ダム上流 堆砂状況



農業用河川工作物応急対策事業

工事着手前

佐布川地区（会津美里町）



改修工事中

堰体工 実施状況



湛水防除事業

排水施設
 点検中

新田地区（相馬市）



除塵機（更新後）

240

中山間地域総合整備事業（継続）

1 目的

中山間地域において、農業の生産活動を持続させ、食料の安定供給や水源のかん養、洪水防止機能などの多面的機能の発揮を確保するため、生産基盤の整備と生活環境基盤及び農村の活性化に必要な施設の整備を総合的に実施する。

2 事業内容

用排水路、農道等の農業生産基盤整備、集落道、防火水槽等の農村生活環境基盤整備を総合的に実施する。

【下郷地区（下郷町）ほか1地区】

3 事業主体

県

4 事業費

143,852千円（国 75,350千円、県 47,952千円、その他 20,550千円）

5 補助率

国55% 県30%

6 事業期間

平成26年度～令和8年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7407】

241

中山間地域総合整備事業（継続）

豊かなまちづくりプロジェクト
③ 過疎・中山間地域の振興

令和7年度当初予算 143,852千円

【国事業名：農山漁村地域整備交付金】

I 事業内容

中山間地域において、農業の生産活動を持続させ、食料の安定供給や水源のかん養、洪水防止機能などの多面的機能の発揮を確保するため、生産基盤の整備と生活環境基盤及び農村の活性化に必要な施設の整備を総合的に実施する。

II 令和7年度の実施内容

【下郷地区（下郷町）ほか1地区】

農業生産基盤整備事業

- **農業用排水施設整備事業**
農業用水の安定供給や維持管理の軽減を図るための施設を整備する。
- **農地防災事業**
農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するために必要な施設の新設、廃止又は変更を実施する。

農村生活環境整備事業

- **農業集落道整備事業**
集落周辺における農道等を補完し、主として農業機械の運行や農作物の運搬等に供する集落道の整備及び土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備を実施する。
- **営農飲雑用水施設整備事業**
家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農作物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備を実施する。

III 事業のイメージ



農業用排水施設整備（南会津町）



農道整備（南会津町）



農地防災（南会津町）

242

ため池等整備事業 他（継続）

1 目 的

築造後の自然的・社会的状況の変化や老朽化等により、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生する恐れがあり、早急に整備を要する農業用ため池の改修を行い、農地、農業用施設等の災害を防止し農業生産の維持、農業経営の安定を図る。

2 事業内容

- (1) ため池等整備事業（一般）
防災重点農業用ため池等を改修、補強する工事を行う。【大窪地区（会津美里町・会津坂下町）ほか、25地区】
- (2) ため池維持管理事業
 - ア ため池の廃止
営農に係る利水状況の変化により農業用施設としての用途を終えたため池について、決壊のリスク除去を目的に廃止工事を実施する。【蟹沢地区（会津坂下町）ほか、7地区】
 - イ ため池サポートセンターの運営
ため池サポートセンターを通じて、ため池管理者に対し、ため池の点検、保全管理、技術的な指導・助言に関する支援を行う。
 - ウ ため池管理体制の構築
ため池監視システム運用に関する支援を行う。【白河第1地区（白河市）ほか、1地区】
- (3) 復興基盤総合整備事業（ため池整備事業）
避難地域12市町村において、機能が低下したため池を改修、補強する工事を行う。【金ヶ森地区（浪江町）ほか、7地区】

- 3 事業主体 (1)、(2)イ、(3) 県
(2)ア、ウ 市町村

243

4 事業費 1,024,310千円（国 411,818千円、県 234,856千円、その他 377,636千円）

5 補助率

- (1) 国50～55%：県29～34%
- (2) ア 定額、国50%：県18%、イ 定額、ウ 国50%
- (3) 国75%：県14.5%

6 事業期間 平成26年度～令和12年度

【担当課：農村整備総室農地管理課 024-521-7409】

ため池等整備事業（一般） 他（継続）

安全・安心な暮らしプロジェクト
⑥ 防災・災害対策の推進

令和7年度当初予算 1,024,310千円

【国事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業、
農村地域防災減災事業、福島再生加速化交付金】

I 事業内容

築造後の自然的・社会的状況の変化や老朽化等により、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生する恐れがあり、早急に整備を要する農業用ため池の改修を行い、農地、農業用施設等の災害を防止し農業生産の維持、農業経営の安定を図る。

II 令和7年度の実施内容

ため池等整備事業（一般）

防災重点農業用ため池等を改修、補強する工事を行う。
【大窪地区（会津美里町・会津坂下町）ほか 25地区】

ため池維持管理事業

- **ため池の廃止**
営農に係る利水状況の変化により農業用施設としての用途を終えたため池について、決壊のリスク除去を目的に廃止工事を実施する。
【蟹沢地区（会津坂下町）ほか 7地区】
- **ため池サポートセンターの運営**
ため池サポートセンターを通じて、ため池管理者に対し、ため池の点検、保全管理、技術的な指導・助言に関する支援を行う。
- **ため池管理体制の構築**
ため池監視システム運用に関する支援を行う。
【白河第1地区（白河市）ほか 1地区】

復興基盤総合整備事業（ため池整備事業）

避難地域12市町村において、機能が低下したため池を改修、補強する工事を行う。【金ヶ森地区（浪江町）ほか 7地区】

III 事業のイメージ

頻発化・激甚化する災害に備えるため、ため池の整備廃止、及びため池管理体制の構築等を行う。



決壊を未然に防止

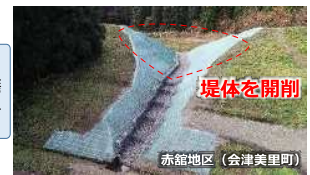


ため池サポートセンターによる支援

改修・補強

廃止

管理体制の構築



245

森林とのきずな事業（継続）

1 目的

ふくしまの森林について再び関心を持ってもらうことで、森林づくりの意識の醸成に資するため、本県の森林や林業に関する情報の発信と森林認証等の普及推進、及び青年を対象とした森林に関する自己学習活動の支援を行う。

2 事業内容

- (1) 森林環境情報の収集と発信
森林環境に関する情報を収集するとともに、森林の現状や県産材利活用、及び県民参画による森林づくりの情報を発信する。
- (2) 森林認証及び森林クレジット活用の普及推進
環境・経済・社会貢献の3つの面から適切な森林経営が行われている森林を国際的ルールで認証する森林認証制度を普及し、森林環境の適正な保全や、持続可能な社会づくりを進めるため、制度普及に係るPR活動への支援、認証取得費用を助成する。また、J-クレジット制度普及のための説明会の開催及び当該制度相談窓口の設置について支援する。
- (3) 若者の森林自己学習支援事業
新たに社会の担い手となる青年の森林づくりへの関心を深めるため、県内大学生等による森林づくりなど自己学習活動を支援する。

3 事業主体

- (1) 県
- (2) 県内に所在する林業関係団体、森林所有者及び管理者、木材生産事業者、流通事業者及び製材・加工事業者等
- (3) 県内の大学等において森林づくりワークショップなどの学習活動をする大学生等

4 事業費

15,834千円(国 一千円、県 一千円、その他 15,834千円)

5 補助率

- (2) 1/2以内
- (3) 定額

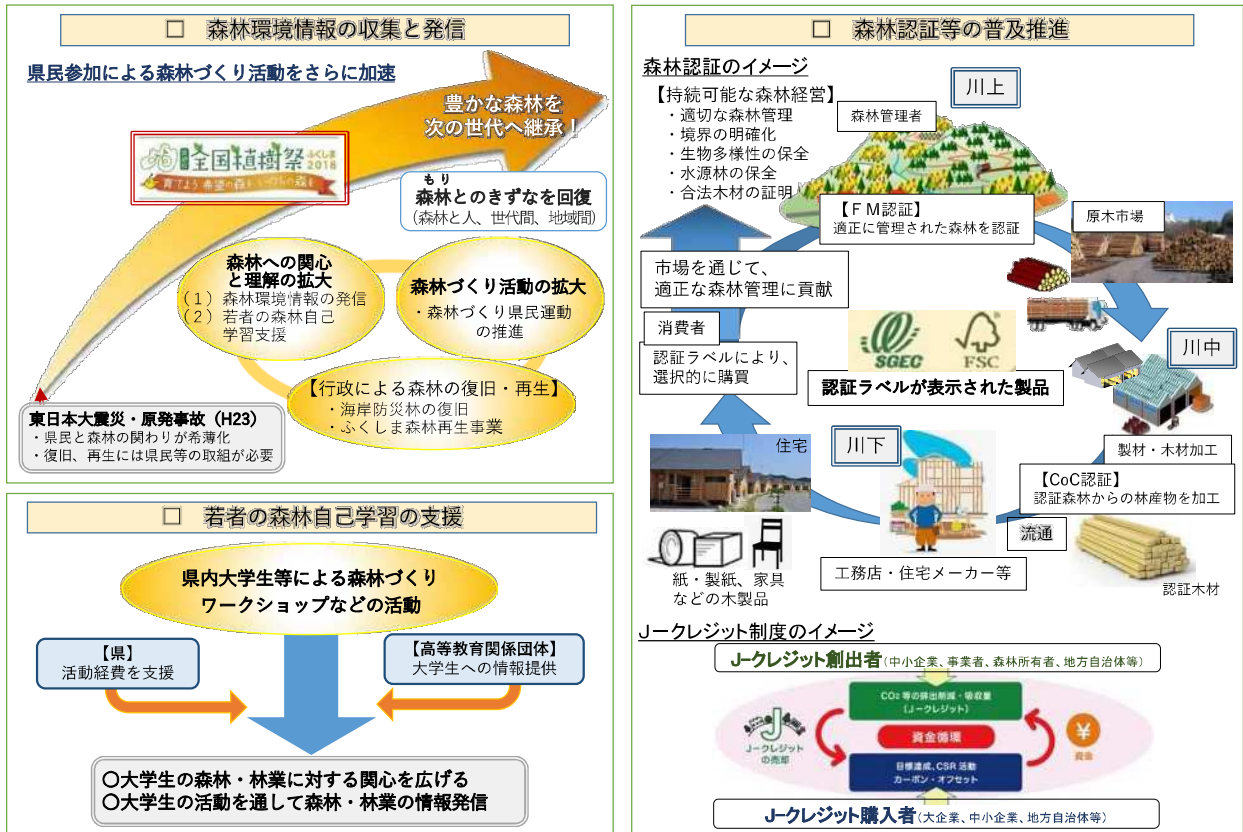
6 事業期間

平成25年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7425】

246

森林とのきずな事業（継続）



247

地域林政アドバイザー活用支援事業（新規）

1 目的

森林経営管理制度の推進にあたり、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するために、市町村が地域林政アドバイザー法人を活用した取組について支援する。

2 事業内容

(1) 地域林政アドバイザー活用支援事業

市町村が地域林政アドバイザー法人を活用し森林経営管理制度等の取組を推進する経費に対して補助する。

3 事業主体 市町村

4 事業費 18,000千円（国 一千円、県 一千円、その他 18,000千円）

5 補助率 1/2以内（上限1,500千円）

6 事業期間 令和7年度～令和7年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7425】

治山事業(一般治山事業)(継続)

■ 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全することや、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図ることで、安全で安心できる豊かな暮らしを確保します。

■ 山腹工・溪間工

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面の安定に向けた治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行い、荒廃地及び荒廃危険地等の復旧整備を実施します。



山腹崩壊地(福島市)



山腹崩壊地(白河市)



治山ダム施工地(伊達市)



山腹工施工後(福島市)



山腹工施工後(白河市)

■ 森林整備

水源地域等の森林において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土保全に資するため荒廃地等の整備を総合的に実施し、県民の生命・財産を保全し、水資源の確保を図ります。



間伐が必要な森林(イメージ)



間伐直後の状況



間伐後3ヶ月経過の状況